

令和 3 年

第 3 回西原村定例会会議録

令和 3 年 9 月 9 日

令和 3 年 9 月 16 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和 3 年第 3 回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
9 月 9 日	木	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
9 月 1 0 日	金		休 会	・常任委員会	
9 月 1 1 日	土		休 会		
9 月 1 2 日	日		休 会		
9 月 1 3 日	月		休 会	・常任委員会	
9 月 1 4 日	火	午前 1 0 時	本会議	・一般質問（4 名） （認定第 1 号）	・決算
9 月 1 5 日	水	午前 1 0 時	本会議	・議案審議 （認定第 1 号～ 認定第 6 号） （報告第 5 号）	・決算
9 月 1 6 日	木	午前 1 0 時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第 4 9 号～ 議案第 5 9 号） （同意第 4 号） ・発議第 4 号 ・陳情書等審議 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続 調査（審査）申出 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例 ・予算 ・一般 議案

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程は 1 0 月 1 5 日までとする。

提出議案等

(令和3年9月9日提出)

(村長提出議案)

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 認定第 1号 | 令和2年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 2号 | 令和2年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 3号 | 令和2年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 4号 | 令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 5号 | 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認定第 6号 | 令和2年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 報告第 5号 | 令和2年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 議案第49号 | 西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第50号 | 西原村営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第51号 | 村道の路線廃止について |
| 議案第52号 | 村道の路線認定について |
| 議案第53号 | 令和3年度西原村一般会計補正予算(第3号)について |
| 議案第54号 | 令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 議案第55号 | 令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)について |
| 議案第56号 | 令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につ |

いて

議案第 57 号 令和 3 年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 58 号 物品購入契約の締結について

議案第 59 号 工事請負変更契約の締結について

同意第 4 号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

(令和 3 年 9 月 14 日提出)

(一般質問)

1 番 小城保弘君 2 番 堀田直孝君 3 番 坂本隆文君 4 番 尾崎幸穂君

(令和 3 年 9 月 16 日提出)

(議員提出議案)

発議第 4 号 議員派遣について

目 次

第1号（9月9日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～同意第4号）	5
日程第 5 休会の件について	1 4
散 会	1 4

第2号（9月14日）

議事日程第2号	1 5
応招議員氏名	1 6
出席議員氏名	1 7
事務局職員出席者	1 7
説明のため出席した者の職氏名	1 8
開 議	1 9
日程第 1 一般質問	1 9
(小城保弘)	1 9
・通称・大規模林道の管理体制について	
・西原村消防団組織・運営について	
(堀田直孝)	2 5
・西原村におけるスマート農業の取り組みは	
(坂本隆文)	3 4
・ふるさと納税について	
・コロナ対策について	
(尾崎幸穂)	4 5
・情報発信について	
日程第 2 認定第 1号 令和2年度西原村一般会計歳入歳出 決算の認定について	4 9
散 会	6 0

第3号（9月15日）

議事日程第3号	6 1
応招議員氏名	6 2
出席議員氏名	6 3
事務局職員出席者	6 3
説明のため出席した者の職氏名	6 4
開 議	6 5
日程第 1 認定第 1号 令和2年度西原村一般会計歳入歳出 決算の認定について	6 5
日程第 2 認定第 2号 令和2年度西原村国民健康保険特別 会計歳入歳出決算の認定について	9 9
日程第 3 認定第 3号 令和2年度西原村介護保険特別会計 歳入歳出決算の認定について	1 0 4
日程第 4 認定第 4号 令和2年度西原村後期高齢者医療特 別会計歳入歳出決算の認定について	1 0 7
日程第 5 認定第 5号 令和2年度西原村中央簡易水道事業 特別会計歳入歳出決算の認定につ いて	1 0 8
日程第 6 認定第 6号 令和2年度西原村工業用水道事業 計決算の認定について	1 1 1
日程第 7 報告第 5号 令和2年度西原村健全化判断比率及 び資金不足比率の報告について	1 1 2
散 会	1 1 5

第4号（9月16日）

議事日程第4号	1 1 7
応招議員氏名	1 1 9
出席議員氏名	1 2 0
事務局職員出席者	1 2 0
説明のため出席した者の職氏名	1 2 1
開 議	1 2 2
日程第 1 議案第49号 西原村手数料徴収条例の一部を改正 する条例の制定について	1 2 2
日程第 2 議案第50号 西原村営単独住宅条例の一部を改正 する条例の制定について	1 2 4
日程第 3 議案第51号 村道の路線廃止について	1 2 5
日程第 4 議案第52号 村道の路線認定について	1 2 7
日程第 5 議案第53号 令和3年度西原村一般会計補正予算	

		(第3号) について ……………	1 2 9
日程第 6	議案第54号	令和3年度西原村国民健康保険特別 会計補正予算(第1号) について ……	1 3 7
日程第 7	議案第55号	令和3年度西原村介護保険特別会計 補正予算(第1号) について ……	1 3 9
日程第 8	議案第56号	令和3年度西原村後期高齢者医療特 別会計補正予算(第1号) について ……	1 4 1
日程第 9	議案第57号	令和3年度西原村中央簡易水道事業 特別会計補正予算(第1号) につい て ……………	1 4 2
日程第10	議案第58号	物品購入契約の締結について ……	1 4 3
日程第11	議案第59号	工事請負変更契約の締結について ……	1 4 6
日程第12	同意第 4号	西原村固定資産評価審査委員会委員 の選任につき同意を求めることに ついて ……………	1 4 7
日程第13	発議第 4号	議員派遣について ……………	1 4 8
日程第14	陳情書について ……………		1 4 8
日程第15	組合議会報告について ……………		1 4 8
日程第16	委員会の閉会中の継続調査(審査) 申出書について ……		1 5 0
閉 会	……………		1 5 0
署 名	……………		1 5 1

第 1 号 (9 月 9 日)

令和3年第3回西原村議会定例会会議録

令和3年9月9日、令和3年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年9月9日（木曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（認定第1号～同意第4号）
- 日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	小 田 楓夕香 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

第3回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和3年第3回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番議員、上野正博君、9番議員、宮田勝則君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、9月2日に行われました議会運営委員会で本日9日より16日までの8日間と想定しています。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を10月15日までの37日間とすることとしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日9日から16日までの8日間を想定しますが、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を10月15日までの37日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣について報告します。

7月16日、阿蘇市町村議長会主催、20日に熊本県町村議会議長会主催の正副議長、常任委員長、議会運営委員長研修会が開催され、それぞれ出席しました。

8月25日に予定されていた熊本県町村議会議長会主催の正副議長研修は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、リモートでの開催となりました。

また、8月23・24日に全国市町村国際文化研修所が主催の議員のスキルアップを目的とした全国市町村議会議員研修に、希望した議員3名が参加しました。こちらも、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、本来なら滋賀県の研修所で行われる予定でしたが、リモートでの受講となりました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和3年第3回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各

位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大が依然として猛威を振るっております。県内においても第5波が押し寄せ、急激に感染者が増加しており、8月1か月で5,535名の新規感染者が発生しております。8月5日に、熊本県に対し、まん延防止等重点措置が発出され、まさしく災害級の発生であります。

本村におきましても、先月1か月間の新規感染者が32名と、過去にない感染拡大となっております。デルタ株は感染力が強く、1名が感染すれば、家族全員や複数名が感染するという状況となり、一時期はどうかと大変心配したところであります。改めて、感染防止に一人一人が、うつらない、うつさない気持ちで、いま一度、新型コロナウイルスの恐ろしさを認識して、感染防止に努めていただくことを願うものであります。

コロナワクチン接種も順調に進んでおります。先週末まで、1回目接種が77.5%、2回目接種が56.8%になりました。自分の命を守るため、多くの方が接種されることを望みます。

なお、集団接種会場の閉鎖後の対応といたしまして、11月、1月、3月の第1水曜日と第4水曜日の午後2時より、のむら内科か、人数が多い場合は構造改善センターで希望者に接種を行う予定としております。

さて、熊本地震から5年が過ぎ、令和2年度も宅地の復旧と集落再生を柱に、完全復旧と創造的復興を目指しながら事業を進めてまいりました。復旧事業は一応の区切りを終え、4月18日に復旧工事の竣工式を終えました。

宅地の再生も終え、それぞれが自宅の再建を進めていただき、完全復興へ向け、仮設住宅からの退去が進むよう、残り8世帯21名の入居者の協力を願うものであります。

そして、防災の拠点づくりと健康づくりの拠点施設となる総合体育館をはじめとする事業推進に企画商工課を中心に取り組み、村民の方が楽しみに待っておられる総合運動公園の完成を復興のあかしとして進めてまいります。

上野議員から一般質問でお尋ねがありました山本元村長の胸像建設につきましては、議員さんからご家族にお願いをされておりましたが、6月末に山本様の自宅を訪問し、最終的な胸像建設の承諾をいただいております。議員各位のご理解をいただければ、新年度で予算を計上するならばと考えております。

また、ワンピースのナミ像設置が終え、7月末、除幕式が実施されました。天才航海士のナミが操る新しい風が村の復興を後押ししてくれるのと同時に、村の名所として、村の観光発展に力を貸してくれると思っております。

今年度は、8月11日から長雨で、農作物を中心に影響がないか心配されます。今後、台風の接近等も考えられますので、無事実りの秋を迎えることを祈るものでございます。

さて、本定例会は、令和2年度の決算認定が主な議題となっておりますが、河上代表監査委員、西口監査委員におかれましては、令和3年7月14日から7月28日までの15日間、厳しい暑さの中、慎重に審査をしていただき、その後の決算意見書作成まで大変ご苦勞をおかけしました。

審査のまとめでは、令和2年度、33億900万円を投じ、復旧復興事業を実施いたしました。国・県の補助金や交付金を活用して、また交付税措置のある起債を財源として尽力したことは大いに評価できるなど、随所に高い評価とお褒めの言葉をいただいております。

また、地域防災拠点である西原村総合運動公園及び総合体育館建設が順調に進んでいます。災害発生時の住民の避難拠点となるため、早期完成と運用を望むとの期待の報告もあっております。

私たちは、ご指摘をしっかりと受け止め、お褒めの言葉を励みに、職員一同、さらに精進してまいり所存であります。

議員各位におかれましても、今後ともご指導とご協力を賜りますようお願いし、今定例会の議案の提案理由の説明をさせていただきます。

認定第1号、令和2年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

令和2年度当初予算は、宅地再生・集落再生を主として、創造的復興への完全復興を目指しながら事業を進めることを最優先としつつも、厳しい財政状況の中に財源確保と歳出抑制を徹底しながら、第5次西原村総合計画の政策分野別施策に基づき予算編成をしたところであります。

熊本地震関連事業と併せて、新型コロナウイルス感染症対策における国の特別定額給付金支給事業、子育て臨時給付金支給事業、村単独のプレミアム付き商品券発行事業、休業支援給付金・事業継続支援金支給事業、住民に対する新型コロナウイルスワクチン接種のためのワクチン接種体制確保事業などの様々な事業において、スピード感を持って進めてまいりました。

そのような中、住民の皆様のご理解、ご協力、議員各位のご指導等により、令和2年度の決算を行うことができました。

令和2年度の一般会計歳入歳出決算額は、歳入で108億5,294万2,021円、歳出では101億4,560万8,089円、歳入歳出差引額7億733万3,932円で、翌年度へ繰り越すべき財源を控除した実質収支額は3億3,356万6,651円となりました。

歳入決算額では、村税は株式譲渡益等の減による影響分として個人村民税が2.1%減となり、地方交付税は普通交付税の増及び特別交付税の減により2.9%増、使用料・手数料は、保育料無料化に伴う公立保育園保育料の減、小森団地家賃増等により18.4%減、財産収入は有価証券売却収入減等により49%減、寄付金はふるさと納税減等により16.5%減、国庫支出金は社会資本整備総合交付金の減、特別定額給付金補助金及び新型コロナウイルス感染症

対応地方創生臨時交付金の増等により27.7%増、県支出金は地域防災がけ崩れ対策事業補助金の減、災害廃棄物処理基金補助金の減等により29.5%減となりました。また、地方債では、公共事業等債の増や宅地耐震化推進事業債の減、緊急防災・減災事業債の減等により10.9%減となり、歳入総額において、対前年度比では4,297万円、0.4%減額となりました。

歳出決算額は101億4,561万円で、うち熊本地震関連費が33億987万円であり、決算額の32.6%を占め、また新型コロナウイルス対策関連費が8億6,206万円であり、決算額の8.5%を占めることとなりました。主なものは、会計年度任用職員制度創設等により人件費5.2%増、特別定額給付金やみんなの家等利活用移転補助金の増等により補助費等71.7%増、総合体育館建設事業や道路新設改良事業の増及び宅地耐震化推進事業や小規模住宅地区改良事業の進捗における減等により普通建設事業費10%減、公債費においては、償還金元金の増等により17.4%増となり、歳出総額における対前年度比では4,403万円、0.4%の増額となりました。

特に熊本地震関連費においては、普通建設事業費が29億955万円、災害復旧費が6,553万円、物件費が3,562万円、補助費等が2億5,797万円等となりましたが、その財源としましては、国の激甚災害指定や熊本地震における特別措置により補助率等のかさ上げや起債の交付税措置率のかさ上げが行われ、それにより、国・県における補助金・交付金、災害復旧事業債等を最大限活用しながら予算執行を図ってまいりました。

また、新型コロナウイルス対策関連費の執行額においては、小中学校タブレットパソコン購入費を主とした物件費が9,892万円、子育て世帯臨時給付金を主とした扶助費が1,230万円、特別定額給付金を主とした補助費等が7億74万円、構造改善センター空調換気設備改修事業費を主とした普通建設事業費が4,809万円となり、その財源としては国県補助金や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を最大限に活用し、感染症対策における様々な事業の予算執行を図ってきたところであります。

積立基金につきましては、平成16年度末残高が8億2,713万円から年々増加傾向にありましたが、平成27年度における特定地区公園事業を主とした要因で、現在高において11年ぶりの前年度比減となりました。

また、平成28年度から令和2年度にかけて、熊本地震関連事業の財源として財政調整基金の取崩しを行いました。今後の起債元利償還金を鑑みて、その財源として繰越金の2分の1を財政調整基金に積み立て、また今後の公共施設の整備に係る財源として公共施設整備基金に積み立てたことから、令和2年度末の基金残高が41億7,161万円となり、前年度と比較すると2億5,760万円の増となりました。

地方債においては、平成15年度末現在高49億8,903万円をピークに年々減少傾向にありましたが、平成27年度における特定地区公園事業を主な要因と

して、現在高における12年ぶりの前年度増となりました。

また、平成28年度から令和元年度にかけて、主に熊本地震復旧・復興事業費の財源として89億5,010万円を借り入れており、令和2年度においても21億5,160万円の借入れを行いましたことから、これにより、令和2年度末の現在高は過去最大の106億9,495万円と、初めて100億円を超すことになりました。

決算につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会の認定を必要としますので、ご提案をさせていただきました。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第2号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額9億8,269万4,073円に対し、歳出総額8億7,293万9,434円で、歳入歳出差引額1億975万4,639円でございます。

歳入におきましては、保険税調定額2億876万円に対し、収入済額1億7,995万円で、収納率では現年度97.7%、滞納繰越分で19%、全体で86.2%であり、収納率は前年度に比べ1.9ポイントの増となっております。

歳入の主な内訳といたしまして、県支出金、うち普通交付金5億8,996万円、特別交付金4,351万円があり、歳入総額の64.5%を占めており、また一般会計からの法定繰入金は7,603万円、繰越金8,763万円となっております。

歳出の主なものは保険給付費5億9,062万円で、歳出全体の67.7%を占めております。国民健康保険事業費納付金のうち、医療給付費につきましては1億9,549万円、後期高齢者支援金等につきましては5,153万円、介護納付金につきましては1,900万円の支出となっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第3号、令和2年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額8億3,599万8,601円に対し、歳出総額7億2,520万8,955円で、歳入歳出差引額1億1,078万9,646円でございます。

令和2年度末の人口6,752名に対し、65歳以上の人口は2,117名、高齢化率は31.4%、介護保険被保険者数は2,087名という状況にあります。令和3年度末現在で346名が介護認定を受け、そのうち293人が介護サービスを受けておられます。内訳としましては、居宅介護サービス199人、地域密着型サービス31人、施設介護サービス63人、居宅介護サービスの利用率は地域密着型サービスを含め78.5%となっております。

歳入におきましては、保険料調定額1億7,177万円に対し、収入済額1億6,925万円で、収納率は現年度99.5%、滞納繰越分で18.7%、全体で98.5%であり、収納率は前年度に比べ0.1ポイント減となっております。

歳入の主な内訳といたしまして、国庫支出金1億7,586万円、支払基金交

付金1億7,779万円、県支出金1億1,308万円で、歳入総額の55.8%を占め、一般会計からの繰入金が1億1,119万円で13.3%を占めております。

歳出の主なものは保険給付費6億4,656万円で、歳出総額の89.2%を占めております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第4号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額1億7,113万8,525円に対し、歳出総額1億6,712万7,438円で、歳入歳出差引額401万1,087円でございます。

令和2年度末の人口6,752名に対し、被保険者は999人でございます。

歳入につきましては、保険料現年度調定額5,289万円に対し、収入済額5,289万円であり、現年度収納率は100%となっております。

歳入の主な内訳としまして、一般会計からの繰入金1億1,227万円で、保険料収納額と合わせ、収入総額の96.5%を占めております。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金1億6,429万円、内訳として、保険料負担金5,298万円、保険基盤安定負担金2,327万円、事務費負担金448万円、療養給付費負担金8,355万円で、歳出全体の98.3%を占めております。後期高齢者の療養給付金の法定負担金につきましては、一般会計より繰入れして拠出をしております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第5号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

歳入総額1億1,627万8,460円に対し、歳出総額8,538万3,080円となり、歳入歳出差引額は3,089万5,380円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源として866万6,000円ございましたので、実質収支額としては2,222万9,380円となりました。

主な内容としましては、歳入におきましては、水道事業収益の営業収益6,721万6,233円、営業外収益1,543万8,050円、繰越金2,331万2,553円、財産収入1万1,624円、歳出につきましては、人件費482万4,441円、電気料等光熱水費658万3,018円、工事請負費94万7,210円で、翌年度繰越額866万6,000円、企業債償還金3,458万5,528円などとなっております。

令和2年度末の給水人口は、村人口の61.5%の4,150人となっており、年々増加傾向にあります。

なお、水道料金の収入状況は、収納率99%となっております。

詳細につきましては、会計管理者よりご説明いたします。

認定第6号、令和2年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

収益的収支におきましては、工業用水道事業収益2,245万8,611円で、前年

度に比べ126万3,887円の増収となりました。

工業用水道事業費用におきましては1,185万5,972円となり、前年度に比べ122万222円の増額となりました。なお、剰余金につきましては3,805万975円で、前年度に比べ476万1,739円の増益となっております。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

報告第5号、令和2年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員に審査を付した上で議会に報告するとともに、村民に対して公表することが義務づけられております。

公表するのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率と公営企業の資金不足比率となっており、監査委員からは特に問題ないと意見をいただいております。

詳細につきましては、総務課長よりご報告申し上げます。

議案第52号、村道の路線認定についてご説明申し上げます。

今回、上程いたしました路線につきましては、主に熊本地震により被災した集落の復旧工事に伴い、新設した3路線及び平成20年に県から村のほうへ譲与されました大津南部農免農道関連2路線、合計5路線を認定するものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第53号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は……（「議案第49号を先にお願ひしたいんですけども」の声）ああ、飛ばしとる、1枚。すみませんでした。

議案第49号から再度説明させていただきます。

西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収することができることとなったことから、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、住民福祉課長よりご説明いたします。

議案第50号、西原村営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

村営単独住宅小森団地の移転工事完了による住宅の規模及び戸数の変更に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第51号、村道の路線廃止についてご説明申し上げます。

今回、上程いたしました路線につきましては、熊本地震で被災しました村道大切畑ダム線の路線を廃止するものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

それから、議案第52号でございます。

村道の路線認定についてご説明申し上げます。

今回、上程いたしました路線につきましては、主に熊本地震により被災した集落の復旧工事に伴い、新設した3路線及び平成20年に県から村のほうへ譲与されました大津南部農免農道関連2路線、合計5路線を認定するものでございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明いたします。

議案第53号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,760万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,261万2,000円とするものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、地方交付税1億280万6,000円の増額補正、ふるさと納税寄付金1億7,000万円の増額補正、繰越金2億4,356万6,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、総務費の基金費を2億6,700万円の増額補正、企画費を1億61万7,000円の増額補正でございます。そして、予備費を1億3,727万7,000円の増額補正をしております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第54号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,475万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,452万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金6,475万4,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金62万4,000円の増額補正、予備費を6,406万1,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第55号、令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,281万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,598万9,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、令和2年度決算に伴う

繰越金1億1,078万8,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金1,692万9,000円の増額補正、予備費9,580万5,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第56号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,316万4,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金401万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、諸支出金15万5,000円の増額補正、予備費385万5,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第57号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ829万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億940万9,000円と定めるものでございます。

主な内容といたしまして、歳入につきましては、令和2年度決算による繰越金722万9,000円の増額補正、歳出につきましては、業務費に1,090万9,000円の増額補正でございます。

詳細につきましては、復興建設課長よりご説明申し上げます。

議案第58号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの購入につきましては、指名競争入札により契約の相手方が決定しましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第59号、工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

鳥子工業団地第2調整池整備工事につきまして、契約の変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画商工課長よりご説明いたします。

同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現委員の森永和紀氏が令和3年12月22日に任期満了となりますので、引き

続き委員をお願いしたく、地方税法の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

以上、今期定例会に提案いたしました認定6件、報告1件、議案11件、同意1件、以上合計19件につきまして、議員各位におかれましては、慎重審議をしていただき、ご議決を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。途中で間違ったことをおわび申し上げます。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日10日から13日まで本会議を休会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、明日10日から13日まで本会議を休会します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。お疲れさまでした。

午前10時40分 散会

第 2 号 (9 月 1 4 日)

令和3年第3回西原村議会定例会会議録

令和3年9月14日、令和3年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年9月14日（火曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

日程第 2 認定第 1号 令和2年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定
について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	小 田 楓夕香 君

4、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君
代表監査委員	河上勝彦君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、9月2日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号1番、3番議員、小城保弘君、件数2件、発言を許します。

（3番議員 小城保弘君 登壇 質問）

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

初当選以来、初めての一般質問をいたしますが、初めての質問でありますため、質問の趣旨から外れたり、質問の意義が少し伝わらなかったりするかとは思いますが、ご了承いただきまして、一般質問通告書に従いまして、通称・大規模林道の管理体制についてと西原村消防団組織・運営についての2つを質問させていただきます。

まず、通称・大規模林道の管理体制についてであります。

熊本地震から5年が過ぎ、地震当時は国道57号線も寸断され、南阿蘇への迂回ルートとして通称・大規模林道からグリーンロードへの道路は、大変活躍した道路であります。

現在、大型車・観光バスなどが、樹木に当たり、通行できないという話を聞きました。

そこで、大規模林道の樹木の枝の伐採はできないかということと大規模林道の管理体制はどのようになっているかということをご質問いたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）小城議員の質問でございます村道沿いに生育している樹木や竹の枝が路面上空に張り出してきた場合、公費を使って伐採はできないかというご質問ではなかろうかなというふうに思います。

確かに、小城議員が申されますように、地震発生当時は国道57号線が寸断されまして、南阿蘇への迂回ルートとして通称・大規模林道からグリーンロードへの道路は、南阿蘇への大動脈として唯一の道路でございました。

そこで、この案件に関しまして、まず伐採を必要とする道路支障木の基準といたしまして、車道の場合は上空4.5m、歩道の場合は2.5mの範囲内に、

障害物を置いてはいけない空間として、道路法第30条及び道路構造令第12条に建築限界として定められております。

次に、道路の境界線を越えた樹木の枝は誰が対処しなければならないのかという点につきましては、民法第233条により「枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる」と記されております。さらに、民法第717条により「土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う」となっております。

まとめてみますと、村道の上空管理範囲内としては、道路の場合は4.5m、歩道の場合は2.5mであり、この管理範囲内で枝が越えていつてきた場合は、その竹木の所有者にその枝を切るようお願いすることができる。もし事故などにより他人に損害を生じた場合は、所有者が被害者に対し賠償する責任を負うこととなっております。

内容の詳細につきましては、道路管理をしております復興建設課長よりご説明申し上げます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）私のほうからは、道路上へ張り出してきた木の枝が原因で事故になり、訴訟がっておりますので、その判例を参考までに紹介いたします。

和歌山地裁で昭和46年に確定しております案件でございますが、国道上に突き出して生息している松の大木の幹に自動車が発生し、道路管理者と松の木の所有者を被告として損害賠償請求訴訟がっております。この判決としまして、松の木の所有者が本件事故によって他人に与えた損害については、これを賠償する責任があるという判決が下されております。

民法第233条では、所有者に切除させることができると制定されておりますが、あくまで切ってほしいとお願いであり、切除自体は強制ではございません。もし樹木の対処がなされなかったとしても、他人が勝手に剪定してはいけないことになっており、場合によっては器物損壊罪に問われてしまう可能性があります。安易に切れないということでございます。また、道路法第42条の維持修繕義務に基づき、枯れ木や強風による枝折れなどのために、事故の発生が予測されるなど緊急の必要がある場合に限り、道路管理者が沿道の樹木を伐採・除去することがございますが、あくまでも緊急やむを得ず行っていることとございます。

また、この事案につきましては、それぞれの土地の所有者の管理状況も考慮する必要があるかと思っております。伐採費用に関しましては、高所作業車や交通誘導員、産業廃棄物など多額の費用が想定されます。その決して安くない費用を捻出して適切に管理をされている所有者も結構おられます。その一方で、管理をされていない土地の樹木を予防のために公費を投じて伐採する

ということは、前者との公平性を著しく欠くものでありますので、公費の支出については慎重にならなければならないということをご理解いただければと思います。

小城議員から質問がございました通称・大規模林道、奈良山医王寺線、栖高天神橋から村道医王寺向小川線、約3キロほどございますが、調べてみますと大半が村有地でございます。村有地は村の費用で、また個人の所有地は個人さんに連絡または文書等で伐採をお願いする方向で、今後進めていければと思っております。距離にしまして約3キロほどございますので、予算の都合上、一遍にはできないかもしれませんが、例えば村有林の除伐・整理伐という扱いで森林組合に委託した場合、場合によっては安くなる可能性もございますので、産業課とも連携して、できるだけ村の負担が少なくなるよう年次計画を立てて今後進めていきたいと思っております。

続きまして、大規模林道の管理はどのように行っているかというご質問にお答えいたします。

村道の管理につきましては、通常の定期的なパトロールを日々行っているところでございます。定期的なパトロールに併せまして、梅雨時期の大雨や、また台風が来ると予測される前に事前パトロール、雨や台風が去った後に事後パトロールを行っているところでございます。

パトロールのときに、路面に倒れ込んだ樹木や土砂などを含めた支障物に関しましては、小さいものであれば課員で処理し、大きなものに関しては業者へ委託し撤去を行っているところでございます。また、年に1回、大規模林道、村道奈良山医王寺線、約6.2キロ区間の除草作業を委託しております、そのときに木の枝が落ちていたり、4.5m以内に入っているものは、できるだけ切るようお願いしているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○3番議員（小城保弘君）大変予算が使われるということもありまして、大規模林道は大事な県境の主要道路でもありますし、今、吉無田高原のほうに自衛隊の駐屯地がございまして、これは防衛省ですかね。ああいったところに、お願いをしてご協力をいただけないだろうかと思っております。

それと、言われましたとおり、個人の所有地あたりも早くお願いをして切ってもらえれば大変ありがたいと思っております。なかなかあそこの道はカーブが多くて、大型車が非常に通るということで、中央線をはみ出して大型車が来る場合、対向車に衝突したり、また最近、暴走族ではありませんが、二輪車等がスピードを出してあそこの道を通っているという情報もありましたので、こういった木は、要するに小さくなるということはありません。大きくなっていきますので、安全に通れるようお願いしたいと思います。

そして、また西原村の人たちも大規模林道を利用して矢部辺りに行ったり、また山焼きあたりも、あの土地を利用して十分西原村の方々もやっておられ

ますし、また観光面に対しても、村長も観光推進に寄与されておりますけれども、あそこもやっぱり西原村だけではなくして、いろいろなところで観光面に対しても主要道路となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上です。

次に、第2問目の西原村消防団組織・運営についてお伺ひいたします。

熊本地震以来、村内在住の住所を変更した団員もいると思いますが、この辺はどうなっているのか。高齢化に伴い、現在の団員を維持できているのか。現在8分団・24班の組織で運営されているが、分団ごとの人員の差が激しく、少数分団の統合はできないかという問題について、お願ひいたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）質問事項2番目ですけれども、西原村消防団組織・運営についてという質問であります。お答えをさせていただきたいと思ひます。

議員さんの中にも、ほとんどが、尾崎議員は別として、全ての方が消防団員であったというふうに承知をしております。また、団長OBの方が上野副議長、西口委員長、小城議員、そして現職団長の高本議員がおられ、それぞれ消防団について常日頃からご協力とご指導をいただいていることに対し、厚くお礼と感謝を申し上げます。私も団長OBの一人として非常に心強く感じておるところでもございます。

熊本地震のときも、当時、小城議員は副団長として馬場団長と共に毎日役場に来ていただきまして、団員の指揮を取っておられ、消防団活動を活発に指揮され、延べ出動人員4,444名の多くの団員の先頭に立ちまして、瓦礫の撤去や、集落に入りまして団員に的確な陣頭指揮を取られて復旧にご尽力をいただきました。震災当時の復旧と西原村の震災復旧の原点は、消防団にあったと言っても過言ではないと信じております。村民の方々から、消防団がこれほど頼りになるとは想像以上であったという信頼をいただきました。また、国あたりから各種表彰や感謝状を消防団に頂いたところであります。そして、国・県からも過分なるお褒めの言葉をいただきまして、馬場団長、小城団長は全国から講演の依頼を受け、西原村消防団の名を全国に発信をいただきました。私も一人の団長OBとして誇らしく、感謝をするところであります。

今回の質問は、消防団の組織運営というお尋ねではありますが、村民を守るという消防団の今後の育成を案じての質問で、ありがたく思っているところでもあります。ご存じのとおり、消防団は日本最大のボランティア集団として、地域の安全安心と生命財産を守るという崇高な特別職の地方公務員の位置づけであります。自分たちの村は自分たちで守るという使命感を持って、住民にとってなくてはならない存在であります。

そこで、私からは今、3問の内容全体を答弁させていただきます。

1の地震発生以降、村内在住の住所変更についてであります。住宅地を異

動された方も多くおられると思いますが、現在のところ、消防団とか公役等につきましては、以前の地区で活動されている方が多くあるとお聞きをしております。しかし、いつまでもそのままではないと考えます。次の世代では、現住所に加入されるのではないかと考えております。

2番目の高齢化に伴い現在の団員数を維持できるかというお尋ねですが、率直に申しまして大変厳しい状況かと思っております。しかし、できる限り維持ができるよう進めてまいりたいと思っております。住宅火災時は、消防署がありますので、多くの人員は不要ですが、大規模災害時や山林原野火災については、多くの団員の確保が必要であります。団員数については、全国的に見ても令和2年4月1日時点で81万8,478人で、2年連続で1万人以上減少するという危機的状況とされています。そこで、処遇改善で団員の士気向上や家庭等の理解を求め、年額報酬や出勤報酬をかさ上げするなど、消防団の処遇改善に関する検討会で協議をされています。その結果を踏まえ、今後検討してまいりたいというふうに思います。

3番目の少数分団の統合はできないかというお尋ねですが、このことにつきましても以前から幹部会で検討しておりますが、なかなか結論に至っておりません。統合することによって、地元の非常時のときの初期対応は大丈夫なのか、地区住民に対し安全と安心感はどうなのかと、不安とともに細部の対応が困難になりはしないかという問題もございます。地元の方々の意見を聞いて幹部会で議論をしたいと思っております。

消防団員、昔はですね、自営業の方が多うございました。現在はサラリーマンが増加し、会社のご理解もいただければなりません。私たちは熊本地震を経験し、消防団のありがたさは十分に理解しているつもりであります。西原村でも今年から定員割れをしております。多少の減少を覚悟しても、できる限り団員数と分団の統合についても議論を続けてまいります。消防庁からの指示もいただきながら進めてまいります。

詳細につきましては、幹部会にも出席しております総務課長から、質問要旨ごとに答弁をさせていただきます。以上でございます。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）それでは、3つの質問要旨ごとに回答させていただきます。

初めに、質問要旨1についてでございます。

消防団の身分につきましては、地方公務員法及び消防組織法に規定されました市町村における非常勤の特別職地方公務員とされているところでございます。任用に関しましては、市町村の条例で定めることとなっております。本村の任用規定では、当該消防団の区域に居住又は勤務地を有する者、年齢18歳以上の者、志操堅固でかつ身体強健な者、以上の資格を有する者のうちから村長の承認を得て任用すると規定されております。

お尋ねの消防団員の村内住所の変更に伴います分団や班の異動につきましては、制限はないことから、制度上団員の異動は可能になっているところで承知しております。しかしながら、実情といたしましては、熊本地震以降、村消防団内におきまして所属分団、班を異動した団員はいないと認識をしているところでございます。

次の質問要旨2についてお答えいたします。

本村におきましては、この間、条例によりまして消防団員定数255人を維持してきておりましたが、本年度より252人となり、定数割れとなっている状況でございます。

全国、熊本県におきましても、消防団員数が減少傾向にあります。近年の熊本県の消防団員数についてご説明いたしますと、平成30年3万3,015人、令和元年3万2,194人、令和2年3万1,567人という状況でございます。この状況から、令和2年度より総務省消防庁におきまして、消防団員の処遇等に関する検討会が設置されまして、報酬や出動手当をはじめとした団員の適切な処遇の在り方や、ひいては団員を確保することを目的とした検討が実施され、来年度より消防団員の処遇を見直すこととして、全国の市町村に通知されているところでございます。

本村におきましても、来年度よりの報酬等の見直しを行うべく検討を進めておりまして、消防団員の処遇改善により団員数確保に努めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、質問要旨3についてお答えいたします。

現在、本村の消防団編成におきまして、各地区の人口差などから分団、班における団員数の割当てが偏ってきていることは認識しております。この課題につきましては、これまでも含めまして、この間の村消防団幹部会議で継続して議論してきているところでございます。今後も村消防団幹部会議で議論していきながら、各地区のご意見を伺うとともに、ご了解をいただいた上で、分団再編等の見直しを図りたいと考えております。以上でございます。

○議長（山下一義君）発言を続けてください。

○3番議員（小城保弘君）熊本地震以降、やはり家をなくしたり、移動したりして住所が変わったところの人、例えば例を言えば、いろいろな事情で2分団から3分団に来ていると。そして、今は、うちの消防団も熊本市消防局の傘下に入りまして、火災に対しましては、消防署から西原村のほとんどが20分以内で到着しますということで、いろいろな問題で、私が団長をしていましたときから、交通渋滞も含めて、ある地元の分団が出動して、あとは全員待機ということで、今、ここに現団長さんもおられますけれども、やっておられると思います。

そこで、消防団に対しては、熱意を持ってやっておられる方が、例えば2分団と3分団というふうにしまして、俺は2分団に入っとるばってん3分団

のところ、家を建てたと。そのとき、3分団の消防が皆行っているから俺は2分団だけ行かんというような状態で、それはどぎゃんなつとだろうかというような問題も課題も出てきています。その下に班がありますけれども、班の人たちが、いかに住所変更して、俺は何班だったけれども、何班の今、地域におるということで、そこをどぎゃんせないかんとだろうかというようなことも出てきております。これは個人的民事の問題で大変なことだとは思いますが。そのところを何とかならないだろうかというふうに思います。

それと、うちの消防団も今、高齢者になって、また定員数よりも3人減ったというふうになっておりますが、西原村の場合、OB組織があります。それと、2年前に、たしか私が団長の頃に、機能別団員という形で制定したと思いますけれども、やはりOBの方も、70歳以上超えてOBに入っておられる方もおります。そんな方も、やはり一生懸命になって、火事とか、山に人数が足りない場合は参加されているとは思いますが、そのところも、やはり西原村で、気持ちは若いばってんかやっばり年には勝てんというような事態もございますので、西原村を安全・安心に持っていくためには、一、二か月でできることだろうとは思いませんけれども、OB会と消防団を連携した機能別分団というのを利用してやってもらいたいと思います。

それと、やっぱり西原村民が安全・安心を非常に高く持っておられますし、消防団も熱意のある消防団がたくさんおります。その中で、熱意がなくなっている人が、自分で今現在になわった時点で行き場がないというような、いろいろな話を聞きますので、俺はどこに行かにやんとだろうか。ここの班に入っておるばってん、俺はこっちに来とるばってん、どっちに行かにやんとだろうかというような、個人的疑問も持っている方もおられますので、そこは地域の区長さんをはじめ幹部の皆様と十分審議をしてもらい、安全・安心な西原村と安全・安心な消防団をつくり上げていってもらいたいと思います。

私からは以上です。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

○3番議員（小城保弘君）いえ、いいです。

○議長（山下一義君）受領番号2番、4番議員、堀田直孝君、件数1件、発言を許します。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

それでは、令和3年第3回西原村議会定例会一般質問通告書に従い、質問をいたします。

今回は、西原村におけるスマート農業の取組についてであります。

質問の趣旨ですが、現在、日本の農業では機械化は進んでいるものの、農業従事者の高齢化、後継者の不足に伴う労働力の低下、耕作放棄地の増加や

食料自給率の低下などが課題になっています。

最近では、国を中心に農業各種団体、農機具メーカーなどの開発で最先端のスマート農業が取り入れられているが、本村におけるスマート農業の取組はいかがかということであります。

一般的には、スマート農業とは、トラクターや田植機などのGPSの活用技術による自動運転システムやドローン等による消毒散布などを認識しておりましたが、スマート農業とはということで、ネットで詳しく調べてみますと、ロボット技術やICT（情報通信技術）、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）等の先端技術を活用し、超省力化や生産物の品質向上を可能にする新しい農業のことということです。

まず、ロボット技術の活用では、誰もが熟練者と同等の精度・速度で作業を行うことができるトラクター、田植機、コンバインの自動走行システムや、センサーによって作物の状態を確認判別する収穫システム、農業散布をはじめ様々な用途で活用できるドローンなど。ICT（情報通信技術）の活用では、土壌の状態や天候、肥料、作物の品種、行った作業などをデータ化し、作物の生育管理に活用することによって、品質を高め、収穫量を増やし、収益向上につなげる。また、データに基づいた生育管理は、発育の予想が行え、害虫の発生予測や農業気象災害の警戒・軽減も可能になるとのことで、ポイントは、農業で必要な生産技術やノウハウを取得するには長い年月を要するため、農業は未経験者にとってハードルの高いものであり、急速な人手不足が進む農業界において非常に大きな問題であったが、スマート農業の発展により、熟年農業者の技術やノウハウ、判断などをデータ化して、蓄積・活用することで、熟練者が長年の経験によって取得した勘やコツを新規就農者でもできるようになってきているということでした。

実際に、農業センサスによる基幹的農業従事者の数は、2015年の176万人から2020年には136万人に減少、また、基幹的農業従事者の占める65歳以上の割合は、2015年の64.9%から2020年は69.8%までに上昇しており、全国的に担い手減少、高齢化が課題となっており、この打開策としてスマート農業に注目されています。

そこで、これに基づき熊本県ではどのような取組がなされているかということで、熊本県農林水産部生産経営局農業技術課にお聞きすると、令和2年度までのスマート農業普及推進事業を通じ、畜産や航空防除の分野を中心にスマート農業の導入が進みつつある。令和3年から、さらに現場での実装を加速させるべき新たな事業を実施している。具体的には、区画整理を含めた作業一貫体系の実証、選果・集荷施設のアシストスーツの実装、中山間地域の効果的防除技術の開発と防除の担い手育成・支援、技術周知等を行う。

具体的には、稼げる農業の実現に向け、農業の効率的収量・品質向上、誰もが実践可能な農業技術の3つの視点により、研究、普及、行政、さらには

民間企業と連携しながらスマート農業を推進している。研究分野では、県農業研究センターにおいて、画像解析による収量予測や環境制御による生産力向上など、スマート農業の技術確立や推進につながる研究を実施している。

また、県内農業関係高等学校においては、将来の農業を見据え、スマート農業の授業を実施しており、県としても農業関係高等学校との連携は大変重要であると認識しており、将来の担い手でもある学生に向け、スマート農業の周知のための実演会や事業を実施している。

県内の生産現場でのスマート農業の活用状況については、生産コストの低減や高付加価値化による収益向上に向けた施設整備や機器の導入は、全て既に生産現場で進んでいるものもあり、具体的な施設、機械は次のとおりとなっている。1つ目、施設園芸の環境制御機器として、温度、湿度、CO₂濃度を最適な条件で管理、2つ目、広域農場、メガ法人へのICTを活用した営農管理システムの導入、3つ目、ドローンによる米、麦等の病虫害防除、4つ目、畜産分野、5つ目、鳥獣害対策分野と、最近の現場の動きとしては、熊本、八代、玉名、天草地域などで、AIかん水システムやセンシング技術、ドローン活用等の検討会や研究会が開催されるなど、県下各地でスマート農業の導入に向けた動きが見られている。県においても引き続き、樹園地の自走式草刈り機やアシストスーツ、ドローン防除、土地利用型農業作業の一貫体系の実証などに取り組みながら、生産現場への実装につなげていくこととしているとのことでした。

本村におきましては、主にかんしょ、稲作、畜産、施設園芸等の農業がなされておりますが、現在どのような取組がなされているか。また、どのような取組計画があるかをお聞きいたします。

○議長（山下一義君） 村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君） 堀田議員のスマート農業の取組はということでの質問であるかと思えますけれども、今、詳しく説明されたとおりでございまして、いろんな技術が、現在、農家の方々がどこまで理解されているのかということもございまして。そこで、省力・軽労化等をさらに進めるためにも、新規就農者の若い人に頼んで、次のようなことも技術の継承をすることはどうかというふうに思っておりますが、今言われたようにロボットトラクターやスマホで水田の水管理システムなど作業の自動化による規模拡大が可能にはならないか。ICTの技術によりまして、熟練農家から技術継承や、農作物の生育や病害を正確に予測して、高度な農業経営が可能にすることができはしないかと。しかし、我々この西原村には、どこまでマッチするのか、やる気を出させるのが課題かとも思えます。若い農業後継者のやる気で農業も変わるとお思いますので、今後の一つの大きな検討課題ではないかというふうに思います。

今言われましたように、農業の担い手の減少、高齢化の進行によりまして、労働力不足が著しい状況であるにもかかわらず、農業の仕組みと申しますか、農業の現場では依然として人手に頼らざるを得ない作業が多くございます。省力化、負担の軽減が課題となってきております。国では、このような状況を踏まえて、スマート農業の推進により農業にイノベーションを起こすとし、様々な支援策を講じております。

本村は、その地理的状況によりまして、従来からかんしょ、さといもを主体とした農業経営が営まれています。作付から出荷に至るまで様々な重労働を伴う作物であり、この負担の軽減を図ることは重要な課題でありますので、積極的にスマート農業に取り組む必要性を認識しております。

今後の村の農業のことで大事な案件であります。詳細につきましては、担当しております産業課長より詳しくご答弁をさせていただきます。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）大手の農業機械のメーカー、農機具のメーカーのホームページなどを見てみますと、大体自動運転の大型トラクターあるいはコンバインというのが最初に大きく出てくるわけでございます。全国的に水稻を中心とする集落営農が展開される中で、メーカーはこのような大型機械を主流に開発を進められているということがうかがわれるのかなというふうに感じてございます。

しかし、農地の約4割が中山間地域に属する我が国におきましては、大型機械を必要としない地域も多く存在しており、本村も大型トラクター等を必要とする農地や業種が限られているというのが現状ではなかろうかなというふうに思っております。

一方で、農業は重量物の運搬等重労働を伴うということから、パワーアシスト技術の開発も大分進んでおるように感じてございます。重量農産物を主力作物といたします本村農業にとっては、ここには大きな期待を寄せるところでございます。本村の農家も高齢化が著しい中、かんしょ、里芋を中心とする農業経営は、近年の高単価に支えられているにすぎないというような状況であるというふうに認識をしております。重量物の取扱いは農業経営継続の最も大きな障害の一つであると言えます。主力の農産物が重量野菜であったがゆえに、生産者の減少を招き、軽量野菜に転換を強いられた、あるいは消滅したという産地が、全国的に多数存在してございます。これは高齢化対策のみにとどまらず、新規就農者の拡大のためにも解決されるべき課題であると言えます。

このことは、本村農業の課題として以前から生産部会とも共有をしてきたところであり、2017年1月に大手農機メーカーが初めてウインチ式のアシストスーツを本格的に発売いたしました。このことを受けまして、2018年10月に議会産業教育委員の皆さんと千葉県幕張メッセで行われました農業We

e k という農業機械の展示会で研修を行ってきたところでございます。ここでは幾つかのメーカーからパワーアシストスーツが出展されており、機械式、油圧式、空気圧式などを実際に装着して体験を行うことができました。それぞれのメーカーで開発が進んではいますが、しかし、歴然とした効果を感じられない、あるいは実際の生産現場でどの程度活用できるのか判断できないというのが率直な感想でございました。各メーカーでの開発が生産現場の実態に十分に応え切れていないという印象でございましたので、この課題については九州農政局あるいは阿蘇地域振興局にも重ねて相談を行ってきたところでございます。

それから、去年は水稻のウンカによる被害が村内でも大分発生しまして、大幅な収量減少となりました。また、今年は夏場の長雨でかんしょの防除ができず、害虫による食害というのが著しい状況ではなかったかなというふうに認識してございます。秋雨は2週間余り続きましたので、農家の皆さんは晴れ間を待ちわびたかのように防除をなさっていたというのが非常に印象的でございました。夏場の最も暑い時期に散布用のホースを引き出しては巻き取るという作業を繰り返さなければならず、かんしょに限らず夏場の防除というのは本当に大変な労働の一つであろうというふうに思っております。水稻の防除もさることながら、かんしょをはじめとする作物の空中散布による防除ができないものか、昨年来、産業課内でも検討を重ねてきたところでございました。

今年度に入りまして、阿蘇地域振興局農業普及振興課から、西原村の甘藷部会の協力を得てアシストスーツの効果とドローンによる防除の実証実験を行う計画であるということで報告を受けております。具体的には、ドローンによる薬剤散布の効果検証と、収穫期以降の一定期間、アシストスーツを複数の農家に貸与、使用してもらい、効果を検証するというものでございます。本村の農業の課題として相談してきたことに対しまして、県農業技術課、また阿蘇地域振興局農業普及振興課には、課題の内容を十分理解し、適切な支援をいただけることに大変感謝を申し上げますところでございます。アシストスーツの実用性の検証やドローンのオペレーターの育成、ランニングコストなど、幾つかの課題はございますけれども、今年度のこの実証実験の結果を検証し、各生産団体と検討を行い、補助事業を活用した必要な機器の導入、運用につなげていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）堀田議員。

○4番議員（堀田直孝君）今、南利課長から説明いただきました。

私も先般、JAの農機具の展示会、グランメッセでありましたが、やはり今はもうメーカーが一番に来るのが大型農機の自動運転システムと、あとはドローン、このコーナーが多くあり、ほとんどのブースの面積を占めておったかと思えます。ただ、今、南利課長が言っていますとおり、メーカーは収

益も考えますので、大型農業、平野部の大型生産施設、そういうところを目標にしているのかなと思っておりました。

今、課長が言われましたとおり、西原村、私もかんしょをやっておりますが、かんしょを植えますと、重労働といいますが、例えば先ほどの消毒散布、これも動噴が、昔は手で巻き取って100mぐらい引っ張って、もう本当に引っ張るほうは肩の皮がむけるような重労働を何回も往復しなければならない。今はリモコンになりましたが、振るほうは相変わらず、1人になりましたが、1人で引っ張らなければならないということと、そういう重労働をする上で、いつも冗談で言いますが、百姓の年金は、腰痛、腰曲がり、O脚だねというように、やはりそこまでして農業をせんといかんのかという懸念もございませぬ。

という中で、スマート農業のアシストスーツも今出ましたが、前、前委員長の林田委員長が行かれたときのアシストスーツ、かなり高価で何十万円としておったかと思いますが、この間の展示会では、もうかなり安価になり、10万円台で購入できるようなアシストスーツになっておりますが、また頻繁に動く中で、ちょっと余分な装置をつけることによって、これで軽くなるのということであれば、腰痛とか、そういうものがもう出ている人が使うのかなという感じに思いました。

その中で、私もこの質問をするに当たり、いろんなことを勉強してみましたが、やはりスマート農業における推進するということは、非常に将来農業の発展に効果があると思われませんが、デメリットも非常にあるということで、最大のデメリットは、展示会に行くと高価、コストの割合が高いということと、それに伴って、操作これも以前の農業はコンピューターとかそういうものは全然あまり使うものじゃございませぬでしたが、スマート農業を行う上ではコンピューター機器の操作、知識、資格が必要になり、農業機械を操作する知識と経験に加え、パソコン、スマートフォンを効率よく使わないとできないということ。また、ドローンにおいてもドローン操作士のような資格が必要になるというようなデメリットがございませぬ。じゃ、その打開策です。どうしたらいいのということで調べてみますと、これには補助金が出るということがありました。

今、国も、このスマート農業を推進するに当たり、農林水産省ではスマート農業について、ロボット技術やICTを活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する新たな農業と位置づけ、補助金を出しております。支給される目的には3つの分類をすることができるということで、必要な経費の負担軽減が1つ、2つ目が継続的な実施のサポート、3つ目がサポート開発、試作作品開発、生産プロセスの改善というようなものがあり、事業名はスマート農業総合推進対策事業費補助金。あと一つが、スマート農業総合推進対策事業費地方公共団体補助金、中の内容はちょっと省略させていただきます

が、そういうものがあるということで、対象となる事業は、ロボット技術の安全性確保策検討事業、2つ目に次世代につなぐ営農体系確立支援、3つ目にデータ駆動型土づくり推進事業等の補助金があるようです。

県下では、コストを下げるというところで、どういうことがあっているかというところ、農林水産技術会議がスマート農業実証プロジェクトというのをやっていまして、県下でも、ちょっと紹介しますと、この間まで西原村にあった益城町の果実堂がベビーリーフの収穫アップにつなげる労働コスト削減によって利益が20%アップしたというような事例もありますし、阿蘇市の狩尾牧場では畜産関係の実証、それとJA阿蘇いちご部会でも行われているということで、これは圃場内の環境及び作物生育情報を活用した局所適時環境調整技術による省エネ多収安定生産と自動選別とパック詰めをロボットで活用した調整作業を省力化しているというようなものもされていると。こういうものが、今、南利課長が言われたかんしょにおける取組なのかなと思います。

それと、あと一つが、農政局が事例を発表しておりますが、九州農政局によりますと、企業による活用。九電がドローンサービスによって、以前、九電は設備の点検巡視等にドローンを活用しておりますが、これを農業のほうに活用するというので、一回の防除は二、三名オペレーターが来て、1ha当たり20分で済むというようなことをやっておられます。

それとか、有限会社タカハマ緑幸というところ、大津町にあります。ここが本来であれば造園、リフォーム、農業用機械の販売、リース等を行っておりますが、これも農業のほうに協力するというので、AI機能による自動での草刈り、樹園地ですね。うちらであれば、ゆずとか栗とか、そういうところの草刈りの自動ロボットの活用。または、これはイメージとしては自動掃除システム、何と申しますか、勝手に充電して勝手に戻るというやつ。そういう感じの不規則な動きにより、イノシシ、カラス等が寄りつかず、獣害被害が激減し、収量アップがしているというような事例。

そういう様々な、今、企業も農業のほうに利益を求めるといふか、自分たちの持っているノウハウを提供して、農家の方も機械を買わずに委託でできるというようなこともされているということでございます。そのあたりはどんなでしょうと。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）いろんな技術ですとか、また、あと請負さんといいますか、そういったご紹介だったと思います。

今回、実証実験で県のほうでやっていただきますドローン、もう既に先週7日火曜日、一回飛ばしております。1haのかんしょ畑に基腐病の殺菌剤の散布を行うということで、大体1ha散布するのに15分ということで実施をしたところでございます。この実施の委託をされた先が、もともとは農薬販売店さんがドローンとかヘリコプターを購入して、既にもう県内で農業関係の

事業のサービスをされているというようなことであります。購入するという方法も当然あると思います。例えば、去年ですか、さといもの選果機を導入しました産地パワーアップ事業、こういった事業も今ある事業の中では非常に効率でございますし、この産地パワーアップ事業については、今、重点品目としてかんしょを上げているんです。それから、産地パワーアップ事業自体もスマート農業を推進するようなものを優先的に採用するというような方向になってきてございます。

そういった事業を使って、実際に購入してやっていくのか、あるいは既に農業をサービス事業として行っている業者さんに委託をするのか、この辺は、部会、生産団体の皆さんと相談しながらやっていけたらすると。考えられるのは、まだまだサービスを行う事業体さんというのはそんなにたくさんございませんので、こちらが希望する時期にレスポンスよく仕事ができるのかとか、そういったところは懸念するところであります。そういったところも含めてやっていきたいなど。

かんしょに限らず、ほかの作物、例えば果樹ですね、おっしゃった。今、動噴で下から散布されております農家の方は必ず被曝をしておるという状況、この改善もしていきたいなどというふうに考えますので、幅広い生産団体のご意見を伺いながら、購入あるいは委託。それから、もう一つ考えられるのは、村内で既に大型ドローンをお持ちの農家さんがいらっしゃるんです。もしかしたら、将来的にこの方が受託をされるということになってくると、それに対しては別途、村が購入といいますか、団体さんが購入しまして運用するとなると、その方の経営にも支障が出てくる。その辺の調整もしながら、よりよい方法を選んでいかなんとかなど。スタートしたばかりでございますので、具体的にどういう方向でいくかというのは、まだ考えてございません。皆さんの意見、もちろンドローンをお持ちの方の意見も伺いながら、本当にこれからだなという今でございます。

ただ、やっぱりもう以前から、今年は、去年は単価が高かったけんコンテナが軽かろうねなんて冗談では言っていますけれども、軽いはずがありませんもんね。一番の課題だと思っております。まずはそれを何とか解決したい。そのために、アシストスーツというのが、評価がありますけれども、昨年、一昨年に長崎で実証試験が行われた中で、思いどおりに動かないとか、体がねじれますとか、あるいは着脱が非常に面倒であると。コンテナを積んで軽トラを動かしてというようなことができない。装着したままでできるのかとか、あるいは着脱が簡単にできるのか。この辺は非常に検証が必要かなというふうに考えてございます。そういったことも考えながら、ですので、その辺があまりうまくいかんようであれば、実は去年の2月に計画をしておりましたが、軽トラにアタッチメントで装着して使うことができるクレーンの、つんだろーという名称らしいですけれども、そういったのもちょっと面白いかな

と、実演会をやっていききたい。

県の実証実験の中で、今度は大型トラクターの実証をなさるそうなんです、冬の出荷協議会の折に。その実証実験に併せてアシストスーツ、また可能であれば、つんだろー、アタッチメントのクレーンのやつ、そういったものも一緒に実演をしてもらって、どういう技術が今あるのかというのを皆さん方に告知するというのも、今回の事業の目的の一つとなっております。認知度を上げていくということです。それと併せて、どういう設備を使うのが一番いいのか、どういう機械を使うのが一番いいのか。今の段階では、そういったことも検証しながら、次年度あるいは次々年度になるかと思いますが、導入あるいは運用ということにつなげていければなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）堀田議員。続けてください。

○4番議員（堀田直孝君）全くそのとおりだと思います。

先ほども、県のほうでなされているところで、農業高校に対する指導、実演がということで、全国農業新聞でも、菊池農業高校に大型のトラクターを導入して次期後継者の育成に努めておると。私の母校である熊農も後援会のほうに同じように農業機械の導入ということで県から導入されておるということで、いろんな取組がなされております。宮崎県の串間市、ここは西原村と全く一緒に主要産物がかんしょです。あいにく基腐病で壊滅的な被害を受けて、ここは、串間市の農業振興課かんしょ産地対策室というところがドローンをもうやっている。さきの九州農政局の指導のところに書いてありますが、こういう取組事例が主にあと大学、高校との連携というのがかなりあります。

そこで、西原村においても、その実証に、例えばもう九州東海大学が来ますので、農業高校も大事だし、九州東海大学、熊大関係も協力して、一緒にいろんな開発をやっておりますので、そのあたりの取組もひとつ取組の中に入れていただいて、まとめていききたいと思っております。

もうまとめます。農業は、きつい、重労働、収入が不安定など、悪いイメージを持っている人が多く、就農するには、経験や技術、知識が必要であることから、ハードルが高いものと見られがちです。本村でも、スマート農業の導入により、体力がない人も、高齢者になっても、経験や技術を問わず、農業の労働力を軽減、品質向上、生産量の増加、所得安定等の発展が多く見込まれるものと思っておりますので、今後、執行部のご検討、推進をお願いし、また期待し、私の質問を終わりたいと思っております。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）これより暫時休憩します。

（午前11時04分）

(午前11時13分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号3番、5番議員、坂本隆文君、件数2件、発言を許します。

(5番議員 坂本隆文君 登壇 質問)

○5番議員(坂本隆文君) おはようございます。

5番議員、坂本です。先日提出しました通告書に従い、順番に質問させていただきます。

まず、1つ目の質問でございます。企業版ふるさと納税についてです。

西原村でふるさと納税が始まり5年目となりました。当初1億2,200万円ほどだったふるさと納税額が、だんだんと上がっていき、昨年は4億2,000万円ほどにもなりました。今年の8月分まで合わせますと、ふるさと納税額はトータル12億2,500万円ほどになっております。4年8か月ほどで西原村にたくさんの方々によるふるさと納税を頂いたこと、本当にありがたく、心より感謝申し上げます。

また、おとしより企業版のふるさと納税も始まってまいりましたが、当時、税務課にふるさと納税の企業版を企業がに行った場合、企業のメリットはあるのかと聞いたところ、そこまでメリットがないという返事をいただきました。そのふるさと納税の企業版ですが、2020年度から企業版ふるさと納税の税額控除割合を引き上げられ、寄附金の最大9割に当たる額の減税効果が得られるようになり、内閣府は8月末の発表で、自治体の地方創生事業に寄附した企業の企業版ふるさと納税について、2020年度の寄附額が前年度比3.3倍の1億1,100万円だったと発表されました。

この企業版ふるさと納税を簡単に説明するなら、一般のふるさと納税と仕組みが全く違います。自治体が考案している事業に対し企業が支援すると企業の減税につながるということで、また、自治体とつながることで、企業のイメージアップになったり、信用力がアップするなど、メリットがたくさんある内容となっていますが、まだ西原村では取り組んでおられません。これからこういった計画があるのかをお聞きしたいと思います。

○議長(山下一義君) 村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君) 1件目は、ふるさと納税について、その中での企業版ふるさと納税についてということで、お答えをさせていただきます。

今、申されましたように、平成28年度から行われておまして、応援したい自治体の地域活性化事業に寄附した企業の税負担を軽くする制度でございます。地方公共団体が地方版総合戦略を基に地方再生計画を作成し、内閣府の認定を受けた事業計画に対して企業が寄附した場合に、法人関係税から税額控除する仕組みでございます。

内容につきましては、担当課であります林田課長のほうからお答えをさせ

ていただきます。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）それでは、お答えいたします。

制度のポイントとしまして、ただいま坂本議員のほうも少し述べられましたけれども、これは令和2年度より、地方創生のさらなる充実・強化に向けて、地方への資金の流れを飛躍的に高める観点から、制度を大幅に見直しされ、税の軽減効果が寄附額の今までは最大6割だったのが最大9割に拡大されております。寄附額の下限といいますのが、最低10万円からの設定という形にされております。寄附企業への経済的見返りのほうは、寄附を頂いた自治体からの見返りはないというような制度になっております。この場合、本社が存在する地方公共団体については、そこに本社がある地方自治体に寄附をした場合も対象外になりますので、本社がない企業からの寄附というような形になる制度になっております。

制度改正に伴いまして、8月28日の熊日新聞にも掲載されておりましたとおり、令和2年度の企業版ふるさと納税は全国で約110億円となっております。そのうち熊本県、本県では15自治体で4億1,600万円の寄附があったというふうに記載されております。

その記事の中にも、坂本地方創生担当大臣のほうから「企業版ふるさと納税は企業にとっても節税になるし、自治体にとっても財源確保の有力なツールになる。引き続き制度の活用・促進に積極的に取り組んでいく」と語られております。

このようなことから、本村としましても、現在まだ地域再生計画のほうができておりませんので、今後、各事業などを取りまとめて地域再生計画を作成し、国の認定申請を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

内容は、こちらも独自で調べておりますので、かぶっておりますけれども、今回は坂本哲志先生のところから出ているものでございますので、言うならば、西原村も地元といつも言ってもらっておりますので、私もこの件の質問をするに当たり、インターネットで調べたり、また取り寄せたりとかして、いろいろな、どういうことが行われているのかというのを調べさせていただいております。

もしよければ、現在110億円の取組が自治体であっておりますが、どういう事業があるのかというのは、そちらで分かっておられますでしょうか。その辺、何か分かれているのであれば、発言をお願いいたします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

全国の資料等を見ますと、令和2年度に大臣表彰の事例がございまして、それは令和元年度までの事業の分ではございますが、埼玉県の深谷市では、郷土の偉人という形で、渋沢栄一氏の功績を広く周知するために、ゆかりの施設整備を通じて観光振興及び地域活性化を目指す取組を実施されており、そちらのほうは13企業から5,540万円の寄附実績があつておるといふふうに記載されております。

そのほか、ソフト部門、ソフト的な事業には、鹿児島県の日置市のほうで、観光PR武将隊プロジェクトとしまして、戦国島津氏、家臣に扮する、ひおきPR武将隊を結成して県内外のPR活動やイベント等で甲冑体験を実施されておるといふ形で、そちらのほうには2企業から2,700万円ほどの寄附実績があつておるといふ形でございます。

それと、あと近隣を調べてみますと、近隣自治体の事業としましては、熊本県のほうでは令和2年7月豪雨からの創造的復興事業と新型コロナウイルス感染症への対応事業などの寄附の募集をされております。県のほうでは、ちょっと金額のほうは分かりませんでした、令和2年度の寄附された企業がホームページ上で公開されている分で21企業ほどございます。

また、熊本県のほうでは、企業版ふるさと納税の人材派遣型を活用されておりまして、これは令和3年8月から約11か月間、脱炭素化推進事業のために福岡県の企業から人材1名を受け入れられており、その方の人件費を含む事業費がふるさと納税の仕組みになるという活用をされております。

そのほか、熊本市では、熊本地震で被災した熊本城の特別見学通路が今年の6月に開通したことで、熊本城特別公開を契機とした誘客プロジェクト事業などが行われております。

また、近隣の阿蘇郡内では、高森町のほうでは、熊本地震により鉄道被害が生じ、復興のシンボルと位置づけ、南阿蘇鉄道高森駅周辺再開発プロジェクト事業やタブレット図書館設置事業などをされております。

また、小国町のほうでは、令和6年に発行されます新千円札の肖像画に北里柴三郎氏が決定しておりまして、ただいま北里柴三郎記念館のほうがございまして、その周辺のコンテンツの充実を図るため、シアタールームの建設など周辺整備を行うプロジェクト事業が行われておると。

こちらのほうで主なものを調べた部分でございますが、このような事例等を参考に、西原村の地域再生計画を作成していきたいといふふうに考えております。

○議長（山下一義君）続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

熊本県のほうも、また近隣町村でも、いろいろ取組をされておられます。

このふるさと納税も、また企業版ふるさと納税も、自治体にとってはメリットにもデメリットにもなります。何もしない自治体であれば、ふるさと納

税額は0になる。0になるばかりか、住民の方たちが違うところに納められることもあります。何もしない自治体であれば、ふるさと納税額が本当に0になるということは、やる気があるかないか。やる気があり、将来を見据えた事業を思案すれば、企業も喜んで一緒に協力していただけたと思います。

また、肥後銀行や熊本銀行、信用金庫など間に入っていただいて、企業とのかけ橋になっていただくという事業もあっております。特に、西原村がやりたい事業があつて、また、それに国や県の補助金がないものもたくさんあると思いますけれども、こういった事業なんかを組み込んでいくと、うってつけではないかと思っておりますので、ぜひ、一つの事業だけではなくて、いろいろと取り組んでいっていただきたいと思いますが、その辺どういふふうにお考えでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えします。

先ほど言われましたとおり、今、新しい制度になりまして、国からの補助事業等がある部分についても、この計画にのせてもいいというような形にもなっております。そういった部分も緩和されてきておりますので、そういった部分と言われましたような単独的な事業等を合わせて、大きなプロジェクト事業というふうに位置づけていけたらというふうに考えております。

それと、あと、言われましたように肥後銀行とか、そういったマッチングサイトあたりでは、国のほうでもサイトのほうは立ち上げられてはおりますが、民間あたりでもサイトのほうをつくられておりますので、そういった活用もできれば行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

先ほども言いましたとおり、こういうものはメリット、デメリットが分かれることとなります。一生懸命にやったところにはメリットが返ってくるというふうに考えておりますので、どうか皆さん方と知恵を出し合いながら、いい事業を出していただければと思っております。1つ目の質問はこれで終わります。

2つ目の質問でございます。学校でのコロナ対策についてです。竹下教育長にお願いいたします。

8月頃から日本でのコロナ感染者が爆発的に増加しました。首都圏では日に5,000人の感染者になることもありました。熊本県でも8月のピーク時には300人を超えたこともあり、また、西原村でも発生し、私たち議員にも毎日数名の感染者の報告が上がってきておりました。一時はどうなるかと思っておりましたが、現在は落ち着いたように感じます。また、本村での重症者もいないというふうに聞いております。

しかし、このコロナウイルスの感染力は、あまりにも早く、保育園や小学

校、中学校の学校関係では、クラスターが発生するのではないかと心配しておりましたが、幸いにも夏休み期間中であつたり、お盆であつたりと、最近では症状も皆収まっていると聞いております。

そこで、教育長に質問ですが、まず1点目の質問です。コロナの終息で以前のような生活ができることを私たちは望んでおりましたが、今の状況を鑑みますと、ワクチンは打ったものの、しばらくはコロナとの共存、いわゆるウィズコロナの中で生活しなければならないと考えられます。

先日の委員会では、保育園の対策等は、園長先生のほうから説明があり、お聞きしました。教育委員会の管轄であります小学校、中学校では、登下校、部活、授業など、コロナ禍でどのような対策をしながら対処し進めていかれるのかを質問いたします。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）坂本議員の質問でありますけれども、一般的なことを私のほうからまず答えさせていただきます。

本県におきましては、今年に入って1月に第3波、5月の第4波、そして8月の第5波といった具合に、次第にというよりも第5波で一気に感染者が増加をしております。まん延防止等重点措置が宣言されている8月26日現在、熊本県のこれまでの感染者数は1万1,495人を数えております。その主な原因は、感染力の強いデルタ株の影響だと言われております。しかも、それまでのアルファ株ではほとんどなかった現象として、子どもの感染が急激に増えております。本県でも保育園や学校等でクラスターが発生しております。憂慮すべき事態というふうに思っております。

一方で、本村での感染者は8月だけで32名であります。そのうち、園児、児童生徒の数が8名で、ほぼ4人に1人の割合で子どもたちが感染しております。これまでのアルファ株とは打って変わった状況に大変危惧しております。ただ、これまで感染状況を見た場合、夏休み中ということがありまして、1名を除いては、ほぼ全員、全て子どもたちが家庭内で感染しております。ですから、家庭内に持ち込まない対策を各村民が協力して取り組む必要があると思います。1名が感染すれば、その家庭全員が感染したりとか、複数の方が感染したりというような状況が続いておりました。

8月25日から小学校、中学校の2学期が始まりました。中学校では、当初、3年生だけは8月23日から一足先に始める予定でありましたけれども、教育長と相談して、生徒の感染状況を正確に把握する必要があったため、中学校1、2年生と同じ8月25日から始めることといたしました。

現在、各園、各小中学校では、園児や児童生徒の感染と感染拡大を最大限の防止策を講じながら学習環境の保持に努めております。その状況を教育長のほうから答弁させます。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）失礼します。

坂本議員におかれましては、日頃より本村教育の振興に多大なご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。

さて、学校でのコロナ対策、いわゆる新型コロナウイルス感染症の感染と拡大防止の対策についてでございますけれども、これは、私どもがコロナ禍の現状をどう認識しているのかということと、学校運営をどんなふうにするのかということと、村内教育団体との連携はどう行っているのかという、この3点でお話しさせてもらったらいいでしょうか。

まず、コロナ禍の影響についてでございますけれども、ご案内のように、本日現在9月30日まで延長されている緊急事態宣言とまん延防止等重点措置が、合わせて27都道府県でございますか、つまり日本で27都道府県、47分の27ということで、半分以上なんです。57%がもうこういっていわゆる緊急事態になっていると。これは通常ではないというふうに思っていますが、さらに、この感染症がいわゆる命に関わっているということと、もう一つ、私自身の科学的な認識と申しますか、医学的な認識が非常に乏しいということですので、これは県や国から示されているガイドラインやこれまでの経験則でやっていくしかないというふうに考えております。いわゆる聞こえようによっては綱渡りのなものもあるかもしれませんが、慎重に慎重に論議した上でやっているつもりでございます。

ですから、学校教育活動に関しましては、9月6日、7日に取らせていただきました、いわゆる学級閉鎖ですか、そういった状況は、いつでも私たちは考えなければならないという状況にあるという認識を持っております。それは、学校教育活動をやっていくのも大事でございますけれども、子どもたちの命を保障するということが大前提でございますので、そういったことをまず考えているということを申し上げます。

それから、根拠となる法と申しますか、根拠となる指針はどこから出ているのかということに関してですけれども、8月27日と9月3日に、8月27日は文部科学省から、9月3日は熊本県から、こういった緊急事態が出ているときの児童生徒や学校の取扱い等についてのガイドラインが示されておりますので、それを基に、ある程度まとめて教育委員会の中で論議をし、今、提示をさせていただいているところでございます。

内容については割愛をさせていただきますが、一番私どもが迷ったのは、9月6日と7日の小学校の臨時休業措置についてでございます。複数名が感染した場合に、学校、学級、学年の臨時休業を取るべきであるという指針が示されております。そのことで非常に悩みました。校内では、ご案内のように、外部者が入ってくることは極端に今、制限しておりますし、子どもたちが学校に行くときには、感染防止のために、家から物を触らなくてもやっぱり消毒をして入るし、距離は保っているし、子どもたちの物理的距離といい

ますか、身体的距離は、ほぼ1mを保つように指導してきておりますし、教室内では、大きな声ではしゃべらない、全員前向きである。できるだけ集団になることを避けるという、従来では考えられなかったような教育活動をしながらか、感染防止に努めてきておりますので、学校長や養護教諭等は、これに関しては非常に慎重でございました。私も慎重でございましたが、教育委員さんはもちろんですが、村長、それから医師、学校医ですね、あと一番重要視したのは保健所の意見でございました。それに従って臨時休業措置を取らせていただきました。後になってみないと、その措置が正解だったのかどうか分かりませんが、今のところでは、それによって授業が遅れているというようなことはないように思っています。

それでは、次の学校運営についてどのようなことを注意しているのかということに触れていきたいと思いますが、事前にガイドラインが示される前に教育委員さんと論議したところもありますが、こういったコロナ禍において学校教育活動をどのように継続をしていくのかということ。それから、コロナ禍において、子どもたちの支援体制、特に学習面での支援体制をどうするのかということ。3点目が、コロナ禍における学校生活における配慮事項等について相談をしてまいりました。

教育活動の継続ということに関しましては、これは、文部科学省からも、いわゆるガイドラインの中に示されている文言で言いますと、学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要であるという文部科学省の方針の下に、西原村もやっているつもりでございますので、先ほど村長のほうから説明がございました8月25日、まだ本村では、8月25日では1人、22日に2人でしたか、出ている状況でございましたが、学校再開に踏み切るということにいたしました。

ただ、そのときに、適切な感染防止対策を取るというところで、再度、校長等とも相談をしまして、今まで以上に慎重になろうということで、今までと違って呼びかけたのは、家族の方の発熱や体調不良を、子どもたちの毎朝出す健康チェックノートがあるんですけども、そのチェックに家族欄を設けて提出をさせるということ。そして、家族の方が発熱や風邪の症状等があった場合には、子どもさんはもう学校に行かないというふうな、言わば厳しい措置と申しますか、そういった措置を取らせていただくということを現在も続けております。

そういうことで子どもたちの教育活動を保障しようというふうに考えているところでございますが、学校運営については、かなり項目もございまして、簡単に項目だけでよろしいですか。

○5番議員（坂本隆文君）はい。

○教育長（竹下良一君）まず、1点目が出席停止の考え方についてです。

さっきも言いましたけれども、子どもや保護者が熱がある場合には、もう学校に来る必要はございませんよということで、出席停止の取扱いにしています。

それから、臨時休業措置についてでございますが、ある程度の条件、クラスの中で何名か以上出た場合には、学年休業あるいは学級閉鎖等がありますということ。

それから、保健管理等について。これは各学校ごとに子どもたちの健康状況をずっとグラフ化して変化等を示しています。中には早退も含めてグラフ化して、子どもたちの健康状況がどういうふうな状況なのかということ、今チェックをずっと続けているところでございます。

それから、学校における保健管理。少しでも体調が悪くなったら、これまでは学校で体温を測ったりしておりましたが、申し訳ございませんけれども、おうちの方に迎えに来ていただくということと、その子の兄弟がほかの学校や園におった場合には、その園やほかの学校の子どもたちも一緒に帰っていただく。そういうふうな措置を取らせてもらっております。

それから、指導要録上の取扱い。つまり欠席等については、どんなふうに明記するのかというふうなこと。

それから、集会や行事について。これは簡単に言いますと、削減、縮減、時間短縮等で乗り切っています。修学旅行や見学旅行、これについても残念ながら中学校は中止をせざるを得ませんでした。

それから、運動会や学習発表会。運動会は、山西小学校が今月の25日に予定しておりましたけれども、10月2日に、河原小学校と同じ日にやらせてもらうということで、延期あるいは内容の縮小といえますか、そういったことで取り組んでいます。

部活動について。これはもう県下一斉で示されておりますけれども、30日までは部活動はしないというふうなことです。

それから、給食調理場等の学校関係施設及び学校給食等については、NPO法人の方と相談をして、いざとなったときにどんな対処をするのかというふうな話を進めています。

最後は、村内の教育関係団体との連携についてですけれども、できるだけ子どもたちの情報を小まめに提供し合えよう。発熱をしたりとか、あるいは濃厚接触であったりした場合に、それが分からずにある学校に行っているというふうなことがないようにしましょうということと、もう一つは、感染防止対策については、できるだけ同調してといえますか、同じような取組をやっていきましょう。保護者に対してのお願いについても、同じような文書を示しましょうということで、やっているつもりでございます。以上です。

○議長（山下一義君）続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）詳しい内容をいただきまして、ありがとうございます。

学校での対応というのが、ある程度分かりました。

それでは、家庭でのオンライン授業となった場合、これがまともに授業ができる状態にあるのか。また、教科によってはオンラインでは難しいものもあるのではないかと思います。その辺の対処をどういうふうにされていますでしょうか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

端的に言いますと、家でのリモート授業は現在できる環境にあるのかというふうな意味で捉えていいでしょうか。

○5番議員（坂本隆文君）はい。

○教育長（竹下良一君）率直に申し上げます。今のところ全ての児童生徒の家庭でリモート授業ができる状況にはございません。

ご案内のように、今年度、児童生徒分の学習用タブレットを配備いたしました。現在、各学校では、早速、教科の学習等に使っていますけれども、なぜ、じゃ、持って帰ってオンライン授業ができないのかといいますと、それは幾つかの課題がございます。簡単に言いますと、子どもたちだけでタブレットパソコンが使えるのか。いわゆるスキルということと、同時にモラル。高学年になればなるほどモラルの意識が高いんですけれども、低学年の場合には、子どもたちが意見を書き込むようなこともございますけれども、そのときに表現が上手じゃなかったりする場合がありますので、そういったモラルの面とスキルの面を同時に高めていく必要がございますし、教職員自身のスキル等もございます。

それから、3点目が、これはちょっと大きいんですけれども、家庭内のWi-Fi環境が整っていないというところもございますので、そういったところを整える必要があるというふうに思っています。ですから、現在、全員がそろってできるような環境ではございません。

じゃ、どんなふうにご利用しているのかというところまでお話ししてようございますでしょうか。

○5番議員（坂本隆文君）はい。

○教育長（竹下良一君）じゃ、現実の対応ということでお話をさせていただきますと、まず小学校で今やっていることは何かといいますと、最低1日1回はタブレットを触る。慣れることですから、触るということと、それから低学年では、主に写真とカメラ機能を活用して、白い紙に自分が撮った写真をぽんと貼り付けたり、それに絵を描いたりするような操作を今、勉強しています。中学年や高学年では、もうローマ字を習いますから、タイピングの練習と、それから画像を取り込んだり、画像を処理したりといいますか、ちょ

っと変えたりするようなこと、それとプレゼンテーションといいますか、自分が説明する内容を書いたりするようなことをやっています。

中学校では、今現在やっているのは主に、これはeライブラリーというんですけれども、教科ごとの問題集がもうぼんと入っているんです、何千問、何万問というぐらい。それを系統的に勉強するというふうなのを授業中にもう既にタブレットを活用してやっております。それが1つ。

それと、もう一つは、一番ご心配なところだろうと思うんですけれども、こういったコロナの状況で学校に来られていない子どもたちが、今現在、中学校は1名になりました。小学校では4名ですけれども、この子どもたちの学習をどう保障するのかということですが、中学校は、授業の様子を黒板に向けてカメラを当てて、それに教師の声を入れるように、全ての授業を映しています。ただ、これは一方通行なものですから、相互通行ではないものですから、子どもたちはじっと座って勉強せざるを得ない状況になっています。

それから、小学校では、まだ授業に活用するというよりも、今4名いますが、朝の健康観察、それから授業の、今日はこんな課題を出しますということで、事前に休んでいる子どもたちに課題を提示するという。それから、その課題を集めるということ、このような形で活用させてもらっています。以上でございます。

○議長（山下一義君）続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

2つ目の質問ですが、家庭でのオンライン授業、こちらは今のところはなかなか行えないというふうに聞いておりますが、これからもコロナウイルスでいつ学級閉鎖などになるか、みんなが集まって学校で授業ができなくなる可能性というのは十分にあると思います。やはりインフラ整備、またパソコンの扱い方、モラル、その辺のほうも、これからはやっぱり子どもたちにプラスチックで教えていかなければならないのかなど。そして、もしものときにはオンラインで家庭でできるようにしていかなければならないのかなど。

また、コロナ禍で若い人、子どもたちになると発症がしませんよね。発症しなくても、やはりコロナになれば、熱がなくても家で待機というようになった場合、その子どもたちにはオンライン授業が、熱がなければ普通に家では生活ができますので、勉強もできますので、オンラインなのか、また録画であるのか、そういったこともできるようにしていただければと思いますが、何せ今までにない初めての取組でありますので、学校と今まで以上に連携を取りながら、この辺をもう少しというか、家で授業ができますように進めていっていただきたいと思います。以上になります。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

○5番議員（坂本隆文君）じゃ、その辺について、お願いします。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（日置和彦君） コロナということで、本当に全世界でありますけれども、大変な病気が流行したものだというふうに思っております。

もう一回、原点に戻ってみたいというふうに思います。やはり感染しないこと、これが一番です。あとの授業は、教育長が今言いましたようにやっていきますけれども、感染しないことが大事じゃなかろうかなと。

そういう中で、今朝かな、ちょっといい話があったのは、12歳から19歳のワクチンの接種率が高うございました。20から29歳よりも下の子どものほうの接種率が高かったということで、私は意外と思いましたけれども、そういったことでワクチンを接種していただいて、一人でも感染しないように、そして人にうつさないように。なかなか症状が出ないということもありますので、軽症であるということでもありますので、なかなか見えないところがございしますが、そういったことで、あと一遍、原点に戻って、感染しない、させない、これを徹底して、3密を避けて、不要不急の外出を控える。これが一番じゃなかろうかなと思います。何をするにしても、それが大事なことではないかなというふうに思います。

今、まん延防止等重点措置が出されておりますけれども、それにのっとって、今しばらくは我慢していかなくちやならないんじゃないかなという気がします。

学校にしろ、保育園にしろ、熱が37度あったならば、もう先生方も来ないでいい、休んでくださいと。そのことによって感染が蔓延したりすることもありますので、そういったことも踏まえて。うちの女房にも言いますけれども、個人的な話ですけども、買物に行っても何でもかんでも触るなど。買いたい物はちゃんと一回見ておって、これをぽっと取れと。みんな上にあるのは触りますので、そういったところも気をつけながら、そして買いたいものは書いていけというようなことも言っております。やはり、これは目に見えない菌でありますので、どうかそこら辺はしっかりと対応していきたいというふうに思います。

役場内で、例えば奥さんが濃厚接触者だったというときは、もう旦那さんも、それが判明するまでは役場には来ないでよかということも言っております。役場内で感染したら、またこれは大変なことになりますので、一人でも感染したなら、その課内は閉めなくてはなりません。感染が複数あれば、役場が閉庁ということになれば、本当に機能停止してしまいますので、そこら辺も気をつけながらいきたいというふうに思っております。それぞれ議員の皆さん方も感染防止に努めていただきますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○5番議員（坂本隆文君） ありがとうございます。

今回の質問は、一番私が気にしていることは、コロナにより学力低下にな

らないことだと思っておりますので、その辺を十分に気をつけながら、これからも頑張っていたきたいと思えます。以上です。終わります。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）これより暫時休憩します。

（午後 0時00分）

（午後 0時58分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号4番、1番議員、尾崎幸穂君、件数1件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）こんにちは。1番議員、尾崎です。

通告に従い、1件の質問をさせていただきます。

まずは、各地で起こっている被災において、被災者の皆様にお見舞いを申し上げます。

佐賀県に至っては、令和元年、令和3年と短期間で2度の水害に遭い、本年度は新型コロナウイルス感染症蔓延防止の観点から、ボランティアも原則県内のみ、県外ボランティアは、しっかりとした感染予防対策、定期的に抗原検査、PCR検査を行うなど、いろいろな制約の下、しっかりとした面接を行い登録された団体のみとなっています。

これから頻繁に起こる災害には、感染症対策と併せての対応が必須となっております。災害への対応の変化もしっかりと見据え、情報発信、情報収集をしていかないといけません。

そこで、今回、本村における情報発信についてお尋ねいたします。

まず、第5次西原村総合計画の高度情報化において、平成23年度の現状で「ホームページ更新の遅れが目立つ」とありますが、改善されましたでしょうか。

それと、今後、メール・LINE・フェイスブック等SNSを含めた情報発信は考えられていますでしょうか。以上2点についてお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）尾崎議員の情報発信についてという質問でございます。

お答えをさせていただきます。

まず、1点目の、第5次西原村総合計画の高度情報化において、平成28年度の現状で「ホームページの情報更新の遅れが目立つ」とあるが、改善されたかという質問でございます。

行政団体のホームページは、近年の情報通信技術の発展に伴い、インターネット等による村行政の情報発信や村の魅力等を発信するための重要なツールと認識しております。また、災害発生時における情報発信についても重要

な役割を持つと認識をしております。

本村におきましても、熊本地震発生後、紙媒体による広報臨時号での行政情報提供と併せて、村ホームページにおける災害関連情報を提供してまいりました。

村ホームページのウェブサイトへのアクセス実績は、令和2年度はアクセスした人が9万8,852名、ホームページ内で閲覧されたページは15万6,570ページでありました。一番多くアクセスされたページは、コロナ特設ページで1万1,070アクセスとなっております。この件につきましては、後でまた企画商工課長よりご説明いたします。

続きまして、メール・LINE・フェイスブック等SNSを含めた情報発信は考えているかという質問でございます。

メール・LINE・フェイスブック等SNSを含めた情報発信は考えているかということではありますが、今は携帯電話やスマートフォンやタブレットの普及など情報発信技術等の発展に伴い、いろんな情報発信ツールが出てきております。この質問は、他町村等の現状と内容につきましても、担当課、林田課長より答弁をさせていただきます。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

まず、1点目の部分でございますが、現在の村のホームページの情報の掲載について、ちょっとご説明していきたいと思っております。

ただいまのホームページの情報掲載につきましては、各課から村のホームページサイトの管理システムで掲載情報を直接入力して、企画商工課で公開のほうの承認処理後に公開する手順と、あとは各課担当からの掲載原稿の電子データの提出を基に企画商工課のほうで編集して公開する手順で行っております。この手順によりまして新規情報の追加及び記載しております項目の更新の事務処理を行っており、特に各課からの新着情報掲載は、随時、村のホームページの新着情報として掲載しております。

議員ご質問の「ホームページの情報更新の遅れが目立つ」とあるが、改善されたかについてでございますが、現在の村のホームページは、平成27年度に専門業者のほうに委託を行いましてシステム等の更新を行っております。

主な改修内容につきましては、ホームページ内のデザインの見直し、新規コンテンツ等の追加対応システム化、各課管理の業務関係ページの情報更新を担当職員が簡単に掲載可能なシステムの構築、災害発生時等の緊急時の情報を速やかに提供可能な機能の追加、あと職員の操作マニュアルの作成、スマホあたりでも見られるようにするなどの改修を行っております。

システム改修以降でございますが、ホームページに掲載する関係各課との新規コンテンツ等の検討や、情報更新入力操作の簡易化を図り更新の頻度を高めるため、職員のホームページ作成者研修の開催を行ってきたところであ

りますが、平成29年9月議会でも中西議員のほうからご指摘等をいただき、改善をしてきたところではございます。しかしながら、各課の掲載しております一部ページでは、情報内容の更新がされていないものも見受けられるというのが現状でございます。

現在、各課の掲載内容を確認し、最新の情報に更新されていない項目については、関係課に内容の更新作業を勧めております。あわせて、ホームページに掲載する関係各課との新規コンテンツの追加や、震災後実施できていなかった職員対象のホームページの作成者研修等の開催につきましては、今後も実施していきたいというふうに考えております。

また、ホームページの関係各課の業務担当内容の更新につきましては、関係各課の掲載内容について情報更新の遅れがないようにするために注意喚起の徹底等を図っていききたいと考えております。1点目は以上です。

2点目も続けてよろしいですか。

2点目の、今後、メール・LINE・フェイスブック等SNSを含めた情報発信は考えているかということでございますが、先ほど村長からもありましたように、近隣の状況等を調べてみましたので、ご報告いたしますが、大津町のほうではLINE、フェイスブックと公式アプリという形でツールを使われております。菊陽町ではLINEとアプリという形です。益城町におきましてはLINE、ツイッター、インスタグラム、南阿蘇村におきましてはLINE、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、あと高森町でフェイスブック、ツイッター、インスタグラムという状況になっております。

以上のようなSNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービスによる情報発信を行うにとしては、現在の村のホームページのシステムとの整合性、連動できるかや情報発信の出し方、各課で行うのか、担当課でまとめるのか等、管理方法や体制づくりなどの検討する課題がありますので、今後、近隣町村の状況などを聞きながら精査して、システム改修が必要なのかなど検討させていただきたいというふうに考えております。以上になります。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）いまだに、まだ情報更新の遅れがあったりとか、前の古い情報が残っていたりなどするということなんですが、現在この西原村で情報発信をしているのは、ホームページ、あとは広報、あと現在はユーチューブで村の紹介動画ですね、そのあたりをやられておりますが、人口増加の観点から村の魅力を発信していかなければならないと思います。ホームページでもユーチューブで紹介動画が配信されていますなどの情報は流れていきますけれども、これをわざわざ検索してまで見る。興味を持って見られる方もいらっしゃるけれども、もともと興味がない方とかにも西原村がこういうところだよというのを知らせるためには、検索のときに一番最初に引かかるような状態にしないといけないと思います。

例えば、ホームページの作成会社からもSEO対策として更新頻度を増やして検索の結果をトップにもっていきような状態にしてくださいということ指摘されることがあると思いますけれども、更新頻度が低いと、やっぱりトップのほうに、検索の条件が一番上に行かないので、更新をしないと、更新が遅い、更新がほぼないとかいう状態になると、目にも留まらないという状況になると思います。なので、ここら辺も改善をしていかないといけないと思います。

メール、LINE、フェイスブックなども現在まだ検討中ということだったのですが、一番簡単なのは、今現在やっておりますが、防災無線です。この情報とかがメールやLINEとかですぐ手に入るような状況にしておかないと、戸別受信機などを配られています、それが壊れているとか、例えば、その部屋にいないとかいう状態だと、手元に届きません。メールやLINEでやると、行政のほうから発信、受け取るのは、携帯を持っていれば受け取れるという状態になりますので、ここら辺をしなければ防災の観点からもちよっと遅れているのではないかと思います。

先日、大雨で県道山西大津線のところ、木が倒れて通行止めになったときなども、村内放送はされたと思うんですけども、知らずにそこまで来て通行止めで戻られたなどという場合もありますので、そういう村内放送で流れた情報なども、防災の観点から大事だなと思うことは、簡単に受け取れるメールやLINEとかで発信できたほうがいいのかと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまの指摘もございまして、一応、防災無線のほうは、各課で防災無線の起案をして、それから総務のほうで流しておるという状況ではございます。また、その放送の内容をホームページに載せるかという部分につきましては、各課で判断をしてホームページにも載せるというような形になっております。

災害避難情報等になれば、防災無線、ホームページ掲載により情報周知等もしておりますが、先ほどご指摘のような一時的な通行止めについては、今のところそこまでの対応はできていないというのが現実でございます。

今後、そういったところは全体的な話になりますので、そういったところも含めたところで検討は進めていくならというふうに思っております。

○議長（山下一義君）続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）これから災害もいつどこで起こるか分からないので、緊急性のある情報とかはリアルタイムで受け取れるような状態が必要不可欠だと思います。LINEなどもあります、一番最初に手をつけられるのはメールかなと思います。高齢者の方も、スマホは持ってなくても携帯電話を持っていると、メールだったら受け取れるという状況になっていると思いま

すので、大事な情報を流すのは、本来ならばLINEも必要ですが、メールなども活用していただいて、中学校、小学校では学校単位で安全・安心メールというのがありまして、声かけ事案とかの情報も流しているかと思います。村民の皆様が被害を受けるような状況にならないためにも、そういう対策は必要なのではないかと思います。

防災無線やホームページなどは、こちらから受け取るような情報ですね。聞きに行く。あとは、ホームページは、わざわざ検索するというような状態じゃなくて、こちらから発信して確実に受け取れるような状態にしていくような整備体制をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

○1番議員（尾崎幸穂君）はい。

○議長（山下一義君）日程第2、認定第1号、令和2年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

暫時休憩します。

（午後 1時18分）

（午後 1時19分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君）それでは、認定第1号についてご説明いたします。

認定第1号、令和2年度西原村一般会計歳入歳出決算書、開けていただきまして、1ページの歳入でございます。

款、予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の順で朗読いたします。

款1 村税 8億9,642万7,000円、9億6,101万7,242円、9億3,986万9,761円、218万4,469円、1,896万3,012円。

款2 地方譲与税 4,606万3,000円、4,606万3,000円、4,606万3,000円、0円、0円。

款3 利子割交付金 40万9,000円、40万9,000円、40万9,000円、0円、0円。

款4 配当割交付金 178万9,000円、178万9,000円、178万9,000円、0円、0円。

款5 株式等譲渡所得割交付金 182万4,000円、182万4,000円、182万4,000円、0円、0円。

款6 地方消費税交付金 1億5,403万2,000円、1億5,403万2,000円、1億5,403万2,000円、0円、0円。

開けてください。

款7 ゴルフ場利用税交付金2,899万4,000円、2,899万4,481円、2,899万4,481円、0円、0円。

款8 法人事業税交付金1,161万円、1,161万円、1,161万円、0円、0円。

款9 環境性能割交付金287万1,000円、287万1,000円、287万1,000円、0円、0円。

款10 地方特例交付金991万6,000円、991万6,000円、991万6,000円、0円、0円。

款11 地方交付税19億6,294万5,000円、19億6,294万5,000円、19億6,294万5,000円、0円、0円。

款12 交通安全対策特別交付金0円、0円、0円、0円、0円。

款13 分担金及び負担金2,051万3,000円、2,064万7,808円、2,049万408円、0円、15万7,400円。

款14 使用料及び手数料3,137万2,000円、3,135万3円、3,132万7,203円、0円、2万2,800円。

開けてください。

款15 国庫支出金45億6,758万2,000円、32億6,002万3,136円、32億6,002万3,136円、0円、0円。

款16 県支出金6億6,210万1,000円、4億9,091万5,538円、4億9,091万5,538円、0円、0円。

款17 財産収入8,945万8,000円、8,954万755円、8,954万755円、0円、0円。

款18 寄附金4億2,922万1,000円、4億2,998万920円、4億2,998万920円、0円、0円。

款19 繰入金4億6,066万5,000円、4億6,064万5,410円、4億6,064万5,410円、0円、0円。

款20 繰越金7億838万5,875円、7億838万5,963円、7億838万5,963円、0円、0円。

款21 諸収入4,513万1,000円、5,219万8,446円、4,970万9,446円、0円、248万9,000円。

開けてください。

款22 村債32億1,930万円、21億5,160万円、21億5,160万円、0円、0円。

歳入合計133億5,060万8,875円、108億7,675万8,702円、108億5,294万2,021円、218万4,469円、2,163万2,212円。

開けてください。9ページの歳出でございます。

款、予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の順序で朗読いたします。

款1 議会費6,900万9,000円、6,801万339円、0円、99万8,661円。

款2 総務費46億9,335万5,000円、34億4,847万2,139円、11億9,510万6,000円、4,977万6,861円。

款 3 民生費11億3,400万8,000円、10億6,934万405円、4,295万4,000円、2,171万3,595円。

款 4 衛生費 3 億6,133万3,000円、3 億4,017万3,536円、1,675万円、440万9,464円。

款 5 農林水産業費 2 億7,692万4,000円、2 億2,457万4,246円、4,738万3,000円、496万6,754円。

開けてください。

款 6 商工費 1 億5,135万9,000円、9,101万7,506円、5,736万8,000円、297万3,494円。

款 7 土木費41億5,749万8,875円、30億9,423万3,887円、6 億5,831万5,561円、4 億494万9,427円。

款 8 消防費 2 億7,830万6,000円、2 億3,262万158円、4,000万円、568万5,842円。

款 9 教育費 7 億6,841万6,000円、4 億3,687万9,676円、3 億864万4,000円、2,289万2,324円。

款10災害復旧費 2 億8,868万6,000円、1 億8,852万6,113円、8,979万4,000円、1,036万5,887円。

開けてください。

款11公債費 9 億5,247万6,000円、9 億5,176万84円、0 円、71万5,916円。

款12諸支出金1,000円、0 円、0 円、1,000円。

款13予備費 2 億1,923万7,000円、0 円、0 円、2 億1,923万7,000円。

歳出合計133億5,060万8,875円、101億4,560万8,089円、24億5,631万4,561円、7 億4,868万6,225円。

開けてください。

歳入108億5,294万2,021円、歳出101億4,560万8,089円、歳入歳出差引残額 7 億733万3,932円、うち基金繰入額 0 円、翌年度繰越額 7 億733万3,932円。

令和 3 年 9 月 9 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。議員各位のご質問により、それぞれ担当課長より答弁させていただきます。以上でございます。認定方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）ただいま認定第 1 号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に令和 2 年度の決算について審査報告を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君）皆さん、こんにちは。代表監査の河上でございます。

ただいまから令和 2 年度西原村一般会計、特別会計、企業会計決算審査意

見書、西原村定額資金運用基金運用状況調書審査意見書につきまして報告をさせていただきます。

内容につきましては、要点を絞って報告させていただきますので、よろしくお願ひします。

では、次ページを開いてください。

西監発第16号、令和3年8月12日、西原村長日置和彦様。西原村監査委員河上勝彦、同じく西口義充。

令和2年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計決算並びに基金の運用状況に係る審査意見書の提出について、地方自治法第233条第2項の規定により、令和3年7月13日付で審査を求められた令和2年度西原村一般会計、特別会計及び企業会計並びに基金の運用状況について、その審査を終えたので意見書を提出します。

次のページ、1ページを開けてください。

審査について。1、審査対象。令和2年度西原村一般会計歳入歳出決算、同じく国民健康保険特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、工業用水道事業会計決算報告、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び財産管理について、目的基金の管理状況。

2、決算書の調整並びに提出時期。決算整理事務が迅速に行われ、会計管理者から村長に対する決算書は法定の期限内に提出されている。

3、審査の期間。令和3年7月14日から同7月28日までの15日間のうち実日数7日。

4、審査の方法。この決算審査に当たっては、監査基準によるほか、次の諸点に重点を置いて審査をした。(1)決算書その他関係書類の計数及び数値は整合しているか。(2)調定額、収入済額等は歳入簿と符合しているか。(3)予算現額及び支出済額は歳出整理簿と整合しているか。(4)収入支出等の関係書類は法令及び村条例等を遵守しているか。(5)財産管理は法令及び条例に基づき適正に行われているか。(6)財政運営は健全かつ適正になされているか。(7)予算の執行に当たり競争の原理を取り入れ、最少の経費で最大の効果を上げて経費的に効率的に執行されているか等に主眼を置き、決算書、関係諸帳票及び証拠書類等を審査するとともに、各関係担当職員から内容を詳細に聴取し、それぞれの主管課等における予算と事業運営に係る適正な管理状況を詳細にわたり慎重に審査をした。

次に、審査の結果でございます。令和2年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算額は第1表のとおりで、各会計とも決算書、関係諸帳票、証拠書類を審査した結果、決算計数はいずれも符合し、正確であることを確認した。また、予算執行、収入支出事務の処理については適正に処理され、財産管理についても後の審査意見に述べているとおり、正確であることを認めた。

次に、第1表歳入歳出決算額でございます。

左から会計別、予算現額、決算額、収入済額、支出済額、差引額、執行率、収入、支出。単位については、%、円でございます。朗読いたします。

一般会計、133億5,060万8,875円、108億5,294万2,021円、101億4,560万8,089円、7億733万3,932円、81.3%、76.0%。

特別会計。国民健康保険、9億7,664万7,000円、9億8,269万4,073円、8億7,293万9,434円、1億975万4,639円、100.6%、89.4%。

介護保険、8億3,334万7,000円、8億3,599万8,601円、7億2,520万8,955円、1億1,078万9,646円、100.3%、87.0%。

後期高齢者医療、1億7,065万3,000円、1億7,113万8,525円、1億6,712万7,438、401万1,087円、100.3%、97.9%。

中央簡易水道事業、1億1,974万9,000円、1億1,627万8,460円、8,538万3,080円、3,089万5,380円、97.1%、71.3%。

特別会計の計でございます。21億39万6,000円、21億610万9,659円、18億5,065万8,907円、2億5,545万752円、100.3%、88.1%。

合計、予算現額154億5,100万4,875円、129億5,905万1,680円、119億9,626万6,996円、差引額9億6,278万4,684円、収入が83.9、支出が77.6でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

(一) 決算の概要及び予算執行についてでございます。

1、一般会計、(1) 歳入。歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源につきましては第2表及び第3表のとおりであります。歳入総額につきましては108億5,294万2,000円で、その主なものは国庫支出金32億6,002万3,000円、構成比30.0%、村債が21億5,160万円、構成比19.8%、地方交付税19億6,294万5,000円、構成比18.1%、村税9億3,987万円、構成比が8.7%となっております。

歳入決算額の状況の財源構成としましては、自主財源、依存財源については第3表のとおりで、自主財源は27億2,994万9,000円で、決算額の25.2%であります。前年度に比べ2億7,011万4,000円、9.0%の減であります。依存財源は81億2,299万3,000円で、決算額の74.8%で、前年度に比べまして3億1,308万7,000円、4%の増であります。歳入決算額の合計は、前年度に比べて4,297万3,000円、0.4%増となっております。

村財政運営につきましては、熊本地震からの復旧の終盤を迎え、県支出金、村債については前年度と比較すると29.5%、10.9%減となっており、また、繰入金につきましては214.9%増となっております。新型コロナウイルス感染症対策や総合体育館建設等による国庫支出金が27.7%増となっております。今後におきましても感染症対策や経済対策に直視し財政運営をお願いしたいと思っております。

次に、6ページをお願いします。

第1款村税でございます。予算現額が8億9,642万7,000円に対しまして、調定額が9億6,101万7,000円、収入済額が9億3,987万円、不納欠損額218万4,469円、収入未済額1,896万3,012円で、収納率が97.8%となり、僅かではあるが昨年より上昇しており、税額では1,998万4,000円減となり、2.1%減少しております。

税は自治体歳入の中で根幹をなす大事な財源であり、村民からすれば納税の義務を負い、公平に分担、運用されるべきであります。関係職員の連携を密にし、歳入確保に尽力されたいと思います。

次に、第4表村税の決算額の状況でございますけれども、村民税の個人、令和2年度が2億5,792万2,000円で、元年度と比較すると6,607万2,000円の減であります。これにつきましては、株式譲渡による高額納税者の減によるものでございます。あと、主なものとしましては、固定資産税が5億462万円、4,759万1,000円の増であります。これは地震からの復興に伴う建築住宅の申請件数の増によるものでございます。

次は、11ページをお願いします。

第11款の地方交付税でございます。地方交付税は普通交付税17億3,101万4,000円と特別交付税2億3,193万1,000円の合計19億6,294万5,000円であり、決算構成比の18.1%を占めております。交付税総額は前年度に比べ5,583万1,000円、2.9%増であり、この要因としましては、熊本地震に伴う起債償還増による基準財政需要額が基準財政収入額より大きく増加したためでございます。

なお、下の表に地方交付税の5年間の交付状況を示しております。

次に、第15款の国庫支出金でございます。予算現額が45億6,758万2,000円に対しまして、調定額、収入済額ともに32億6,002万3,000円、7億625万2,000円、27.7%の増で、前年と比較して大幅な増となっている最大の要因としましては、総合体育館建設事業、それから新型コロナウイルス対策事業の特別定額給付金等によるものでございます。

続きまして、13ページをお願いします。

(2)歳出でございます。歳出決算の状況並びに目的別、性質別状況は第11表、第12表、第13表のとおりであります。

ア)の目的別歳出決算額の状況。歳出総額は101億4,560万8,000円で、構成比の高い順から列举しますと、総務費34億4,847万2,000円、土木費30億9,427万4,000円、民生費10億6,934万円、公債費が9億5,176万円等となっております。

次に、イ)の性質別歳出の状況でございます。義務的経費は22億1,664万7,000円で、構成比は21.9%を占めております。前年度に比べて8.8%の増であります。投資的経費におきましては45億4,797万円、構成比が44.8%で、

前年度に比べて4億3,677万3,000円、8.8%の減。そのうち普通建設事業4億8,138万6,000円、10.0%の減、災害復旧費4,461万3,000円、29.6%の増であります。その他の経費につきましては、新型コロナウイルス対策としまして特別定額給付金等の補助費等14億8,570万6,000円、71.7%増、繰出金3億4,072万5,000円、積立金が7億1,379万4,000円、物件費が7億7,583万4,000円、維持補修費が6,493万2,000円の計33億8,099万1,000円で、前年度対比9.8%の増であります。

次に、ウ)の不用額。当該年度の不用額は7億4,868万6,000円で、対前年比3億6,977万3,000円減少しております。予備費を除いた実質不用額は5億2,944万9,000円となります。大きな要因といたしましては、土木費における震災対策のがけ崩れ対策費であります。震災対策事業は事業規模が大きく、繰越事業のため、予算編成には大変苦慮されたと思われる。そうした中、工事発注においては合冊発注として工事経費削減に努め、また、工事進捗における不測の事態、土質とか湧水問題、これを想定し、予算確保しながら執行してきたため、多額の不用額が発生したものであります。

次に、エ)の予算の流用及び予備費充用。目間流用は1件、予算執行がなされております。

次に、オ)の翌年度繰越でございますけれども、15ページ、16ページ、17ページ、18ページに内容を添付しております。

15ページを開けてください。

継続費繰越事業でございます。事業名としましては、特定地区公園事業のうち総合体育館建設事業、継続費の総額20億6,389万円、翌年度繰越額9億5,942万4,000円、令和2年度支出額が10億6,666万6,000円でございます。

次に、繰越明許費の内訳でございます。

17ページを開けてください。合計で21事業でございます。繰越明許費総額が14億2,229万2,000円、令和2年度支出額が4億2,967万5,000円、執行率23.2%でございます。

次に、18ページ、事故繰越し事業の内容でございます。これは2件。事故繰越し額としまして7,459万9,000円、令和2年度支出額が9億7,256万1,000円でございます。執行率92.9%となっております。

続いて、22ページをお願いします。

これは、例年、歳出の状況で熊本地震関連を取りまとめて報告いたしております。22ページは目的別歳出でございます。歳出合計が33億986万4,000円で、一般会計に占める割合が32.6%となっております。令和2年度の支出で大きいのは、総務費で1億7,077万5,000円、土木費では28億9,806万2,000円となっております。

続きまして、23ページでございます。

同じく熊本地震関連で、これは性質別歳出を示しております。総額につきましては33億986万4,000円でございます。歳出の大きいものが普通建設事業29億954万5,000円、うち補助事業費が27億8,932万円となっております。次に補助費2億5,796万8,000円でございます。

次に、25ページをお願いします。

(二)の財政運営について。審査意見でございます。審査の結果、財政運営については厳しい財政事情及び社会情勢の中であるが、歳入歳出とも適切な判断の下、予算執行がなされた結果だと推察される。これは、国庫補助金等の財源をいかに効果的に運用して健全財政運営を図っていくかに相当な努力がなされた結果、実質収支の黒字が確保されたことは成果として評価できる。

昨年度に引き続き普通交付税におきましては、前年度対比2億5,952万1,000円で、率で17.6%増となっております。地方税においては、個人村民税において6,607万2,000円、率で20.4%の減、固定資産税で4,759万1,000円、率で10.4%増であります。税込合計では1,998万4,000円、率で2.1%の減であります。新型コロナウイルス感染症対策として、国から多くの交付金が交付され住民に直接交付や村有施設整備等に活用されております。今後においても震災復興及び総合体育館建設は村民祈願でありまして、その財源確保に向けて推進されることを望むところでございます。

次に、35ページを開けてください。

35ページにつきましては、財産に関する調書及び管理についてでございます。

公有財産。地方財政法第8条「地方公共団体の財産は常に良好な状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない」とあります。財産台帳等は整備されておりますが、地籍調査も実施中であり、実施前との差異がないか実績把握に努め、今後さらに重要度を増す管理台帳の整備に万全を期されるよう望むところでございます。35ページでは土地の移動状況、それから建物の移動状況。36ページでは物品の移動状況。

続いて、37ページをお願いします。有価証券の状況。

38ページが基金の運用状況でございます。基金の運用状況におきましては、一般会計が合計の10件、令和元年度末現在高が39億1,401万279円でございます。令和2年度中積立額が7億1,379万4,006円、令和2年度末現在高が41億7,160万9,285円となっております。

それから、特別会計分につきましては、令和元年度末現在高、簡易水道事業基金でございます。1億1,679万7,820円、令和2年度中積立額が1,001万1,624円、令和2年度末現在高が1億2,680万9,444円となっております。

続きまして、39ページをお願いします。

(四) 実質収支に関する調書。一般会計の収入総額は108億5,294万2,000円、歳出総額は101億4,560万8,000円で、歳入歳出差引額7億733万4,000円、翌年度に繰り越すべき財源は3億7,376万7,000円で、実質収支額3億3,356万7,004円は翌年度繰越金としての案であります。また、特別会計4会計の歳入総額は21億610万9,000円、歳出総額は18億5,065万8,000円で、実質収支額2億4,678万5,000円は翌年度繰越金としての案であります。

以上、実質収支に関する調書を詳細に審査した結果、本調書は正当なものであると認めた。

下に財政収支の状況を添付いたしております。

40ページからは特別会計となっております。55ページまで特別会計でございますので、これは省略をさせていただきます。

続いて、57ページをお願いします。

西原村定額資金運用基金運用状況審査意見書でございます。

第1、審査について。地方自治法第241条第1項の規定による、定額資金を運用するための基金の運用状況調書について計数は正確であるか、法令条例に基づいて適正かつ効率的に運用されているかなどについて、関係諸帳票及び証憑類、預金証書等を詳細に審査した結果は下記のとおりである。

第2、審査の結果及び意見。定額の資金を運用するための4基金の運用状況調書はいずれも正確で、それぞれの目的に従って正確かつ効率的に運用され、計数及び証憑類、預金貸付証書などと合致していることを認めた。今後ともさらに基金の設置目的に沿って有効な運用を望むところであります。

以上、基金について意見を述べたが、詳細につきましては次のページの表のとおりであります。

最後に、審査のまとめに入らせていただきます。

令和2年度、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに実質収支に関する調書及び基金運用状況の審査結果については、各会計決算並びに基金ともに計数に誤りはなく、よく整理され、会計経理は正確であることを認めた。

財政運営については、さきに記述しているとおり、平成28年に発生した熊本地震から5年となり、復旧工事も終盤となり復旧・復興に繰越事業を含め33億900万円を投じ、復旧・復興事業が実施された。国や県の補助金、交付金を活用し、また、交付税措置のある起債を財源として尽力されたことは大いに評価できる。

また、全世界中に蔓延した新型コロナウイルス感染症の影響により、生命への危機、また、経済への影響など計り知れない状況が現在も引き継いでいる。

そのような状況下、国の政策による新型コロナウイルス感染症対策として、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が幾度となく発出された。

また、国の予算において補正予算や予備費を用い地方創生臨時交付金や新

型コロナウイルス感染予備費に活用され、当村においては事業費 8 億 8,300 万円が執行され、感染対策または景気対策として取組が実施された。

そうした厳しい経済状況や財政状況の中であったが、実質収支額として 3 億 3,400 万円が確保できたということは、大きな成果であると評価できる。

令和 2 年度の一般会計は前年度と比較し、総括的に述べると次のとおりであり、歳入歳出決算額は地震後の復旧・復興事業、総合体育館建設事業、新型コロナウイルス感染症対策事業等により昨年と同様大きな金額となっている。

その収支はまず実質収支では前年度 5 億 4,000 万円と比較すると 2 億 600 万円の減となっている。財政調整基金は 5 億 7,000 万円を積み立てているが、1 億 7,000 万円を取り崩している。これにより実質単年度収支は 1 億 9,400 万円の黒字となり、前年度より 2 億 3,500 万円の減となっている。

歳入決算額では、対前年比 4,300 万円、0.4% の増となっている。要因としては、国庫支出金 7 億 600 万円、27.7% 増、繰入金 3 億 1,400 万円、214.8% 増、地方交付税 5,600 万円、2.9% 増となり、村債 2 億 6,400 万円、10.9% 減、繰越金 2 億 3,800 万円、25.1% 減、県支出金 2 億 500 万円、29.5% 減となっている。村債発行については、総額 21 億 5,200 万円を借り入れている。そのうちのほとんどが防災公園等整備事業、震災復興事業の財源となっている。また、村債には交付税措置がある起債が多く含まれていると思われるが、今後もさらなる措置が講じられることを要望するところである。

歳出では、対前年度比 4,400 万円、0.4% の増となっている。熊本地震に伴う復興費用、新型コロナウイルス感染症対策費に伴う大幅な増減の変動であり、総務費 12 億 9,400 万円、60.1% 増、公債費 1 億 4,100 万円、17.4% 増、教育費 5,100 万円、13.2% 増となり、土木費 15 億 800 万円、32.8% 減、農林水産業費 5,000 万円、18.2% 減、衛生費 1,900 万円、5.4% 減となっている。

性質別歳出から対比すると、特別定額給付金等の補助費等が 6 億 2,000 万円、71.7% 増、公債費 1 億 4,100 万円、17.4%、災害復旧費 4,500 万円、29.6% 増となり、宅地耐震化事業等の普通建設事業費 4 億 8,100 万円、10.0% 減、積立金 3 億 1,500 万円、30.7% 減となっている。

国民健康保険特別会計においては医療費の高騰が続く中、コロナ禍による医療受診件数減により対前年比 5,200 万円の減額となっている。税収は 600 万円増となった。これは国保加入者の所得変動によるものである。

実質収支として 1 億 1,000 万円、対前年度比 25.2% 増、単年度収支 2,200 万円の黒字を計上している。今後も医療費の抑制を進めるには生活習慣病予防対策、特定健診の受診率向上に努力されたい。コロナ禍の状況であり集会場等を利用した説明会等の開催が厳しいが、健康な方も含め日頃からの食生活や運動等について住民全員が見つめ、行動する体制づくりを今後もさらに進めてもらいたい。

介護保険特別会計は、平成30年度に第7期介護保険事業計画が策定され3年目の最終年度となり、保険料は対前年比100万円、0.1%増となった。実質収支1億1,000万円、単年度収支については2,300万円の黒字となっている。コロナ禍の状況で保険給付費の減少に向けて取り組まれている介護予防事業等については苦慮されており、要介護の認定者が若干増加している。今後2025年からの被保険者が増加傾向にあり、予防重視型の施策推進をより一層強化し、保険給付費の抑制に努めてもらいたい。

後期高齢者医療特別会計は、保険料として5,300万円、前年度と比較すると、600万円、12.9%増加している。実質収支、単年度収支とも黒字決算となっている。現在の被保険者数は999名である。今後も医療費抑制を図っていただきたい。

村税・保険料の滞納については、公平負担の原則に鑑み、早急な対応を求めるものである。収納作業は、枠を超えた協力体制を図り、収納向上、財源確保に努力されたい。

中央簡易水道事業特別会計については、実質収支2,200万円の黒字、単年度収支100万円の赤字となっている。地区水道組合（1組合）が令和3年度に統合され村営水道に加入したため、新規加入施設の管理強化、今後の水道組合による上水道事業移行へ準備作業も着実に進めていただき、社会資本整備（水道施設関係）を推進し、宅地開発、人口増加施策に結びつけてもらいたい。

工業用水道については、水道事業収益2,200万円、水道事業費1,200万円、それから資本的支出として施設の補修工事200万円が支出されている。今後とも水質管理、施設管理に注意を図ってもらいたい。

毎年のように各地で大きな災害が発生している。地震、台風、異常気象によるゲリラ豪雨及び線状降水帯による豪雨など私たちを取り巻く環境が大きく変化している。そうした中、熊本地震後各集落の再生に向けた宅地の再生工事が完了を迎え、住宅の再生や地域のコミュニティーの再構築に対する支援や災害公営住宅への支援等が今後も必要とされる。また、地域防災拠点施設西原村運動公園として総合体育館の建設が順調に進捗している。災害が発生したとき住民の避難拠点となるため早期完成と運用を望む。

国が進める国土強靱化施策をはじめ公共施設の長寿命化政策により、道路、橋梁、学校等のインフラ整備強化が必要となり計画的な取組を進めてもらいたい。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、国においても経済対策、感染防止対策が取り組まれているが、終息方向にはまだ程遠い状況であるが、今後も情報をいち早く収集し、住民や企業等に周知し、住民が安心して生活できるよう政策を進めてもらいたいというふうに思います。

以上をもちまして、決算審査報告をさせていただきました。ありがとうございます

ございました。

○議長（山下一義君）以上で、令和2年度決算についての審査報告が終わりまりました。

お諮りします。ただいま説明が終わりました認定第1号の質疑については、明日15日に行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、認定第1号の質疑は明日15日に行いたいと思います。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は15日午前10時より行います。本日はこれをもって散会します。

午後 2時11分 散 会

第 3 号 (9 月 1 5 日)

令和3年第3回西原村議会定例会会議録

令和3年9月15日、令和3年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年9月15日（水曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1号 | 令和2年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2号 | 令和2年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3号 | 令和2年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4号 | 令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5号 | 令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6号 | 令和2年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 7 | 報告第 5号 | 令和2年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	小 田 楓夕香 君

4、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君
代表監査委員	河上勝彦君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、認定第1号、令和2年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより昨日14日に説明が終わりました認定第1号の質疑に入りますが、歳入と歳出に分けて質疑をお受けしたいと思います。

まず初めに、62ページまでの歳入についての質疑をお受けします。質疑ございませんか。

4番議員、堀田直孝君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

では、歳入の部分で質問させていただきます。

全体的に、税収ですけれども、徴収率が伸びており、担当者の努力が見受けられます。これは評価すべきことと思います。しかし、相変わらず不納欠損があります。これは弱者を守るために、法律的に不納欠損は認められておりますが、不納欠損に至るまでの経緯が一番大事じゃなかろうかと思っております。その中で、これはもう一般会計、特会まで含めたところの不納欠損についてですけれども、現在、差押えの物件、種類、差押えも預金とか動産とかいろいろあります。預金、不動産、給与、生命保険、無体財産、いろいろありますが、今現在どのような物件、件数を差し押さえているのか。

また、今度は猶予というところがございますけれども、現在、徴収猶予の件数が何件ございますかということと、不納欠損をする場合、昨日の監査報告にも書いてありましたが、徹底的な調査をどこまで行って中断をしているのかと、あと一つが時効ですね。特別会計の中に時効を迎えておりました。時効の不納欠損というのは、もうどっちかという昔から職務怠慢、仕事をしていなくて時効を迎えて債権を放棄するというので、非常に恥ずかしいことですが、それがあっております。ただ、これについても、税は時効が5年ですけれども、保険料は2年です。もう2年で、例えば介護保険、後期医療、これは0でしたけれども、そこで時効を迎える2年で給付もしながら徴収と、なかなか難しいのかなというところがありますが、そこで、どっちかという税のほうがプロなんですけれども、その連携はどうなっているかをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）ただいまの堀田議員からの質問につきましてお答え

いたします。

現在、差押えの物件ということでございますけれども、内容につきましては不動産が9件、内訳としては土地が6件、家屋が3件です。動産につきましては9件です。内訳としましては、車両が3台、その他家電、小物等を合わせまして20点ほどあります。一応、動産につきましては、来月、一部期間入札による公売会のほうも予定しているところではございます。

続きまして、生命保険が3件。現在でいいますと21件ということでございますけれども、令和2年度以降でありますと、預金を6件、給与を3件差押えしております。現在、充当が終わっております、差押え中というのはいません。

続きまして、徴収猶予の件数ということでございますけれども、現時点では固定資産税で1件ございます。令和2年度におきましては、コロナの特例関係で4件しておりましたけれども、現在は完納または1年経過により解除ということで、そちらについては今は終わっております。

あと、続きまして不納欠損をする場合の調査をどこまで行ったかということでございますけれども、今回の不納欠損の案件につきましては、地方税法の15条の7に基づきまして、無財産、また生活困窮、所在不明等の理由で既に執行停止をしていたものでございますけれども、その後、大体年1回の財産調査等を行って、それでも資力回復が見込めないということで今回不納欠損をしたものでございます。

調査の方法としましては、自治体の実態調査、また金融機関への預金調査、また法人等の所在地への現地調査等を行っております。今回、法人住民税関連にも不納欠損が出ているんですけれども、そちらは会社の倒産によりまして、すみません、交付要求をしております一部配当はあっております。ただ、県税との関連もございましたものですから、一応、県と協議、相談をしていく中で、財産なしということで即時消滅ということで対応しております。

続きまして、時効中断をどのように行っているかということでございますけれども、主には文書催告を行いまして、納税相談の下、分納誓約を取っております。それでも応じなかったりとか電話や訪問しても接触できないという滞納者につきましては、預金の差押えをして時効の中断をしております。

続きまして、特別会計との連携はということでございますけれども、一応特別会計分についても滞納繰越者の情報については共有をしております。それで、特別会計と村税関係で関連している方につきましては、滞納処分を行う際に担当者間で連携を取って対応しております。窓口対応についても同じように連携を取っているところではございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）先ほどの堀田議員の質問で、特会の不納欠損のお話も出ておりましたので、ここで併せてお話をさせていただきます。

今回、介護保険のほうで不納欠損を1件上げさせていただいております。時効による消滅でございます。本来であれば、税同様、執行停止等の措置を取って行くべきところでしたけれども、今回、事務的にそこまで行えておりませんでした。ただ、先ほど税との連携というお話があったかと思っておりますけれども、今回、この方については税のほうは賦課の実績がございませんでした。ということで、介護のみで動いていたんですけれども、本人等にアポを取って納付をお願いしていたところではありましたけれども、納付まで至らなかったということで、今回、不納欠損させていただいております。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今、税務課長、松下課長から聞きましたが、今回、法人が2件あったのが、なぜ取れなかったのかというところだったんです。法人も、やり方次第では、交付要求はされておるということですが、法人は案外と取りやすい。なぜならば、決算が税務署に置いてあります。これによって、売掛金、買掛金、関係の出資金、そういう感じの差押えが早く情報をつかむとできるというところで、ちょっと法人が取れなかったのが残念だったなと思います。

それと、誓約という言葉が出ましたが、ちょっと皆さんにお勉強というか、あれですけれども、法律の中に誓約書を取るということは書いてありません。ただし、これは、法律の中には督促状を発送して10日を経過したならば差押えしなければならぬと。せんでもいいじゃなくて、絶対せんといかんとですよ。その中で、なかなか差押えというの、今回、動産、不動産、車両まで結構されておりますが、このあたりは本当に頑張られとるなということですから、あとは調査能力、このあたりのスキルを高めていただいて、法人なんかの取り損ないがないようにということをお願いしたいと思います。

分納は、分納誓約というか、時効の中断の中に分納誓約書というのを取っていたんですけれども、今、果たして国保税、私が当初やっとなるときは年間6期が8期になったときですか、当初は4期、6期、8期、今は10期です。健康保険は、当然、医療費が年間これだけかかるからということで、賦課のところ均等割、平等割を担当のほうで計算して、所得割が何%、均等割が何、結局、家族割、1世帯幾らを計算して、これだけ課税をすればもらえるというところで計算するんですけれども、やはり税額がずっと上がってきております。これを一回に、例えば今でいうなら80万円払えというのを4期とか、とんでもないですね。じゃ、負担を軽くしようということで、あとはもう期を延ばすしかなかった。4期の場合は、分納で2回に分けましょうというて取れよったのが、8万円を4万円ずつをだんだん大きくなってきて、じゃ、10回に分けましたと。じゃ、これ以上もう納期を増やすこと、12回はちょっと無理かなと。なぜならば、税の申告があつて確定した後に税率計算し

ますので、もうこれ以上増やすことは無理です。そこに納付相談で来られたときに、分納しましょうと。あと2回を分納したところで滞納者の負担がどれだけ軽減するかということで、今の状況は非常に。

だから、時効は誓約書の中に、民法では請求、差押え、承認と、これをすることによって時効の中断ということです。請求というのは、納付していただく、一部納付していただく。それと、差押えは当然差し押さえる。あと、承認というのは、私は確かに役場に健康保険税を幾ら滞納していますという承認があれば、これは民法も一緒ですけれども、時効が中断したということになります。ということで、分納じゃなくて、今、納付誓約書、いつまでに払いますということを書いていただいて、私は税金の滞納がありますというのが文面に入っておかないと、たとえ誓約書を取っても、それは無効ということになります。

やはり、そのあたりを考慮しながらやらなければいけないんで、本当に徴収側は大変とは思いますが、何せ料は2年。もう、ちょっと油断したらすぐに時効を迎えますので、やはり税務課と、今回は関係していなかったということでも、税務課のほうは時効の中断のやり方を知っておりますので。今回は心強いことに担当係長が、元私の下で働いとった係長が行っておりますので、プロですので、今後頑張ってくれるとは思いますが、そのあたりのスキルをアップといいますか、頑張ってはいますけれども、やはり知識、経験を踏まえて、今、徴収アドバイザーも雇っておりますし、併任徴収もやっておりますので、そのあたりの中で研さんを深めてやっていただきたいと思えます。いかがでしょうか、税務課長。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）そうですね。今ご指摘がございましたとおり、今うちの担当者のほうも、ちょっとまだ経験年数が浅いことも多少ありまして、以前のようにはできていない部分はございます。それでも昨年は一応コロナ禍において文書、電話等の催告を数多く行いまして、納付意識の向上と、あと新規滞納者を減らすための取組については頑張っておりまして、収納件数のアップには多少はつながっております。

誓約書についても、今、結構取っておりますけれども、基本的には現年度はきっちり納めていただくということで、たまっている過年度についてをその後、例えば1年以内とか決めて計画的に納めていただくということで誓約を取っておりまして、監視ももちろん、そういうふうには決裁を持ってきたら、その後も怠らないようにきっちり監視をなさいたいということで指導もしております。

そういうことで対応しておりますけれども、まだまだ経験、知識がない部分もございますので、今後さらに研修とか、あと委託しております徴収アドバイザー、また県、それからまた併任徴収とかにも連携を図りながら課内全

体で、また別の課とも連携をしまして取り組んでいきたいと思っておりますので、今後とも、堀田議員さんにおかれましては先輩でもございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）堀田議員からのご指摘のとおりでございます。個のスキルアップも当然なんですけれども、税務課等と連携を図りながら、今後この徴収事務について努力してまいりたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）3回目ですので、まとめてください。

○4番議員（堀田直孝君）これは一般質問じゃないので、3回目はないかと思いますが。じゃ、まとめということでもまとめさせて。

今、現年度を取って過年度の徴収、これは多分徴収アドバイザー、私の先生でもありましたが、自治大の教授でありましたが、その教えがそのまま守られておるのかなと思います。

それと、あとは接触したときに泣き落とし、これは結構だましがああるので、はっきり言って。調べてみたら財産が隠されとったということもありますので、やはりそこらあたり。それと、本人が知らない財産があった場合もありました。そこは生活困窮で、もう執行停止をというところで捜索に入った。そしたら仏壇から大判が2枚出てきました。担当者から、これは何やということで、仏壇から出てきましたので、仏事用具は差押え禁止財産ですので、これは差押え禁止ですかと言うたら、大判は重いんです、持ったら。そしたら、よく見たら親鸞聖人生誕700年記念の三越かどこかがつくっておる本当の純金の金の大判でした。家族に聞いても、これは知らんと。じいさんが買うとらしたやつかなんか言うて、これをわざと差押えせずに金の買取り業者のほうに持っていったら70万円で売却と。そこで滞納がなくなったということもございますので、最後の差押えしなければならぬの捜索。捜索というのは、もう本当に行政は何ていうことをしてくれるんだと思われるかもしれませんが、執行停止のための捜索、最後の最後、自分たちの目で見ても、この人は生活困窮でしたので、執行停止しますというところまでやっていたら最高かなと思いますということで、私の質問を終わります。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようでしたら、後で歳入歳出を一括して受けます。

次に、63ページから歳出について、最終ページまで質疑をお受けします。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番議員、坂本です。

ページは158ページになります。歳出のがけ崩れ対策費の一番下から2番

目、12の委託料になります。がけ崩れ対策費の239万円ほどございますが、これについては大規模盛土の調査費だというふうにお伺いしておりますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）この委託料につきましては、大規模盛土造成地変動予測調査費として計上しております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）この調査に関してですけれども、村内で何か所ぐらい調査されて、それから、その結果を教えていただければと思います。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）この盛土造成地の調査に関しましては、一次スクリーニングとして県により、地震後、過去の地形図と今の地形図とをすり合わせて盛土部の調査をされております。今回は、その結果を受けて、二次スクリーニングとして市町村が主体となり現地の調査委託を行っているところでございます。

西原村では、一次スクリーニングの調査結果で16か所の調査対象がございました。今回の二次スクリーニングで、その16か所全ての調査を行っております。結果としましては、変調なし、もしくは地震後の工事による対策済みということで、今後対策が必要な箇所は0、ないという報告を受けております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）対策するところはないということで、一安心しておりますけれども、熱海市のほうで大雨により大規模な事故が起きておりました、よそから運んできた土が原因というふうにも言われております。そのような箇所は西原村にあるのかなのか、そういう認識はございますでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今回の調査に関しましては、盛土部、宅地として整備されている盛土箇所に限定されているものでございます。熱海市のような山腹の土捨て場といった宅地以外の案件については対象外となっております。熱海市の災害発生後、県から各市町村の防災担当や開発部署、また林務部署等の各分野で照会や調査が行われると伺っております。緊急的に対応しなければいけないというような箇所は、現在、私の知る限りでは、今のところ村内ではないというふうに向っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

ページは84ページの工事請負費、総合体育館についてですけれども、これ

は新築工事として令和2年度までに10億6,666万6,000円の支払いが済んでおります。決算には直接関係しませんが、体育館についてちょっとお尋ねいたします。

8月の臨時会で工事請負変更がございました。4,955万6,100円の外構工事の追加ということでございまして、工期は本年12月28日までとなっております。体育館はもう既に完成しておりますが、今月28日、内覧ということで、私たちも大変楽しみにしておりますが、体育館の落成というのは大体いつ頃される予定でしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

今、上野議員が言われましたとおり、ほとんど体育館のほうの工事自体は終わりになりかけております。今、外構の工事のほうを進めておりますが、その辺がある程度終わるという形で3月ぐらいに落成式ができればというふうに考えております。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）3月以降ということでございまして、じゃ、体育館の使用できるのはそれ以後と思われませんが、体育館と防災公園の管理、これは指定管理者制度で委託されるのか、どのようにされるのか。その辺のところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほどのまず落成式でありますけれども、今、体育館はほぼもう出来上がっております。ただ、県の確認検査がございますので、そのとき周りがある程度整備されておかないかんということで、この前補正でお願いした5,000万円近くで周りの舗装、側溝等を整備するならばなど。それが今年いっぱいということで、その後いろいろ備品等も購入しなければなりませんので、3月頃には落成式ができるんじゃないかなというふうに今のところは思っております。

管理につきましては、今後、関係各課、教育委員会も含めて、どこにどうするかということもありますので、そこで1年目はなかなか管理を委託するのが難しゅうございます。というのは、1年終わらんと大体どのくらいかかるのかも分かりませんので、1年間は役場で直営という形になるかと思えます。ただ、芝生関係等はできますけれども、体育館の電気代がどのくらいかかるのか、維持費がどのくらいかかるのか、今のところ想像ができないような状況ですので、1年間終わって、その金額がある程度出たならば委託で管理もお願いするならばなどというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）1年後ぐらいということでございまして、大変楽しみにしております。仮設のB棟の解体が来年7月頃までに延びたとお聞きいた

しましたが、期限までに自宅の再建のできない人たちに対して、どのような配慮をされるのか。アパートの紹介というか、どこかのそういう感じのほうはされるのか。私の知り合いでも来年の7月までできないような人が何人かおられまして、その辺のところをちょっとお願いします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今、仮設に残られている方なんですけれども、集落再生への引継ぎとしてお話をずっとさせていただいております。先日もやっぱりちょっと大工さんの都合が悪くなったということで延期になっている方もおられまして、そういうところは総務課のほうで公営住宅、木造住宅の改修が終わっておりますんで、完了してしまっていて、そこに今3室空いているということで、一応そこを空けておいてくれないかということでお願いをしているところです。最悪そこに一旦入っていただいて、再建をもう一回目指していただくということで話をしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）補足でお答えさせていただきます。

今現在、村営単独住宅がございまして、この前、一部合築等を行いまして、最終的にまだ空き室が残っているわけがございます。その団地の当初の目的といたしまして、地震に被災されて住宅の再建が困難な方のための単独住宅として位置づけておるところでございますので、最終的にご自宅の再建ができなかったという方につきましては、その方々もこの入居の対象として考えていきたいということで考えているところでございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

先日も伺いましたけれども、その場合の今、新しい小森団地に入居されたとき、建てるのが延びる方で、そこにどうしても入らなければいけないという形になったときに、一時借りといいますか、短期になると思うんですけれども、その方からも家賃収入は取られるのかどうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

基本的に、その方の収入状況等を勘案いたしまして家賃を決定させていただいて、家賃のほうを徴収させていただくということになります。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ページは132ページになります。一番上段のほうになるんですけれども、西原村におきましては、震災後、結構浄化槽関係については単独槽から合併浄化槽に変わったところが多々多いかと思えます。こ

ここに、この一番上の枠の中で下から2段目のところに推進費補助金1基ということで3万円という、これはたしか単独浄化槽から合併浄化槽に変えるときの補助金だったと思いますけれども、現在、単独浄化槽の世帯がどのくらいあるのか、そして今後どのような状況になっているのかをちょっとお尋ねするならというふうに思っております。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）合併浄化槽推進補助金に関しましては、高本議員からお話がありましたとおり、単独浄化槽から合併浄化槽に変える際の補助金でございます。

お尋ねの単独浄化槽の割合につきましては、令和2年度末時点で合併浄化槽、単独浄化槽、くみ取り式を合わせまして全部で2,219基ございます。合併浄化槽が1,764基、単独浄化槽が248基、くみ取り式が207基となっております。割合としましては、合併浄化槽が大体約8割、単独浄化槽及びくみ取り式が約2割でございます。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）先ほどから、再建のために新しい住宅につきましては、やっぱり合併浄化槽に変わりつつあるというふうに思っております。ただ、今まで残っている既存の、くみ取り式は仕方ないと思いますけれども、単独浄化槽をできるだけ少なくして、やはり環境の問題がございますので、その辺を100%に近づけるように村の中で広報誌なり何なりで啓蒙啓発をしていただくならというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）答弁はいいですか。

○2番議員（高本孝嗣君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは102になります。民生費、こちら委託料になりますけれども、SNSによる心の悩み相談業務委託料。金額が少ないんですけども、これはどういった内容で対処されているのか、どういった方法なのかを教えてください。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えします。

こちらの委託業務につきましては、熊本連携中枢都市圏ということで、熊本市、宇城市、美里町、菊陽町、阿蘇市と本村、それと南阿蘇村の町村なんですけれども、SNSを使った心の悩み相談ということで令和2年度から取り組んでいる事業でございます。

相談期間を設けてありまして、毎週火曜日と日曜日の午後6時から午後10時までという形で、一応専門の相談員が、家庭での悩みとか友達関係とか、

いろんな相談を受けて、それで悩み相談ということで対応しているという形で、一応、今、都市圏の住民の方が対象ということで事業を始めているところでございます。

こちらのほうは、委託料に関しましては今申し上げた町村の人口割で事業の負担割合という形で金額を出しております。ちなみに令和2年度の実績としましては、西原本村においては2件の相談がっております。同じ一人の方という形での内訳になっております。以上でございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今はスマホ時代になりまして、いじめとか、そういったものが陰湿になって奥深いものになっております。また、その中から自殺者も若年層に対して多くなっております。西原村もやはり同じか、だから2件されたということなんですけれども、その相談内容とかもこちらで、開示はされないと思いますので、内容をご存じなのか。また、それに対して何か村で対応しなければならぬような内容なのか。そういうものが分かるのか分からないのかを教えてください。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）詳細な内容につきましては、要は相談内容というのは守秘という形になるので、各町村のほうには下りてこないんですけれども、相談員さんで案件によっては、これは緊急を要するという場合には、先ほどの自殺とか、それをほのめかすような相談内容であれば、警察と連携して対応しているというのは伺っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ページは138ページになります。中ほどでございますけれども、需用費の農業振興費の中に農産物消費拡大材料費ということで金額が上がっておるわけですが、これは一体どのような事業なのかを説明していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）これは従来から、学校給食における牛肉の提供を牛肉の消費拡大という形で以前から行っておりました。毎年30万円ということで、大体年に今の単価だと2回ぐらい給食提供できるかなというところなんです。それと併せまして、現在では年に1回イチゴの提供を行っております。西原村にイチゴがある、生産されているということをご存じじゃない住民さんもたくさんいらっしゃいますので、そういったことの啓発で使っておるというところでございます。

毎年30万円なんです。前年度に関しましては、感染症対策の交付金のご

ございましたので、そちらで対応した関係で17万円の執行に終わったということでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）それでは、ここで歳入歳出について一括して質疑をお受けします。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

じゃ、歳出のほうで総務課関係をちょっと2点お願いします。

ページ69、70ですけれども、今現在、体温計、体温検知器ですか、88万円で購入してあります。今、玄関に置いてありますけれども、これはかなり高価なものとは思いますが。マスクをはめていなくても「マスクをはめてください」とか、もう瞬時に検温の結果を言いますが、この間、私用で役場に来たときに、私の前のお客さんが体温異常を検知されて、「係員を呼んでください」か何か言いますが、そのときに、あの大きい声。「通過してください」は皆さんもうフロア中間こえていると思うんですけども、その声もフロアじゅう聞こえるんですけども、係員、初めて来られた人はどうしていいかわからない状態で、私、税金を納めに来たのに、どうしよう、帰れと言うのと。ちょっと不親切かなと思えました。これが、今も言いましたが、住民票とかを必要だから取りに来られる方と納税に来られる方、特に納税に来られる方が窓口にとんとそばで行けないというたら、非常にどんなでしよう、気持ち的に。そのあたりの対応はいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

機械につきましては、当初、各課割り振りまして機械と職員を配置しまして対応してきた時期もございました。ただ、庁舎に入るときに自動的に検温する機械というのが当時以降出てきておりましたので、一応導入したわけですけれども、議員のご指摘のとおり、システム上どうしても応答メッセージとして限られているメッセージの言葉でしかないというところがございますので、確かにいろんな用件で役場に來ている方がいらっしゃるわけですので、そこはちょっと不適切な部分もあったかなとは思っております。

システムの改修等で対応できるかは、ちょっとまたメーカーに聞いてみないと分かりませんが、そこはちょっと今後運用も含めて検討させていただきたいと思っております。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）ぜひ改善していただきたいと思っております。注意書きを読むと、車から降りてすぐとかに体温が上がっていると検知をしますと小さく書いてあるとです。私もしっかり読んでそこが見えました。大きくは、体

温が高い方か何か異常がある方は来庁を控えていただきますと、そこはかと書いてあるので、あれを上だけ読まれると私はここに来られないのかなとなりますので、声が聞こえたら、税務課は大変ですけれども、税務課の職員がすぐ出てくるなり、近い課の人間がすぐ対応するなり、それまでやっていただきたいかなと、改善をちょっと求めたいと思います。

続きまして、ページ167、168ページ、防災管理費の委託に防災マップ作製があったと思います。防災マップが来て、私、開けて見たときに、村長のご挨拶があった後に、6ページに火災予防が一番、住宅用の火災警報器の義務化ということで記載してあります。私が思いましたのは、もう十数年前です。役場から各戸に火災警報器が配られております。もう多分期限が来ていると思います。これは当然、義務化されたということで、自分からつけなければならぬんですけれども、一般家庭には総務課から配られたかと思いますが、老人の独り世帯とか、そういうところは福祉のほうから配ったと思います。

そこで、この警報器の期限が、一般の人は見てくださいますと言えれば見えるんですけれども、独り世帯のお年寄りの方がそこまで天井にあるのを確認できるのか。うちはついとるけん安心ばいというても、もう電池が既に切れとって、いざ火災のときに使えるのか。安心し過ぎとって使えずに命を失ったとか、火災で。そういうことがありはしないだろうかと思いたすけれども、そのあたりの対処はいかがかなと思います。

それと、もう続けますが、10ページに自主防災組織というのが書いてあります。この自主防災組織の中に、班の日頃の活動内容、情報班、消火班、避難誘導班、救出班、果たして西原村にありますか。それか、これをつくったところで、こういうのをつくりたいということがあって、これを記載してあるのかどうかというのが1点。

それと、この予算全ての各項目の中にAEDのレンタルの予算を組んであります。私が、よその役場ですけれども、用があつて行ったときに、防災マップにAEDの設置場所が記載してあつたんです、一覧表が。せつかく何十万円、何百円、かなりの村費を使ってAEDを設置しておつて、やはり学校にあるから、学校以外の人、学校の前で倒れとつた人、これは使えませんといいことはないと思います。保育園の前に倒れておる人が保育園のAEDは使えません、これは園児用ですといふことはないと思ふ。ですから、こういうのが記載してあつたらよかつたかなと。また、益城町はAED設置マップといふのを多分つくつてあつたと思ふ。そういうのがあればいいなと思いたすが、いかがでしょうか。

3点お願いします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず、1点目の住宅用火災警報器の高齢者の方への対応ということでござ

いますが、確かに当初義務化ということで村のほうから配付したという経緯もあったかと思えます。ただ、おっしゃるように高齢者の単身世帯の方が、実際期限が切れているとか、確認のほうはなかなか厳しいものがあるかなとは理解いたしますので、そこは住民福祉課等で高齢者の方がどれだけいらっしゃるかというの情報把握させていただきながら、今後、周知啓発の対応を図っていきたいと思えます。

あと、2点目の自主防災組織の記載の件でございますが、これにつきましては、組織をお願いしますということで、この間いつも区長さんのほうに名簿を出していただいているところでございますが、確かに防災マップに書いているところまでやっていただけているのかというのがなかなか難しいところもあるかなと思えます。書いた趣旨といたしましては、今後の自主防災組織の活動の中で、こういったのも取り組んでいって、組織の体制といいますか、やっていただきたいという私どもからの思いというところもあったのかと理解しております。

あと、3点目のAEDの設置につきましては、確かにおっしゃるとおりかと思えますので、防災マップに追加で載せるのか、もしくは別に防災マップとして記載するのかというのは、ちょっとまた検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）総務課については検討課題ということで、今、総務課長の答弁のほうで検討していただきたいと思えます。

続きまして、105ページ、106ページ、扶助費です。

介護タクシー助成に3万1,500円の支出がなされております。これは、私が以前一般質問をしたときに、もう予算を組んであったから安心しましたけれども、ちょっとまだ支出が少ないのかなと思えます。ということは、利用者が少ないのかなど。この辺はどのように周知を行われているのかということをお聞きしたいと思えます。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えいたします。

こちらの介護タクシーの分につきましては、令和2年4月1日から施行しているところでございます。概要につきましては、福祉タクシー、普通タクシーを利用される時と同じように1回1,500円でタクシー券が3枚までという形をしているところです。令和2年度のこの3万円の利用者数につきましては、お二人が利用されたということであります。対象者の方も、今現在、令和3年度でいうと、お二人いらっしゃるということでございます。

周知ということでございますけれども、周知のほうは包括であったり社協さん、民生委員さんを通じて、独り暮らしの方だったりとか、普通タクシーではどうしても利用できない、介護タクシーでしか利用できないという形の

方を、いろいろご相談いただいて、今、住民福祉課のほうでまたお話を伺って対応しているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）といいますのが、最近、何十年に1回の大雨とか、もう頻繁に出ております。線状降水帯が居座ったら必ずうちの役場も高齢者避難の放送がすぐありますが、うちの近所にやはりおられまして、いつも避難のときも介護タクシーというか、もう本当にベッドストレッチャーで避難をされておるわけです。それを見たときに、ここばかりじゃなくても西原村にはこういう方はいっぱいいるんじゃないかなろうかと思ひまして、やはりちょっとこの辺の利用も、こういうものにも使えます、こういうものにも使えますというのが、まだ介護タクシーそのものをご存じじゃない方もいるんじゃないかなろうかと思ひますので、お願いしたい。今後また周知のほうの徹底をお願いしたいと思ひます。

続きまして、あと1点、最後になります。

137ページ、138ページで、農業振興の中の負担金、補助金ということで、以前、産業課の場合、補助金というのは、私は村が一般の人の税金を活用させて投資する、そしてもうかっていただいて納税で返してもらうというのがサイクルだと、一回そう思っておるということで申しましたが、この頃、田んぼに行って近所の人と話すときに、WCS、飼料用稲作ですね、これがもうかなり増えております。中には、うちあたりの近所の農家では、もう食料の稲は植えずにこれだけ植えておくと。あとは菊池米か、よか米ば買うてきやあおると言われます。なぜか。WCSの場合は、もう植付けだけしておけば、あとは刈取りも畜産農家の方がされる。あとは肥料も何もせんでいい。刈取り、乾燥、そこも必要ないということで、収入は食料の稲、私たちが植える収入と同じ分が入ってきますので、だったらいいところのを買ってオーケーというのがやっぱりごもつともかと思ひます。

しかしながら、我が家もそうですけれども、隣に飼料用稲作、私は食料稲ですけれども、飼料用の稲がぴんぴん生えてきとるんですね。これは迷惑だねと近所同士で言いよったんですけれども、餅米もそうなんです。やっぱり交配しますもんね、隣に植えとくと。交配して新品種ができる。

さて、WCSの制度がなくなったときに、これは問題になりはせんだろうかと思ひますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）WCSの弊害といいますか、お尋ねかということでございます。WCS、稲発酵粗飼料といひまして、以前は食用米の一部を畜産農家が刈り取って、出穂前ですけれども、青刈りという形で収穫をして飼料として使うという仕組みだったわけです。ただ、おっしゃるように反当たり8万円と非常に高い補助金が出ますので、今、非常にこの作付農家が増え

てございます。西原村全体で今、水田面積200haですが、今50ha弱のWCSがあるところでは。

堀田議員のところでもそうですし、ほかでもそういったお話が出てきます。これは専用品種じゃないと駄目なんです。といいますのが、以前は食用米でよかったわけですが、WCSとして申請して稲穂の部分だけ別に刈り取って食用米として流通させたというような、この制度を悪用されたケースが全国で頻発をいたしました。ですので、それ以降は専用品種、熊本県では何だったですか、すみません、品種名をちょっと忘れちゃったけれども、専用品種が幾つか指定されてございますので、それを植えなければ対象としないということに四、五年前になったんじゃないかなど。阿蘇地域におきましては、ミナミュタカですね。この品種の種が、なかなか生産が追いつかないということで、移行期間があったわけですが、二、三年前からだったと思います。もう十分に確保できたので、専用品種しか今は認めないというような国の制度になっておるところでございます。

おっしゃいますように、一旦その品種を植えますと、翌年度に次は食用の在来米を植えたとしても、その種が落ちとって混在してしまっただけで検査を通らないというようなお話をよく伺ってございます。これにつきましては、西原村だけではございません、県内、国内、全て同じような問題が出ておるところでございます。この話も以前から聞いておりましたので、九州農政局が年に2回ほどお見えになりますけれども、その都度こういう問題出ておりますよということでお伝えをしております。十分農政局としても理解をされておる。よその地域に行きますと、畜産農家の機械がさらに大きいものを使っておるので、水田の保水の板まで壊してしまっただけで二度と水田に戻らんような状態になっておるところもあるということで、私もこの制度については非常に疑問を感じておるところでございますけれども、農政局でも最近ではそういったことを理解され始めておると。

いずれにしても、国の制度でございますので、国のほうで何とか考えていただくと何とも解決ができない問題でございますけれども、引き続き要望していく。強く申し入れていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）今、南利課長が言われたとおり、将来を見越すと大変な問題になりやせんかと。もう今、外来種の雑草の問題もありますが、それと変わらないような問題になるかと思っておりますので、先ほど言われたとおり、国の事業ではありますが、やっぱり自治体の意見を国も尊重しますので、これもまた今後の課題として国のほうに積極的に申し入れていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

ページは116ページ、節の13、使用料及び賃借料のLED照明のリース料、これが105万3,848円ということですが、全庁舎と保育園と社協もかな、これは自前でLEDをつけて電気代を払うのとリース料を払って電気代をすののと、かなりの割高になるということでしょうか。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時58分）

（午前10時59分）

○議長（山下一義君）会議を再開します。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）これは、私、勘違いしました。LED照明リース料というのは保育園のリース料ですね。（「はい」の声）これはもう大体、前回もそういう質問があつて、自前でつくって電気代を払うというのは、かなりの金額になるということを知っております。

それでは、隣の体育館の場合には、今回どのようなLEDのリース料でされるのか、自前になっているのか。その辺のところちょっと。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えします。

総合体育館のほうにつきましては、リース料とかいう形ではなくて、もう自前のほうでつけておりますので、そちらで電気料として支払っていくというような形になります。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）分かりました。

それでは、もう一点、148ページ、18の負担金、補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業支援給付金とありますが、820万円ぐらいあります。本村で何社、何件ぐらいの業者がおられるんですか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）ただいまのご質問にお答えします。

休業支援給付金の820万円支出をしております。こちらにつきましては、5月の1日から10日間休業をしていただいた店舗に対しまして、お支払いをしておる分でございます。これが10日間休んでいただくと1件10万円の給付をしておりますので、給付をしておりますのが82件という形になります。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）了解しました。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

(午前 11時01分)

(午前 11時13分)

○議長(山下一義君)休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員(中西義信君)6番、中西です。

まず、総務課の一般管理費の中で、これまで学校のトイレとかは洋式化にずっと頑張ってきたと思っています。この庁内のほうはどうなっているか、先日もちょっと伺いましたけれども、お願いします。

○議長(山下一義君)総務課長。

○総務課長(須藤 博君)お答えいたします。

お尋ねの部分につきましては大便器のほうかと思えますけれども、現在、庁舎内1階と2階を合わせまして男性トイレが4基、女性トイレが6基、あと議会事務局室の隣に、共用という言い方をしているのか分かりませんが、1つあるということで把握しております。内訳といたしましては、男子用トイレの大便器4基のうち和式が2、洋式が2、女子用トイレの大便器6基のうち和式が4、洋式が2、共用の部分につきましては和式が1という状況でございます。

○議長(山下一義君)6番議員、中西君。

○6番議員(中西義信君)一応ここはやっぱり村民の方やいろんな方が来られる場所であるし、もうちょっと女性のほうを洋式にするべきではないかと思えますが、いかがですか。

○議長(山下一義君)総務課長。

○総務課長(須藤 博君)お答えいたします。

この間、今、洋式化している大便器につきましては、当初は全て和式であったかと理解しております。また、まだ和式の残っている分につきましては、今後、予算等の兼ね合いが出てきますので、そこを検討いたしまして進めていきたいと思えます。

○議長(山下一義君)6番議員、中西君。

○6番議員(中西義信君)今の世の中の状況からしたら、早めにするべきではないかと思えます。早めの検討をよろしくお願いします。

それでは、続きましてページ140の委託料13、環境対策補助金の件です。村にとって住宅は人口増にとっては欠かせない話だとは思っています。ただ、言いたいのは、私も同じ農業や畜産をやっています。私も私なりに工夫をしています。それは堆肥をきちんと発酵して処理をするということです。私の家は、私と息子と2人でやる小さな業者ですけども、それでも月に6万円から7万円は経費をかけています、堆肥処理に関して。もちろん堆肥センタ

一はありますけれども、一応自前で処理をしまして、大体予約で行くようなスタイルでやっています。

私でもそれぐらいかけているわけですから、補助金はお手伝いのお金だと思っています。この補助金をするに当たって、設定基準が低過ぎると思います。私の親子でやっている小さな農家と比べて、この対象の方々は従業員を雇っているような大きな規模の方だと思います。それからすると、この46万4,000円の倍にしても86万ぐらいではとても追いつかないと思っています。協力をするという名目であるならば、もともと予算化をするときにもうちょっと上げるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）畜産環境対策補助金46万4,000円のお尋ねかと思えます。これは、事業主体は当然農家さん、畜産農家さんになってくるわけでございます。そういった周辺との調和ということで、私どものほうから働きかけをしておるといようなことで始まった事業ということで考えてございます。

おっしゃるように、当初は大変抵抗がございましたけれども、近年では徐々に理解を深めていただいて、だんだん予算規模も執行規模としては大きくなってきたのかなというふうに思っております。これはどこまでいくのかなという話でありますけれども、私どもとしては働きかけて少しずつ執行規模を大きくしていただきたい。特に近年、脱臭装置、コンポストのおが粉の入替え、これが非常に効果が高いということが分かってきてございます。以前は、年に1回あるいは2年に1回というようなことで、おが粉の入替えをされておったわけなんです、昨年ぐらいから年に1回というようになさっております。最近お話しした中では、効果が高いようなので1年に2回やりたいと思うが、予算的には大丈夫ですかというようなことでご相談があつてございます。そういったことが執行されるようであれば、当然、予算規模を上げていかなければいけないというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）予算規模を上げたほうが良いと思います。どんどん活用していただくことによって意欲も変わられますので、しっかりご協力をお願いします。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）会計をやっていますけれども、72ページ関連でちょっとお話をいただきたいと思えます。

交通安全対策費の中で、カーブミラーの設置がありますけれども、我々の集落でもカーブミラーが、もう年数がたっておりまして、なかなか見にくく

なっております。10年過ぎると、もうほとんど効能が薄くなって、交差点自体も見にくくなっております。そこら辺もあるんで、各集落から今後は上がってくると思いますけれども、どうでしょうか。それは確認されてから申請が上がった時点で今から替えていかれるのか。あまりにも多過ぎますので、ちょっと回答をお願いします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

決算書に書いておりますカーブミラーの設置工事につきましては、内訳といたしまして4件の工事という形でなっております。お尋ねの今後の設置についてでございますが、基本的には地区の区長さんあたりから要望という形で私どものほうに出していただきまして、現地を見させていただいて、判断して、この間、対応させていただいているところでございますので、要望等あれば、また地区の代表の方を通じていただければと思います。あとはまた現地を見て判断させていただきたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）区長会とか、そういうときにお話をさせていただくならばと思っております。なかなかそこまで気を遣っておられない方もおるんじゃないかと思っておりますけれども、やはりもう結構古いのがいっぱいあります。事故につながると大変でございますので、村のほうでも産業課でもちょっと巡回する折に見て回っていただいて、これは危ないなというようなところはチェックして、行政のほうでも前もって替えたほうがいいんじゃないかと思う部分は、地域の区長さんにお話をして替えていくようにして予算を取っていただくならばと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）ありがとうございます。

私どものほうでも、地区のほうの安全パトロールという形で現場のほうに回りながら確認はしてきているところでございますが、また不具合箇所があれば、区長さんに限りませんで、地区のほうから言っていただければ、その辺はまた対応していきたいと思っております。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ただいまのカーブミラーの話じゃございませんが、ついでに私のほうもちょっと質問させていただきたいと思っております。

カーブミラーといいますと、山西小学校が、ただいま道路の拡張で、あそこにちょうどカーブがございます。あそこのカーブミラーを見たいけれども向こうに行くカーブミラーが見えないと。そして、立っているカーブミラーは皆個人さんで立てられるカーブミラーで、四、五基ぐらいあったかなと思います。結構多うございます。

ああいったカーブミラーについては、個人の所有で立てられておるカーブミラーもかもしれませんけれども、その辺を統一できるような状態で、村から補助なり何なりをやって、個人も負担金をもらっていただいて、やっぱり見やすいようなカーブミラーを村道沿いと個人から見られるカーブミラーの区別ができるような対策として、村から何かひとついい策はないかなというふうに思っておりますけれども、そういったやつに対して補助金を出していただけないかなと。工事費として出してあるのは多分村道の関連だろうと思っておりますけれども、個人さんのカーブミラーがあまりにも多過ぎるところは、かえって逆に見づらいということになりますので、こういったところについても工事費の負担をしていただけないかなというふうに今お願いしたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

カーブミラーにつきましては、あくまでも道路等、ご存じと思いますが、個人さんの敷地から出る部分の見通しが悪いということでの設置については対象外とさせていただいているところでございます。ご指摘のとおり幾つか乱立していて逆に見えづらい、視界が確認できないということであれば、そこはいろいろ検討していかなくてはいけないかと思いますが、今すぐ個人さんのまとめのための補助金というのは、なかなか今のところ難しいかと思っております。ちょっとそこは現場を見て、また個別に対応して検討していく形になるかと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

もう本当に、あそこを通るたびに、やはり心配しながら、特に工事中でございまして、その辺を村としても考えていただいて、個人さんのカーブミラーでも、どうしても乱立しておりますと、やはり危険な状態になりますので、その辺を一応考えていただくならと思っております。

続きまして、142ページをお願いいたしたいと思っております。

これは関連になるかと思っておりますけれども、大切畑ダムの分水工フェンス設置工事ということで、大切畑のダムに関連しまして、新しい大きな大切畑の大橋の下を私はたまに通るんですけども、あそこに川から大きなポンプによって風当の方向というか、ゲンパチオトシかなと思っておりますけれども、あちらのほうに大きなパイプを2本ほど引っ張っております。あの水は一体、上井手用に持っていかれるんだらうと思っておりますけれども、なぜこのような状況になっているのかをちょっとお尋ねするならというふうに思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）お尋ねがありました大切畑ダムからの分水工、

風当地区の一番東側にありますけれども、ダム工事期間中に使用します分水工までの仮排水トンネルがございます。それが8月の大雨により土砂が堆積して、分水工への水の供給ができないという状況になっております。分水工に水が来ないということで、村内の田畑とか、あと益城町も関係するんですけれども、畑かん等ですね。それで8月18日の日に大切畑ダム事務所で緊急説明会が行われております。説明会の内容としましては、仮排水トンネルから分水工へ流す水路に土砂が堆積し、現在は通水不能となり、西原村及び益城町への必要な水の量が確保できない状況でございまして、上井手と下井手に流すべき水は全て鳥子川に放流されている状況でございます。

緊急的な用水確保のために、上井手、下井手に本来流すべき水の量を水中ポンプを活用して大切畑大橋の下の鳥子川から取水して流す計画が立っております。下井手分は一応6inポンプ、口径大体150mmのパイプで村道沿いの用水路に放流という計画が立っております。また、上井手分は2台のポンプ、これについては8inポンプ、口径200mm、計算の毎分4.5tの水をくみ上げて、大切畑に行く途中のゲンパチオトシという水路があるんですけれども、そこに一旦落として、それからさらにゲンパチオトシの水路の中を通して分水工まで揚水するという計画となっております。9月12日までに全ての設備が完了するというふうに報告を受けておりました。現在は順調に稼働しているものというふうに報告を受けております。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）この川の水というのは、先ほど水田の話も出ましたんですけれども、鳥子川沿いにおきましても水の確保が厳しいという前倒しの話がありまして、そこで食料米じゃなくて飼料稲を植える方がおられるんです。これの一端となるのが、やっぱり水の確保が難しいんじゃないか、夏場の水が確保できないんじゃないかなという不安の声から、飼料稲が多いというのも1つ懸念される場所ではございます。

今後、このような状況の中で、もう今から先はあまり水は要らないんですけれども、水が確保できるのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）雨が降ったり晴れたりとかで水量は変わるとは思うんですけれども、大切畑ダム事務所の計算によると、鳥子川に関しては農業用水としての水の量は毎分6tぐらいあれば十分であるというふうに話を伺っています。仮に今回設置したポンプを全て最大で運用した場合ということなんですけれども、くみ上げた場合でも一応鳥子川には6.5t流れるというふうに想定されています。分水工のほうも予備水として工事の前にボーリングをして、足りない場合はボーリングしたポンプから上井手のほうには流すことになっておりますので、一応、現段階としては十分確保できる計算でいるところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）ありがとうございます。

また来春になって、ちょっと心配しながら、田植時期の前に、やはり水の確保で、またその年の水田の計画が変わってくるわけでございますので、その辺も十分確保を連携しながら行っていただきたい。鳥子川沿いの方々は、やはり水のおかげで、まず田が植えられるわけですので、その辺の確保を十分できていけるように村のほうからも働きかけていただきたいというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）マイク故障のため、隣の席を借ります。

154ページの報償費として、道路品評会報奨金として44集落というふうに書いてありますけれども、これが、今コロナの影響で品評会あたりはあっておりませんけれども、道路に対して、いろいろ西原村全体を見ますと二、三時間で終わっているところもある。それと、やっぱり2日ぐらいかけてやっておられるところもあるということで、メーターだけで補助金を出しておられるのか。そこのところちょっとお尋ねしたいと思います。

なかなか部落のほうで、距離が長いところはローダーを出したり、ダンプを出したり、いろいろな機械類を出したりしてかかっております。それにガソリン代とか、故障した場合、部落で見てやったり、やはり長くなれば、いつも出されんと、もう俺はタイヤが減るけん出さんとか、そういった状況も出てきますので、あまり機械を出さないでいいところはいいですけども、そういったふうに機械をいろいろな機械を出したりするところは、また別に助成の対象としてもらえないだろうかという質問ですが、どうでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）道路品評会の報奨金ということで、一応報奨金の計算の仕方を説明したいと思います。報奨金につきましては、メーター当たりの単価、例年では700円なんですけれども、それとは別に集落の草刈りをする総延長割る集落の戸数を支給することになっております。もちろん戸数が多くて延長が短いというところは、そこで相当な差がつきます。例えば、万徳地区とかはメーター数が短くて戸数が大変多うございますので、相当単価としては安くなっております。医王寺とか、戸数が少なくて延長が長い、滝とかもそうなんですけれども、そこに関しては金額は高くなっていますので、そこら辺で差がついているということになっております。

今年は新型コロナウイルスということで審査がございましたので、例年の700円を今年の決算上では350円ということで支払いをさせているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。

コロナの影響で審査もございませんが、みんな部落の人たちは自分たちの地域を距離が長くても一生懸命やろうという形で、本当に朝は7時頃から夕方5時ぐらいまでやって、もう帰って飲みもしきらんというようなところもありますので、そこのところを十分に考慮いただきまして、いろいろな機械器具を使って一生懸命やっておられるところなんかは、少しでもいいですから、助成のほうを考えてもらいたいと思います。以上です。

○議長（山下一義君）答弁いいですか。

○3番議員（小城保弘君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）今、議員の皆さんからいろんな質疑が出ているわけですが、私からも、委員会は同じ委員会ですけれども、今のまずは小城議員の関連でいきたいと思います。

道路の清掃活動を集落に委託して、単価的にはめちゃ安でやっていただいておりますというのが、これは西原村が始まって以来ずっと続いております。その長い五十数年の歴史の中で、集落間の人口格差が進んでおります。村長が、河原地区に関しては人口増の対策を本年度から、この予算で楽しみにしていましたけれども、まだのようですね。やっていただけるということで、ある意味、一歩前進という形では思っております。

その中で、先ほど小城議員が申しました答弁の中で、滝集落が出てきましたけれども、昨年にはコロナウイルス関係で強制的じゃなくて自主的な作業ということでありましたけれども、その中で事例として、もう実際やっておりますので、滝集落、非常に延長が長い、もう皆さんご存じのように。集落の戸数的には非常に小さいということで、その中でも高齢化がずば抜けて高いということで、作業が困難な方も出られておって、一部業者さんに機械を、バックホーのアタッチメント、ハンマーナイフモアをリース屋からお借りして大幅にやられております。

その業者さんも、土木屋さんですので、常にハンマーナイフモアを使ったことは、あまり経験が、全くなかったという話は聞いておりますけれども、借りるリース代は知れております。その中で、やはり草だけではなく、この議会で出ております、一般質問でも出ました支障木、枝関係、竹も含めてやられた結果、やっぱり歯をぼきぼきと、あれは消耗品ですので、壊れてしまったと。なかなかそれを業者さんからは、払ってくれんだろうかと部落に来たそうです。部落も一応検討されて、半分だけは出きるばってん、あとはかぶってはいよということで、話は終わっておるんですけれども、本来ならばそれじゃいかんだろうと私は思ったので、小城議員が言ってくれました

ので、この場で披露させていただきました。

村長にも余談の話の中で、ハンマーナイフモアが行政にあるといいなとか、これをやれば業者さんもめちゃ安で切ってくれはしないだろうかというお話をしましたけれども、バックホーにつける機械は大体100万円程度、コンマ2クラスで、新品だったりします。その中で、消耗品とかがありますから、粗く使えば、年に2回ですね、公役は。そのうちに支障木等が出たときのケースで使っていただければと思っていますけれども、買えば100万円です。こうやって不用額をいっぱい足していきますと、今回は復興課長がいっぱいやりくりをして、不用額のやつを年度でこうこうやりましたから多く出ていますけれども、本来ならば不用額というのはもっと小さい。小さいといっても億単位は毎回いきます。

そういったことで、部落にそれを強いていいのかという話の根源からすると、そうじゃないだろうと。業者屋さんになればかぶらせるというのも、要はお手伝い程度で機械を貸してあげた、自分も行ってお手伝いしたということですので、その辺のいきさつは、まずは復興課長は聞いていますか。

聞いていないということですので、やはりそういったところ、少ない部落にお金がかかる中で、余分に出してしまったというケースなんですけれども、それを行政が知らなかったからということですのでけれども、やはりそういうところも、コロナで役場に来なくなかったじゃないけれども、来づらかったのかなというところもあります。

そういったこともありますので、これは庁舎内でちょっと検討していただきたいんですけども、豪雨の崩れたときに緊急的にローダーを出していますよね。堀田議員の指摘で改造もされて、その経費も今回決算で上がっていますけれども、やはりそういうやつを少し持っておって、支障木対応を。いつも村道は一般質問の中では民地側だという話もありましたけれども、改良されておる場所は土手上までが大体村有地に入っています。道路台帳を見ると大体分かりますけれども。上のほうまでになってきておるのが現状です。法面は大体村有、道路敷という話になりますので、そういった形の場所も数多くなってきました。やはりそういったことも含めて予算措置をやっていただければというふうに思います。物を買うのか、リースを借りてやっていただくのかという話にはなってきますけれども、原資がないと部落もなかなか、自主的に今回はやられていますけれども、もう多分さっさんと思います。

そういったことで対応をお願いしたいということですのでけれども、答弁は復興課長に求めにゃいかんのですけれども、いきなり村長、大丈夫ですか。

(「100万円」の声) 100万円ぐらいです。高いやつで150万円ぐらいですね。

(「何でしたか」の声) ハンマーナイフモアという商品名で出ているやつを、要するに草と笹竹、竹、木、関係を、機械のアタッチメントの先につけたやつをあてがうと、チップみたいになって小さくなって(「回転しよるやつ」

の声) 回転です。何種類かあります、高いのから安いのから。大体100万円程度はしとかんとすぐ壊れると。油圧で動くやつです。そういうやつさえあれば、緊急的なやつにも対応できはしないかというふうな思いもありましたので、事例をちょっと披露させていただいて、この場でちょっと答弁を求めたいということで今やらせていただきましたけれども、村長も餅屋のほうでするので、お願いします。

○議長(山下一義君) 村長。

○村長(日置和彦君) その機械は私も見たこともございます。バックホーの頭につけて回転して切っていくとでしょう。ただ、それを、公役のときはもう一斉ですけんね、これが果たしてどういった割り振りにするのか。それがあれば、ある程度のりの上までずっと切っていけば、上から差しかかった木は小さいうちに切ってしまうということで、多分よかろうと思います。ただ、言いましたように、その維持管理等を併せて、その利用方法をしっかりとしておかんと、お互いが取り合いっこになるということでもありますので、そこら辺でも少し協議をさせていただきたいというふうに思います。

それから、集落によっては短いところも長いところもあるという話もあります。昨日の一般質問の消防団と一緒に。あそこの集落には団員が多いけれども、こっちは少なくなった。ましてや今回、地震が発生して、その集落で出て行った方がおられますので、消防団員も少なくなったと。公役も全く同じです。集落内で帰って元の集落で公役されている方も多うございますけれども、村外に出ていった方々は、もうそれには来られませんので、そこら辺も少しまだ地震後の整理ができておりません。それができたときに初めて公役の距離の割り振りも検討せないかなと以前から思っておりましたけれども、消防団も併せて、今まだ流動的なところがございますので、それが終わったならば、ある程度は減ったことも考えて偏らないような対策を講じなきゃいかんのだろうなど。

多分にうちの大切畑回りも大分減りました、古閑も減りました。そういったところで、布田も減りました。だけん、おのずと1人当たりの割り振りが多くなったということもありますので、そこら辺も踏まえて、そして場合によっては大分増えた集落もございます。万徳の西回りもかなり増えたかなということでもありますので、やはり公役するって、差別じゃないけれども、少し1時間、2時間で終わるところ、あるいは夕方までに終わるところ、あるいは滝のように、滝も大分減りましたので、今後またさらに大変だろうと思います。2日ばかりで公役をしようとしたやつが3日でやれなくなりはないかというふうに思いますので、そこら辺も踏まえて、今後、少し先の落ち着いたところで割り振りを考えていくなればなというふうに思いますので、今しばらくは、今年、来年の話にはならないかもしれませんが、考えていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君） 9 番議員、宮田君。

○9 番議員（宮田勝則君） 村長が近い将来というと、僕はすぐ来年と思っちゃうんですけども、そういった形で、地震も一段落してやっていくといった形で答弁されましたので、まずはそれを期待したいと思います。

その中で、こちらからのまず案を1つ言いますと、そういう機械を、今ショベルがありますね。ショベルも、あれは産業課が大体使っておったのが今、復興建設課のほうで梅雨時期とか道路の支障があるケースで直営という形で行かれるときに使っております。そういった形をまずはやっていただければ、自分たちも操作を、同じ免許で多分できる機械をセットで買えばいいかなというふうに思います。部落の人がそれを見て、免許が要りますよからまずスタートして、ある意味、何年か越しに何台かに増やしていくといった形をすれば、交通支障の支障木関係の対応にもすぐできやしないかと。将来的にそうなっていただければと思いますので、これはあくまで案です。まずは直営部隊がやっていただくということで案を出しましたので、よろしく願い申し上げます。

次に、上野議員の質問の関連です。企画商工課長に振られたと思います。

昨年、まず大きく西原村の形を変えたと言っても過言でないコロナウイルスが、本村の中にも入ってきたということで、当初は庁舎内も手探り状態で、何を買おうにも今度は物が無いといった時期を経て、予算はぽんと下りてきましたけれども、なかなか執行するのに厳しいところもあったかと存じます。その辺、執行部の皆さん方にはご苦勞をかけたということで、こちらからの感謝を申し上げます。

その中で決算をとということで確認をしていきたいと思います。まず、定額給付金については、皆さんご承知のとおり、村民1人当たり10万円を支給した。村民の頭数掛ける大体10万円がここに計上される。何人か給付の申請がなかったというふうには理解しておりますけれども、もう一個、臨時交付金のほうです。大きな金額を頂いて、この用途、議会側にも数度で、何回かに分けて執行が決まったやつを補正予算で財源組替えという形でもきましたけれども、そういうふうな理解をしています。国、県それぞれ、村役場、まずは村民、村内事業者を守るというのが前提の西原村の役場です。そういった形で予算執行がされました。

上野議員が質問した経緯は、5月の10日間までだったかな、村から依頼して人流抑制を国も姿勢として持っておるということで、県も含めて西原村も抑制していこうと。ゴールデンウィークがこれは頭にあった。西原村に来ないでくださいという、店も開いていませんから、来ても駄目ですよというふうなやつで休んでいただいた方に補償した。1日5万円だったかと、あのときは、1万円だったかな。そのやつの質問があって、多くの事業者さんが協力いただいたということですから、あのとき、風の里キャンプ場も休館

したというふうに、たしか思います。あそこのケースだけが逆の意味、村有財産の指定管理者制度での、また実際に働いている方は個人事業主になるのかな、あれは。村からの依頼で休業していただいたということですので、あそこの契約が足かせになってできていないのか、できているのか。要は、商工会との管理委託契約の中で、村とはしておるんですけども、そこから先の個人事業主の人の契約の形態は、こちら側から全く見えない部署です。通例で考えれば、その方のやつを休んで、その方のそれが収入の一部になっておれば、逆にこういう1万円でも休業要請したならば申請できたのかなと思いますけれども、あそこはどんなふうになっていますか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）お答えいたします。

ただいまの休業支援金につきまして、商工会のほうで申請をしていただきまして、一応、風の里キャンプ場のほうは休業という形を取っていただきました。その分につきまして、うちからは商工会に対して休業支援金をお支払いしているということで、それ以降につきましては、もう商工会と今管理されている方との部分になりますので、そちらのほうにはちょっと確認が取れておりません。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）こういうケースですよ、非常に難しい。本来なら、一番やっておる方は、請けだろうと何だろう個人事業主に多分なっておるはずなんです、契約上。だから契約書が、ここで言っているのか分からんけれども、ちょっとそこだけは止めてください。暫時休憩をお願いします。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時55分）

（午前11時58分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

企画商工課長。

○企画商工課長（林田浩之君）休業支援金につきましては、一応事業主として商工会のほうにお支払いをしております。あとは商工会のほうでの雇用されている方との契約という形になっていくかと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

それであれば支障がないというふうに思います。その件については確認できましたので、ありがとうございました。

次に、同じコロナ関係、1億5,000万円強来ていますの。大きな数字については議会側にもご説明がっておりますので、あの辺は村長を含めて、いろんな意味で、あいつができないかということで試行錯誤されて、今、繰越

し案件としてやられているのは承知しています。その他のところで、昨年のこの補正予算が来たとき、6月の定例会、これは坂本議員から質問があります。そのときは、特に年度内の任用職員についての取扱い、身分は一応公務員として保障はされましたけれども、臨時的な職員ということで休みを強いられたというお話から、議場内で上がったお話です。

その当時の答弁的には、まず学校が休校になっておったということで、学校での臨時職員さん、支援員さん含めての関係が学校に行かないで給与がとどこおったとかの話が市場に出てきたんですよ、村内の。私のところにも来ましたけれども、坂本議員からの質問に対して当時の答弁では、そういうケースはまず確認していないということをご答弁されているみたいです。保育園のほうは、ほかのことをしていただきながら雇用に努めたというようなお話で答弁があったと思います。それを經由して今の段階に来ました。振り返ってみて、それで対応が終わっているのか。

また、本当に休業していただいて、今度は総務課の人事の中で休業補償として支払われたケースが出てきたのかというところの確認をしたいと思います。総務課長のほうから休業補償等で何か補償を支払ったという経緯はありますか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

宮田議員のご質問の趣旨の確認といえますか、背景の説明でございますが、基本的には、新型コロナウイルス感染症に伴いまして、これは総務省のほうからも通知が来ていたわけですが、やむなく職員を休業させる場合につきましては、労働基準法第26条の規定に従いまして、休業手当の支給を判断する必要があるということでございます。休業を命じた日以前の3か月間の平均給与等を出しまして、その分の60%以上を休業手当として補償するという形になっております。

お答えといたしましては、令和2年度の決算におきまして、休業手当としてやむなく休業させて手当を支給したというところはないということと了解しております。

○9番議員（宮田勝則君）今、総務課長がお答えになったのは、総務課の中でそういう人材はいなかったということの答弁が出ておりますので、出先機関を所管しておる保育園と教育委員会のほうは、そういうのを総務課には出していないということの表れですけれども、それで間違いはないでしょうか。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまの質問でございますが、以前も坂本議員のほうから質問がございまして、再度また調べをさせていただきました。出勤簿等を見させていただきましたが、休業等のうちが会計年度任用さんということで雇用している部分につきましては、出勤簿等を見させていただく以上

は、休業はございません。以上でございます。

○議長（山下一義君） 保育園長。

○保育園長（榎原加奈子君） ご質問にお答えさせていただきます。

総務課のほうにもご相談いたしまして、私どもも日々消毒作業等もございまして、あと雑草等もありましたので、そういった作業等で、できる限り雇用は保障をさせていただいて、やむを得なく出勤日数は減った方はいらっしゃるかもしれませんが、補償はないということで総務課のほうにはご相談させていただきました。

○議長（山下一義君） 9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君） ありがとうございます。

なかったということで、ひとまず安堵しておるところです。逆に言うと、個人所得が少し一般職員に比べたら低い位置づけですね。階級的にも下になる方々の位置づけです。通常労使と言いますけれども、こういう役場の中かでいうと、労使といったら村長が使で、教育長とかも使で、議会、議長が使であって、その中に労という形で職員さんがおられるわけですけれども、どうしても力関係が出てくるんですよね。そういった方々、弱者に、意見もある方、取り入れるじゃなくて聞いていただくというような形で執行には努めていただきたいなど。

まだコロナ関係、ワクチン接種が進み、村内も八十数%。受付まで含むとワクチン接種の比率がいくということでもありますけれども、何が起こるか分かりません。やはりそういったことで、また学校が休みにならないか。特に、12歳以上じゃないと打てないということですので、5年生、4年生含めて、下の学年の子どもさんたち、保育園、接種できない子どもさんたちが多数おりますので、今後ともその辺をよく注意しながら頑張っていただきたいと思えます。

少しまだあるんですけれども、昼が来ていますけれども。

○議長（山下一義君） じゃ、まだあるようでしたら、暫時休憩して食事になりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（山下一義君） じゃ、暫時休憩します。

（午後 0時06分）

（午後 1時02分）

○議長（山下一義君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

質疑ございますか。

1番議員、尾崎君。

○1番議員（尾崎幸穂君） 1番議員、尾崎です。

38ページ、歳入のところになります。

真ん中あたりの小中学校費国庫補助金のところの防災機能強化事業国庫補助金についてお尋ねいたします。これはどのような用途に使われたやつで補助金が下りたのかをお尋ねいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）お答えいたします。

防災機能強化事業国庫補助金ということで1,873万8,000円来ておりますが、これについては山西小学校の屋外トイレ、西原中学校の屋外トイレに来ている補助金でございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページは158ページで聞きたいと思います。

支出のほうでいっています。春南の道路の用地費が決算で15筆分上がってきたということで、これは前々回までの定例会並びに臨時会の中で、用途を含みお話はみんな理解しているところだと思いますけれども、1点、これはお願いになるかもしれませんが、ちょっとその過程を聞きたいもんで、車道本体を工事するときに工用道路で使った、本来ならば借り上げていきたいところだけれども、こっちの要望も拡幅という話で進んで、向こうがきれいに舗装してくれたという案件です。

事業主体が県側に行っていたもんで、用地だけが西原村が買い上げるというお約束だったと思います。引き渡した後は村が管理するといった形であるかと思っています。

その中で、工事を県側が事業主体としてしたもんですから、引渡しの際に、いろんな意味、不都合ができとる場所の確認とか、村が事業主体の場合は住民さんも言いやすいから、あらかた対応できたかなと思いますけれども、このような大雨で舗装をし替えましたので、ざっと水が一遍に県道まで流れてくるかと思っています。そういった中で、隣接民地を買収した中で、水が自分が家さにびゅうびゅう来るところも、もう言っているのかな、場所は小栗商店です。あそこが一部分、本来ならば、まがりなりに言うたら、あそこに水が来そうなんだけれども、あそこはもう何もせんで引渡ししてもらったと。そこから先はL型擁壁で少し上げてありますので、水受けがあるといった状況のやつを造ってしまったと、残念なことに。もう引渡ししてもらっていますので、あの辺の連絡をもっと密にできなかつたかなと。やるとするなら、うちが単費であそこにアスカーブをするなりして対応していかないと、民地にご迷惑かかるという状況をつくってしまいました。悪い事例ですね。

引渡しとき、ほかにも地震の関連で、いろんな意味で代行業業を含めて県が事業主体としてやって引き渡ししてもらったといった県道、代替県道が主です

けれども、ありましたけれども、いつもやるときに全線回れとは言いませんけれども、住民の方が一番分かるんですよね、ここはこぎゃんなったほうがよかったばってんと。ああいうやつを事前に分かればいいんだけど、なかなか住民さんもどぎゃんなるか分からんけん、してもらってから、ああ痛たたというのが、大体起こり得るパターンですので、今、引渡しを行うときの確認は、歩いて回っとるのか、図面上でもらっとるのか、現地の確認をずっと詳細まで見てやられておるのか、そこだけ答弁をお願いします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）県関係でしていただいた道路とかにつきましてなんですけれども、春南線とか、最近いただいたのは迂回路ですかね、大畑ダム周辺の。そこら辺に関しましては、もらう2か月前ぐらいに担当同士で全部歩いて、補修とか、水が打ち込むところは、聞いているところに関しては要望をお願いして、整備をしてもらった後に、こちらに返してもらうという手続を取っています。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございます。

通常のことやっても、どうしてもこういった状況が後になって現れるということで、本来なら引渡しをするのはもらっても構わんのだけでも、その中のやつで支障がある場合は少しやっていただけるならばということが、あまりないケースなんだけれども、あればよかったんですけれども、今回のケースでいったら、後々やるとするなら、村が、ちょこっとですけれども、割高のアスカーブをせないかんというような状況を残しましたので、事例までに、やっぱりその辺、予測できる部分はなるべく予測すると。

せっかくやっていただいた県側からするとサービスの的になるかと思えますけれども、その辺が、やってしまったが上に逆にようなかったと言われることが、一番この行政に携わる職員さん、また、それに予算がついた、どうのこの執行する、これは県議会を通過していますので、県議の先生方にも少しご迷惑な話になるかと思えますので、その辺がスムーズに引渡しが出て、その効率が精いっぱい発揮できるようなお話であってほしいという要望も込めて質問させていただきました。

単県急傾斜、委員会で説明は受けております、場所も。今回3分の1の負担金をほとんど村が全額起債を設けますので、その半分、交付税措置があるということで、16.何%の負担行為という話になってくる案件ですけれども、これが、県議の力を少し借りながら対応させていただいたところがありますけれども、2か年でやっていただきました。大変ありがたいというふうに思います。

しかしながら、この単県急傾斜、非常に厳しい条件がいまだに緩和されていません。ということで、地震明けの主な対策は、地がけ含めて大規模盛土

崩落、滑動、その拡充と小規模という事業をミックスしながらうまくやってくれたと、こちらのほうも思っておりますし、大変ありがたいことです。

どうしてもできなかった場所も出てきたというのも実際こちら側も少し分かっているところがあります。どうしてもそっちをクリアするために、こっちはすみませんというところも、全体を見れば多くの事業をクリアできたというところですけども、それを単県には当てはめると、やっとなる傾くはいかんばいだというケースと、そこだけぽつんとあるからできませんというお話で、暗礁に乗り上げるケースがここに出てきています。

私どももいろんな話を伺うんですけども、村長にこれは決断していただくかなとなかなか進まんやつです。今、そういう外れた地域の一番安心・安全な生活、また個人の財産・生命を守るための減災・防災という意味から来ておると思います。国が交付税措置を70%だったかなでして、通常よりは余分に交付税措置をいただくという事業を令和7年まで実施が可能になっています。終わったばかりで非常にこちら側も言いづらいところでもありますけれども、そういうケースは、単県の補助事業があった時期よりも非常に厚い補助になっていますので、補助というか、交付税措置の補助ですけども、何とかやれないかと思っております。

これには、行政の計画書を出したり、いろんな事業採択をしていただかなければならないというハードルがあります。僕らが政治的に、県議、何とかここは許してくださいというのをできない状況です。職員の皆さん方には少し時間と手間を要する部分でありますけれども、地元の住民の方も、ある意味要望という形で、印鑑も押していただいておりますので、何とかそこから村内各地、いろんな危険な地域で住まわれている方がおられますので、少しずつでも、令和7年までの予算ですので、何とかできないかという思いであります。どうかこういう決断をしていただいて、何か所でも救えるところをやっていただければというふうな思いです。

政治的決断が軽請負いにいかんですので、元はそういう単県補助事業がありましたけれども、蒲島政権からなくなったということで理解しておりますので、村長の今度は決断を聞かせていただければと思っております。復興課長のほうから、まず答弁をいただければと思っておりますけれども、よろしく願い申し上げます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）恐らく宮田議員が話されているのが事業に乗らなかった部分じゃないかと思えます。河川とか里道とか避難路以外の民民の間に関しては補助が届かないということで、宅地耐震化とか地がけの事業はできていません。それに代わってありましたのが復興基金です。

復興基金に関しては、個人さんの負担が3分の1ほどございまして、上限が1,000万円ということだったんですけども、そこで出せるか。非常に危

ないところは、自分のお金を使ってされているところもございます。もう締切りはされているんですけども、新しい単県事業とかそういうので、住民さんと差ができてしまうことも多少個人的には考えないといけないんじゃないかというふうに思っています。以上でございます。

○議長（山下一義君） 9 番議員、宮田君。

○9 番議員（宮田勝則君） 基金で対応されたと、これは地震対応ですね。まず、どうしてもならなかったというのは、スタートにおうちに貼られた赤紙、黄紙、青紙ということで、青紙が対象から当初から外されていたということで、そこを補うために工夫しながら結構やったというのは承知しているところで

す。その間もここはできなかったから、これは基金でやってくださいという形でやっていただいたのは重々承知しております。地震関連については承知しているところですけども、この豪雨等の被害、たまたまかもしれないけれども、小さな表土、表面崩落はあっております。この間も大きな石が落ちたり、土砂がちょっとくえたのを、上の地主さんが、土砂がこれ以上落ちないようにのパターンで少し直されておりましたけれども、根本解決はしていないということで、村内の至るところに地震関連でできなかった場所、関係は残っています。

今まで、急傾斜であったり、復旧治山であったり、予防治山であったり、逃げ道は幾つかありましたけれども、なかなか難しいところもあるということで、全ての村民の生命・財産を守るのが自治体のまず第一の使命といえますか、国は国民の生命・財産を第一に守る、有事に含めてという観点からしても、やはり全く分からない法律家ではありませんので、分からない部署に関して、そういうことで外されたとか、本人さんだけが分かって、よそから見ている人は、あそこまで出てきてよかったねとかいうのは、いまだに聞くところもあります。

そういったところで、本当に危険を感じておる方が、お上に泣きつくといったことで来られておるのかなという感覚もしています。そういったものをどうにか救済して安心・安全に暮らしていただけるような地域であってほしいという願いも込めていますので、何とか突破口を開ければというふうに思っています。

課長は、そういう意見も心の中には持つておるかもしれませんが、なかなか言えない部分もあるかと思えます。村長、西原村の一番本家の親として、いつも言われておりましたけれども、地震など、特に村長が親として何をやるか。長男にはやった、次男にはやった。けど、三男はあまり被害がなかったけん、三男にはこれぐらいで我慢してくれとかいうお話も事例として挙げて言われていました。親としては、本当は3人ともにやってあげたいという気持ちも重々分かっております。

ただ、今回のケースは、令和7年までを目途として、終わりとして、国がやっていただきたい事業ということで下りてきとるかと思しますので、その辺も含めまして。多分、下から、今回のやつとか、いろんな地域のやつでできなかったことに対して、国土強靱化の中で出てきたお話であるかと思しますので、答弁ができなければ、答弁は触れられるところだけで構いませんので、村長の答弁を少しいただければと思います。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）今までは、平成28年の熊本地震で西原村は甚大な被害を受けて、その復旧に向かって邁進をしてきたところでもございます。地震はすぐには来ないだろう、今後来るならば水害ではなかろうかなと、昭和28年、そして昭和63年、約30年ごとに水害がっております。そうすると、もうそろそろ西原村も水害があってもおかしくないなということではなかろうかなと思います。決してそのとおりにはいきませんが、水害に備えていかなくちゃならないということでございます。

水害というと、いろんな危険なところがいっぱいございます。私どもの鳥子も、昭和28年、私が6歳のとき、床下浸水で、そのとき春に取り上げた穀物あたりが全部芽が出てしまったというような話も知っております。そして、古閑の人が7名亡くなられたという話でもございました。やはり人の命は大事であります。そして、財産はまた大事でありますので、その命と財産を守るためにも何かしなくちゃならない。今後は、だから危ないところから河川あたりもどうかしていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思います。やっぱりあってからでは遅過ぎるということもありますので。

しかしながら、県も国も、何かなからんとしてやらんのが国・県の仕事でありますので、そこは何かの補助金等、交付金等、あるいは、さっきから言われましたような単県事業ということでできはしないかということも模索しながら、そして、それぞれの村民の全ての方々が安心して暮らせるような施策をやっていかなくちゃならないんじゃないかなと思います。財源が伴いますので、一気にどうのこうのするわけにはまいりませんが、やっぱり順番をつけて、優先順位を決めて順次やっていくなればなというふうに思います。

急傾斜も同じです。それは条件が合えば、我々もそっちのほうに進めていくなればなというふうに思います。何件か備わっていれば条件はクリアするということもありますので、そういったことも考えながら、多分、秋田原前のあそこの話じゃなかろうかなと思いますけれども、そういったところも含めて今後進めていきたいと。担当課を中心に、そこらの段取りはやっていきますので、あとは上のほうに話を持っていくときには私も出てまいりますが、そういったことで進めていきたいというふうに思います。

やはり西原村民は一つの家族ということであります。さきに長男、次男、

三男と言われましたけれども、三男だから粗末にするんじゃないでして、それは平等に子どもたちにもしなくちゃならないというふうに思います。集落も同じです。どこの集落がよかろうとか、どこの集落はいかんとかじゃなくして、危ないところから何しろ進めるような対策を取っていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）ありがとうございました。

思いは、やはり同じ思いだと思います。誰がやっても、やはり人ですので、機械じゃありませんので、その中で、優先順位をつけていただいて結構です。やっていく方向性を示していただければ、村民もいつかは自分に順番が来るんだらうという思いがあると思いますので、その辺よろしくお願い申し上げます。

河川のほうについても、昨年から河川調査を県のほうもやっておりますので、危険河川として鳥子川、葛目川、お話が向こうでも上がっていたということも、私どもも聞いております。県のほうにはまた、議長もおられますので、議会と首長が共に行って、また要望すると、いろんな意味でそういう予算が降ってきやせんかなというような思いもありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第1号、令和2年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第1号は原案どおり認定されました。

日程第2、認定第2号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君）それでは、認定第2号についてご説明いたします。

認定第2号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額 9 億 7,664 万 7,000 円、調定額 10 億 1,150 万 2,740 円、収入済額 9 億 8,269 万 4,073 円、不納欠損額 86 万 4,500 円、収入未済額 2,794 万 4,167 円。

5 ページをお開きください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終の行でございます。

歳出合計、予算現額 9 億 7,664 万 7,000 円、支出済額 8 億 7,293 万 9,434 円、翌年度繰越額 0 円、不用額 1 億 370 万 7,566 円。

開けてください。

歳入 9 億 8,269 万 4,073 円、歳出 8 億 7,293 万 9,434 円、歳入歳出差引残額 1 億 975 万 4,639 円、うち基金繰入額 0 円、翌年度繰越額 1 億 975 万 4,639 円。

令和 3 年 9 月 9 日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4 番議員、堀田君。

○4 番議員（堀田直孝君）4 番議員、堀田です。2 問質問します。

まず、全体的なんですけれども、監査委員さんの意見書で、一応黒字だったということで、2,200 万円ほど黒字でした。

保険税を算定する場合、熊本県でもこの間、予算でトップの税額を占めておりますが、黒字であったら当然ながらこれはもう、健康保険税というのは一般税と、健康保険の場合は目的税といいまして目的に応じた税を徴収しておるわけですが、これに伴って、一般の人は、黒字だったら税率を今度下げるんじゃないかと言われるのが一般じゃないかと思いますが、そこあたりはいかがでしょう。

○議長（山下一義君）税務課長。

○税務課長（小栗 優君）ただいまの質問についてでございますけれども、国保会計につきましては、令和 2 年度、単年度でいいまして、先ほど言われたとおり 2,200 万円ほどの黒字であったということでございます。

毎年の医療費の状況によっては単年度では黒字になったり赤字になったり、その年の状況によって、また多少その辺は変わってまいります。以前でいうと国保のほうには基金というのもありましたけれども、場合によっては大きくマイナスになるという年も考えられます。そうなりますと繰越金も一気に減りますし、最悪の場合は法定外繰入れとか、その辺もありますので、保険

税につきましては、その年の一時的な黒字で下げるといようなことは考えておりません。

国保税を下げるためには、国保全体の取組としまして、医療費を下げる取組といった努力も必要になってくると思いますし、また、その年の状況に応じて保険税を上げ下げせざるを得ない状況の場合は、そういったことで総合的に判断しまして、また国保運営協議会の中でも協議させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）私も担当者であれば下げるといことは言いません。

一般的に2,200万円といったら、わあ、すごいねという金額かもしれませんが、国保の給付の額からすれば、一般の家も10万円、20万円は絶対貯金があります。例えば、急に要るお金、一般の家庭では、お父さん冷蔵庫が壊れたよ、早う買わんといかんよ、なら20万円出さないかんねというぐらのお金、一般的に言う国保の2,200万円はそのぐらのお金もないかなというところで、課長、要は黒字だったら今上げている税を据え置くと。将来的にどっちみち上がっていきますので、据え置く努力をしますというところが本来なのかなと思います。今の質問はあくまでも一般的な人の考え方のごとの質問でありました。

次は、歳出なんですけれども、ページ27、28の保健事業費のはり・きゅうの助成費ですけれども、補助金が、私も担当しておるときは、はり・きゅう券はあくまでも助成は幾らまでですよ、幾らが何枚までですよということでしたおりましたが、私も今かんしょを植え出しまして、昨日の話じゃありませんが、重労働をしております。おかげさまで、やっぱり腰痛、膝の痛み、かなり出てきて、病院に行きましたところ、湿布薬とか、せめて電気治療を長くせんといかんと言われて、じゃ、何かなかろうかということで、東洋医学のはり・きゅうに行きました。これも聞いてみれば、はり・きゅう券の助成があるよということで頂いてしておるんですけれども、これには枠がある。1回1,000円の年間12枚までだったかな。ということで、それを超したらもう実費ということになりますけれども、考えてみますと、この枠が何であるのだろうかと思いました。といいますか、ただの今、もみりんとか、ちょっと癒やすためのマッサージもありますが、はり・きゅうというのは、国税は医療費控除の対象と認めております。ということは、東洋医学の医療費ですよ。

一般的な給付費というのは西洋医学かもしれませんが、こっちはもう療養費が7億円ぐらあったですかね。ちょっとこれを見たら、それだけ使っておって、永遠に3割負担でいけるのに、東洋医学であるはり・きゅうにおいては制限があるということをやっと一瞬おかしいんじゃないかなと思ひまして、このあたりも西洋医学は3割負担だからということで電

気治療にずっと行っておったら、かなりの療養費を食います。それよりも、はり・きゅうのほうで1回1,000円の助成を続けたほうが、国保のためにも全体的に見たときにいいんじゃないかなと思うのですが、そのあたりはこの制限の枠を広げるといえることはできないかをお伺いいたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまの堀田議員の質問にお答えいたします。

昨年度の決算で6万5,000円、件数にして65件の支出をしております。その前年、令和元年度では60件の支出をしております。年々、おっしゃるように、このはり・きゅう券の支出が徐々に多くなってきております。今のところ年12枚、1万2,000円分ということで対応しておりますけれども、今後の利用・給付状況を見ながら、その枚数の増等については検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）件数を今聞きました。かなりまだ少ないんですけれども、自分たちもやはりこの計算にも、シルクスイートでかなりの収益を上げて税のほうにも貢献しておりますので、ぜひこのあたりも。

単独では無理かと思っておりますので、せつかくうちからも中西議員と上野議員、国保運営協議会がありますので、そのあたりでも協議していただいて、来年度の予算で、どっちみち12月から予算のあれがあると思っておりますので、検討していただけますでしょうか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）枚数と利用状況をもう一度精査して国保運営委員会等に諮りたいというふうに思います。

○4番議員（堀田直孝君）よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

歳出でいきます。保険給付費関係で、途中の昨年議会で大幅な減額がなされたという記憶であります。補正で2,500万円強されたままの状況で1年を乗り切ったという状況かと思ひます。

理由関係、予測も入るかと思ひますけれども、決算ですので、最終的に見えた傾向で、例年と違ってこういうことで減ったのだろうということを推測されておると思ひますので、その辺で、逆に言うと堀田議員が先ほど言いましたように2,000万円の黒字の要因にいつになったのかなというところもありますので、その辺ご説明願えればと思ひます。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）お答えさせていただきます。

療養費の一般給付費で2,500万円減額補正をさせていただいて、最終的に

は5億526万円程度の歳出、支出済額ということになっております。

要因をちょっと調べてみますと、まず療養回数に関して、令和元年度で療養回数として捉えた場合には2万9,354回の診療回数がありました。それが令和2年度では2万7,770回、約1,600件ほど療養回数が減っております。

一概になぜ減ったかという分析はできないんですけども、やはり新型コロナウイルス関連の影響で診療控え等があった可能性もございます。また、逆に新型コロナウイルスの感染拡大によって感染予防策が徹底したことで、感染症、冬場、インフルであったり風邪であったり、このあたりでの症状で今まで医療機関に行っていた方が、昨年はあまり行かなくて済んだということも考えられます。そのあたりで診療回数が減っているのではないかというふうに今のところ分析しております。また、その回数減によって給付費が減っているというふうには今のところは考えております。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）私が行った医者なんかで見かけると、今日は薬だけという話で来られておる方も見受けましたので、コロナ関連でこの辺が抑制されたというのは事実かと存じます。通常に戻ると、また例年のような給付になっていくのだらうと思いますけれども、逆に言うと、コロナじゃなくて、そういう状況も指導の仕方によっては可能なのかなと。こういう災難があつて、自分の生活を見詰め直して普通に生活できたというようなところもあります。行くなじゃないんですけども、往々にして、ちょっとどやんかいかと病院に行かれる方もやっぱりおるんじゃないかならうかと。コロナで怖いけんが薬だけちょこっともらいぎゃ行っとってとか、そういったことでやられたのも見受けましたので、そうしたことかなと思います。ちりも積もれば山となるですね。

非常に決算上、黒字化、単年の黒字ということで、基金があつた時代はよく言われました。うちは相当足りない基金料ということで、次の年の運営が心配だという形で、いつも言われましたけれども、保険料には、税に関してはなかなか値下げというのはうまくいかないだらうと。通常に戻っていく傾向には、今年度、来年度進むにつれて戻っていくだらうというふうに予測をすることでありますので、今後ともそういった災難のあつたときの教訓として、住民の方に、これだけ落ちましたよという広報はやっていただいて、要因的にはこういう要因だったらうと。やっぱり私たちがちょこつとでも行かんと、少しおかげで黒字が出て、最終的にこれが続くと保険税に対しても下がる可能性があるんじゃないかならうかという。あめとむちじゃありませんけれども、そういった方向で住民を、行くなじゃありませんよという形は何か※印でつけてやって広報していただければと思いますので、決算後、また広報紙でのそういうお知らせをお願いしたいと思っておりますけれども、課長、ようございますか。

- 議長（山下一義君）保健衛生課長。
- 保健衛生課長（松下公夫君）今後、この決算を再度精査して、給付費が下がった要因等をもう一度見直して、広報できる部分については広報をやりたいというふうに思います。以上です。
- 議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。
（「質疑なし」の声）
- 議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。
これより討論に入ります。討論ございませんか。
（「討論なし」の声）
- 議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。
これより本案を起立により採決します。
認定第2号、令和2年度西原村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。
（起立全員）
- 議長（山下一義君）全員起立であります。
よって、認定第2号は原案どおり認定されました。
日程第3、認定第3号、令和2年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
内容の説明を会計管理者に求めます。
（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）
- 会計管理者（西山春作君）それでは、認定第3号についてご説明いたします。
認定第3号、令和2年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。1ページから歳入でございます。
3ページをお開きください。
歳入合計を朗読いたします。最終行でございます。
歳入合計、予算現額8億3,334万7,000円、調定額8億3,852万301円、収入済額8億3,599万8,601円、不納欠損額3万6,300円、収入未済額248万5,400円。
5ページをお開きください。
歳出でございます。
7ページをお開きください。
歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。
歳出合計、予算現額8億3,334万7,000円、支出済額7億2,520万8,955円、翌年度繰越額0円、不用額1億813万8,045円。
開けてください。
歳入8億3,599万8,601円、歳出7億2,520万8,955円、歳入歳出差引残額1億1,078万9,646円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額1億1,078万9,646円。
令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

それでは、3点、地域支援事業のほうで質問します。

28ページ、地域支援事業の任意事業ですけれども、地域自立生活支援事業51万1,500円の支出があっております。これは緊急通報システムではございますが、この通報システム23件を設置したことによって命が助かったというような、これがあって非常によかったというような事例があれば、ご紹介ください。また、これはキューネットに委託していると思っておりますけれども、キューネットと役場のそういう場合の連携はいかがかというのが1点です。

2点目が、30ページ、一番上の介護連携推進事業の負担金、補助及び交付金なんですけれども、阿蘇圏域在宅医療・介護連携推進事業、阿蘇ということ、かなり医師会でいえば遠い。西原村は前回も村医の問題で言いましたけれども、菊池とか益城とかが近いんですけれども、この事業の内容はどういうものか、成果があっているものかということをお聞きしたいと思います。

3点目、同じ30ページの委託料で、認知症の総合支援事業で、これは認知症対策なんですけれども、この事業の内容、プラス西原村のほうで認知症サポーターの育成をしておりますが、現在何名ぐらい育成されているのかをお尋ねします。

以上3点よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、地域自立生活支援事業についてでございます。

おっしゃられたようにキューネットとの委託契約で、緊急通報システムの件でございます。

昨年度の実績でお話をさせていただくと、通報件数が109件、実際キューネットのほうに入っております。ただし、その中で、誤って押してしまったとか点検のため押したというのを除いた、正報という表現をいたしますけれども、正報の件数でいえば緊急案件は0件です。相談連絡という形で8件の通報があっております。その他として、うっかり押してしまったが6件、実際使えるかどうかの点検という意味で本人がテスト通信したのが93件、それとキューネットの社員が点検ということで通報したのが2件のトータル109件でございます。ですから、緊急を要する、要は救急が出動する等の案件は

発生しておりません。

逆に、今度はキューネットのほうからお元気コールというのを各設置者に対して行うシステムがございます。各個人に対して月2回から3回のお元気コールをしております。トータル935件実施しております。応答ありがそのうち538件、応答なしが397件、応答なしの中には外出中ということで応答できなかったというのも入っているかと思えます。そういう中で、今度はそういう応答なしとかがあった場合の連絡体制ですけれども、この緊急通報システムを設置する場合に、家族なり地域の方の協力を得て協力員というのを願います形になります。何かあった場合の緊急連絡先というような形ですね。その方にご本人の様子を見に行ってくださいというような制度を採用しております。

そういう中で、今度は先ほどのお元気コールの結果、関係者へ連絡をしたケースが、協力員に対して連絡したのが、駆けつけなし、ただのこういう状況でしたよという連絡が29件、ちょっと行ってもらえませんかというのが2件、協力員の方に連絡を差し上げております。また、親族の方にも同じように連絡を24件、キューネットのほうからしております。また、自治体に対して15件、福祉施設に対して15件、このあたりは機器の点検具合とかも含めてでしょうけれども、そういった形でキューネットのほうから連絡をするような体制を整えております。まず1点目です。

次に、2点目、在宅医療・介護連携推進事業についてでございます。

こちらにつきましては、阿蘇郡医師会に対して業務委託を行っている部分です。今後、団塊の世代が75歳を迎えて、在宅医療という重要性が一層増していくかというふうに思っております。そういう中で、阿蘇郡医師会に対して、高齢者や障害者等の在宅医療や在宅ケアの充実のため、介護保険や医療保険をはじめとする制度運用面の検討や習熟に加え、在宅医療や在宅ケアを担う全ての職種や協力団体の自主的なネットワークづくり、また、相互連携や検査のシステムを今のうちに構築し、阿蘇郡内の在宅医療やケアの質の向上を図る目的で、今、業務委託を行っております。ですから、現在、在宅医療に関して支援を行う行わないというような業務委託ではございません。在宅医療の今後考えられる問題点であったり、その問題点を解決するためにはこういう連携を取っておく必要があるだろうというような検討を今している。そのための業務委託というふうに捉えていただければいいかと思えます。

最後に、認知症総合支援事業についてでございます。

認知症サポーター養成講座、要はサポーターを養成するのが主な狙いがございます。令和2年度までに、延べ908名の方が、この認知症サポーター養成講座を受講され、認知症サポーターとして認定を受けられております。以上でございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第3号、令和2年度西原村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、認定第3号は原案どおり認定されました。

暫時休憩します。

(午後 2時02分)

(午後 2時13分)

○議長(山下一義君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、認定第4号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

(会計管理者 西山春作君 登壇 説明)

○会計管理者(西山春作君) それでは、認定第4号についてご説明いたします。

認定第4号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額1億7,065万3,000円、調定額1億7,113万8,525円、収入済額1億7,113万8,525円、不納欠損額0円、収入未済額0円。

開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳出合計、予算現額1億7,065万3,000円、支出済額1億6,712万7,438円、翌年度繰越額0円、不用額352万5,562円。

開けてください。

歳入1億7,113万8,525円、歳出1億6,712万7,438円、歳入歳出差引残額401万1,087円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額401万1,087円。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書を添付して

おります。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第4号、令和2年度西原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第4号は原案どおり認定されました。

日程第5、認定第5号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を会計管理者に求めます。

（会計管理者 西山春作君 登壇 説明）

○会計管理者（西山春作君）それでは、認定第5号についてご説明いたします。

認定第5号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書1ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入合計を朗読いたします。一番下の最終行でございます。

歳入合計、予算現額1億1,974万9,000円、調定額1億1,631万520円、収入済額1億1,627万8,460円、不納欠損額0円、収入未済額3万2,060円。

開けてください。

歳出でございます。

歳出合計を朗読いたします。最終行でございます。

歳出合計、予算現額1億1,974万9,000円、支出済額8,538万3,080円、翌年度繰越額866万6,000円、不用額2,569万9,920円。

開けてください。

歳入1億1,627万8,460円、歳出8,538万3,080円、歳入歳出差引残額3,089万5,380円、うち基金繰入額0円、翌年度繰越額3,089万5,380円。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

それから、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書並びに財産に関する調書を添付しております。

議員各位のご質問により、担当課長より答弁させていただきます。

以上でございます。認定方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

決算ということで、今後の中央簡易水道事業のことですけれども、昨年度は約1万4,000強の立米数が減ったということで、節水されておるのかなという、大まかなお話でいうとそんなところなのかなというふうにはしか見えませんが、基金が1億2,000万円程度持たれております。その中で、震災後は災害復旧ということで随分げたを履かせられて復旧ができたということですが、今後、何ものなぶらなかつた管の寿命、通常でいうと50年とかいうお話になってくるかと思えます。更新していかにかいかんというのは、そのとおりだと思いますけれども、順次更新していかなんというやつを一回もまだ見たことないんです。計画を今、委託か何かで去年からしておりますけれども、古い管順に出していかにかいかん。延長を、何年施工、管種が何ということやっていかにかいかんというやつを今後やっていくということですが、概算耐用年数を過ぎた管路延長というのは把握されていますか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今のところは把握していないのが現状でございます。

今後、令和5年4月に予定しています小森水道との合併なんですけれども、それで企業会計に移行します。企業会計になると、全ての資産を調査して、何年ぐらいに設置したというのが出て、それに伴い減価償却とか出てきますんで、それまでにいろんな資料を今集めているような状況でございます。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）そういった形になるというのは、いつも毎年、マスコミというか、ニュースで出てきますね、大体。あそこがぽんと陥没した、吹いたとかいう形で、西原村も、もうそろそろそういうことが出てくるだろうというふうな予測もしておるところですけれども、基金が1億2,000万円、管路延長にして今メーター5万円ぐらいしよるのかなということで、6キロ程度分は基金を持っておるということですが、全線が何メーターか更新せんと分からんということだったら返事はもらえないと思しますので、まず調査していただいて、調査もこれは何かの資料がないとなかなかできない。昔、組合であったときとかいうところの昔の人の記憶をたどるしかないというのも現状だと思います。やはりそういうやつをやって、要るところに占

有しとるのはまだあります。畑中を突っ切ってきておるとか、人の屋敷の中を突っ切ってきてとるとか、そういうのを解消しながら、相当の調査が必要だと思います。

時限的には、小森水道が入ると、もう一般の企業会計と一緒にになりますので、それまでにあらかた調査をして、委託になるかと思えますけれども、住民の協力を得ながらやっていっていただいて、総延長がどれだけあって、更新を年次どれだけしていかにやいかんのかと。それが大きく水道料金に反映してきますので、みんなが、分母が大きくなったから基本的には料金は下がるだろうという思いでおらっしゃるのが本当と思えますので、その辺は明らかにしていただいて、小森水道が入る頃には、その辺のデータが出て、議会側には早めに報告をいただいてやっていただければと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（山下一義君）答弁を求めますか。（「今、答弁できる状況にはないんです」の声）じゃ、いいですね。

ほかに質疑ありますか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは12ページになります。一番下の水道料変更届の業務委託、583万円ございますけれども、これは万徳水道との合併統合によるものと思えますが、現在の世帯数、また合わせたときの万徳水道の世帯数がどれぐらいになるか。また、万徳が合併することにより、どれぐらいの見込みがあるのか。その辺をお聞きしたいと思えます。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）委託料583万円につきましては、万徳水道の合併に伴うものでございます。

万徳水道の合併につきましては、変更届や村営水道との接続工事を終えていまして、今年の8月1日から正式に料金が発生する正式運用を開始しているところでございます。

お尋ねの収益に関しましては、統合前の売上げが約6,000万円ございます。現在、大体1,680世帯ほどございますので、1世帯あたりに換算しますと、年平均1世帯約3万5,000円ぐらいになります。今回、万徳水道が80軒を一緒になるということで想定していまして、大体3万5,000円を掛けますと280万円ぐらいになると想定しています。来年から大体で6,300万円ぐらいの売上げになるんじゃないかというふうに想定をしているところです。

2つ目の小森水道との統合に向けての準備ですか。小森水道との統合につきましても、大切畑ダム復旧工事に伴う（「まだまだ」の声）まだですか。以上です。

○5番議員（坂本隆文君）大丈夫です。

○議長（山下一義君）いいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第5号、令和2年度西原村中央簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、認定第5号は原案どおり認定されました。

日程第6、認定第6号、令和2年度西原村工業用水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）認定第6号につきましてご説明いたします。

認定第6号、令和2年度西原村工業用水道事業決算報告書2ページをお願いいたします。

令和2年度西原村工業用水道事業決算報告書。

1、収益的収入及び支出。収入、左から区分、予算額合計、決算額の順で読み上げます。

第1款水道事業収益2,223万1,000円、2,245万8,611円、第1項営業収益1,375万6,000円、1,392万3,053円、第2項営業外収益847万4,000円、853万5,558円、第3項特別利益1,000円、0円。

下の段の支出でございます。

第1款水道事業費2,223万1,000円、1,185万5,972円、第1項営業費用1,250万4,000円、1,128万1,872円、第2項営業外費用70万円、57万4,100円、第3項特別損失1,000円、0円、第4項予備費902万6,000円、0円。

3ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出。

支出としまして、第1項建設改良費、予算額178万7,000円、決算額156万6,400円のための支出でございます。

上の段の収入としましては、第1項企業費、第2項工事負担金、第3項補助金、第4項他会計補助金はございません。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額156万6,400円は、建設改良費積立金142万4,000円、当年度分損益勘定留保資金14万2,400円により補

填しております。

令和3年3月31日、西原村工業用水道事業管理者。

主な内容につきましてご説明いたします。

次の4ページでございます。

キャッシュ・フロー計算書は、現金の収入と支出の動き、資金として必要な現金の出し入れを表した表でございます。

次のページ以降、5ページに損益計算書、6ページに剰余金計算書、8ページ、9ページに貸借対照表、10ページに事業報告書を添付しております。

12ページをお願いいたします。

本年度の年間給水量は22万6,022m³で、前年比1万8,213m³の増となっております。

次に、(2)事業収入に関する事項でございます。

営業収益につきまして、本年度1,265万7,330円、前年比65万610円の増額となっております。営業外収益につきましては、本年度878万4,537円、前年比100万4,196円の増額となっております。詳細としましては、14ページに収入の明細を記載しております。

戻っていただきまして、13ページをお願いいたします。

(3)事業費用に関する事項でございます。

営業費用につきましては、本年度1,098万1,628円、前年比104万1,291円の増額となっております。主なものとしましては、15ページをお願いいたします。今年度の鳥子工業団地内工業用配水管漏水による修繕費等の増によるものが主な要因でございます。

内容としましては以上でございます。認定方よろしくをお願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

認定第6号、令和2年度西原村工業用水道事業会計決算の認定について、原案どおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、認定第6号は原案どおり認定されました。

日程第7、報告第5号、令和2年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 須藤 博君 登壇 説明)

○総務課長(須藤 博君) それでは、報告第5号についてご説明いたします。

報告第5号、令和2年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

令和2年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告する。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

ここから、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づいて算定式により算定いたしました令和2年度の決算に係ります財政健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定によりましてご報告申し上げます。

次のページをお願いします。

まず初めに、健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率があり、表の右側に記載しております早期健全化基準に対しまして、中央に令和2年度の比率を記載し、各比率が基準を下回っておれば健全な状態であるということになります。

まず、実質赤字比率は、一般会計の実質収支額について分析するもので、3億3,356万7,000円の黒字になりましたことから、実質赤字比率として数値に表すことができないということでございます。

また、連結実質赤字比率は、今申しました一般会計に国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、工業用水道事業会計及び中央簡易水道事業特別会計を加えた実質収支額で、全ての会計において黒字でありまして、合計では7億7,001万3,000円の黒字になりましたことから、連結実質赤字比率として数値に表すことができないということでございます。

次に、実質公債費比率は、公債費充当の一般財源等、公営企業債充当の繰出金、一部事務組合等債充当の負担金等、公債費に準ずる債務負担行為の合計を分子といたしまして、標準財政規模を分母として割った比率の平成30年度から令和2年度の3か年の平均で、なお分子、分母ともに普通交付税の基準財政需要額算入分を除いて計算することとなっております。早期健全化基準25%に対して6.9%という結果となりました。

次に、将来負担比率は、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、一部事務組合等負担等見込額、退職手当負担見込額等の将来負担額から充当可能基金及び基準財政需要額算入見込額を差し引いた額を分子といたしまして、標準財政規模から基準財政需要額算入公債費等の額を差し引いたものを分母といたしまして割った比率でございますが、分子がマイナスとなり、将来負担比率として数値に表すことができないとい

うこととございます。

以上、全ての指標が早期健全化基準の範囲内でありますことから、西原村の財政状況につきましては健全団体にあるということになります。

次に、資金不足比率でございますが、公営企業法適用企業として、工業用水道事業会計の資金不足比率でございます。令和2年度の決算におきまして、貸借対照表の流動資産合計2億72万7,000円に対しまして、流動負債合計76万7,000円であり、差引額が1億9,996万円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値に表すことができないということとございます。

また、公営企業法非適用企業として中央簡易水道事業特別会計の決算でございますが、歳入総額が9,731万3,000円に対しまして、歳出総額が8,538万3,000円であり、歳入から歳出を差し引きました実質収支額が1,193万円の黒字でありますことから、資金不足比率として数値に表すことができないということとございます。

したがって、両会計とも経営状況は安定しているということとございます。次のページ以降に参考資料を添付しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）ただいま報告第5号の説明が終わりましたが、質疑に入ります前に、代表監査委員の河上勝彦君に令和2年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果を求めます。

（代表監査委員 河上勝彦君 登壇 説明）

○代表監査委員（河上勝彦君）それでは、ただいまの報告第5号について審査意見を報告させていただきます。

西監発第17号、令和3年8月12日、西原村長日置和彦様、西原村監査委員河上勝彦、同じく西口義充。

令和2年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度西原村健全化判断比率、資金不足比率の状況について、その審査を終えたので別紙のとおり意見書を提出します。

開けてください。

令和2年度西原村健全化判断比率審査意見書。

1、審査の概要。この健全化判断比率審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果。（1）総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

次の（２）の個別意見に移ります。①実質赤字比率について、令和２年度の実質赤字比率は10.79%の黒字となっており、特に問題はないと認められる。②連結実質赤字比率について。令和２年度の連結実質赤字比率は24.91%の黒字となっており、特に問題はないと認められる。③実質公債費比率について、令和２年度の実質公債費比率は6.9%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回り、特に問題はないと認められる。④将来負担比率について、令和２年度の将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源等が上回り、特に問題はないと認められる。

（３）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

次のページを開けてください。

令和２年度西原村資金不足比率審査意見書。

１、審査の概要。この資金不足比率審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員から説明を聴取し、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

２、審査の結果。（１）総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（２）個別意見。①上記の各会計における資金不足比率について、令和２年度の資金不足比率は、資金不足額がないため、特に問題はないと認められる。

（３）是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（山下一義君）以上で令和２年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑なしと認めます。

これで、報告第５号、令和２年度西原村健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は16日午前10時より行います。本日はこれをもって散会します。

午後 2時50分 散 会

第 4 号 (9 月 1 6 日)

令和3年第3回西原村議会定例会会議録

令和3年9月16日、令和3年第3回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和3年9月16日（木曜日） 議事日程第4号

- 日程第 1 議案第49号 西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第50号 西原村営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第51号 村道の路線廃止について
- 日程第 4 議案第52号 村道の路線認定について
- 日程第 5 議案第53号 令和3年度西原村一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第 6 議案第54号 令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第55号 令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 8 議案第56号 令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 9 議案第57号 令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第58号 物品購入契約の締結について
- 日程第11 議案第59号 工事請負変更契約の締結について

日程第 1 2 同意第 4 号 西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につ
き同意を求めることについて

日程第 1 3 発議第 4 号 議員派遣について

日程第 1 4 陳情書について

日程第 1 5 組合議会報告について

日程第 1 6 委員会の閉会中継続調査（審査）申出書について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	小 田 楓夕香 君

4、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	目床順司君
教育長	竹下良一君
総務課長	須藤博君
企画商工課長	林田浩之君
教育課長	吉田光範君
会計管理者	西山春作君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
復興建設課長	吉井誠君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	槇原加奈子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

昨日15日の議事日程第3号の認定第1号、令和2年度西原村一般会計歳入歳出決算の認定の中で、宮田議員の質疑について、一部発言取消しの申出がありましたので、これを認めます。

申出箇所は、復興建設課への質疑で、村道春南線の県から村への引渡しの件の後から急傾斜質疑に入る前の発言で、県の予算執行の発言であります。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第4号のとおり行います。

日程第1、議案第49号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を住民福祉課長に求めます。

（住民福祉課長 廣瀬龍一君 登壇 説明）

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）おはようございます。

議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が申請者から個人番号カードの発行手数料を徴収することとなったことから、所要の改正を行う必要があるため、本条例の一部を改正するものです。これが、この議案を提出する理由であります。

主な内容につきましては、お手元にお配りしております西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例（案）の概要でご説明させていただきます。

改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正され、個人番号カードの発行が、地方公共団体情報システム機構が行う事務として同法に明確に位置づけられるとともに、個人番号カード発行に係る手数料の徴収については同機構が申請者から徴収することとなり、当該手数料の徴収事務を市区町村長に委託して行う形に位置づけが改められました。これに伴い、西原村手数料徴収条例の一部を改正する必要が生じました。

主な改正内容についてご説明いたします。

当該手数料の徴収主体が村から地方公共団体情報システム機構になり、同機構からの受託による徴収へと位置づけが変わることから、個人番号カードを再交付する際の手数料を村の条例により規定する必要がなくなるため、本条例で定めている個人番号カードの再交付手数料の規定を削除するものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日から施行します。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

今まで村の事業であった窓口が、ここに全自治体が変わるということで、こうなるという説明でありました。

西原村にも村民の中に多分各個人宛てに、私にも来ていますけれども、そういうマイナンバーカードの個人番号カードを発行するときのやつが直接郵送で来ておったかと思えますけれども、村民の特に年齢がいかれておる方は、登録を次にするとか、また再発行せんと失うたとかいう方々が、当然、村の窓口で直接来られる可能性もありますので、もう家に来ていますから実際変わっておるんだろうと思えますけれども、村の窓口対応としてはどのような対応を今度されていきますか。個人番号カードの事業主体を西原村からこの機構に変えるというのが趣旨として書いてありますけれども、どういったやり方になるのかなど。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）お答えします。

今のご質問は、例えば紛失とかで再交付をされる場合の手続ということですか。

今回の改正案のほうは、あくまでも再交付の場合の手数料徴収を今まで村でやっていたのが、主体が機構のほうに移行したという形で、機構からの受託という形で委託契約をして村が受託して行うという形なので、事務的には今までと変わらず、再交付手数料が発生する場合は村のほうで徴収して、これについては、お金のほうは、受託後は歳入歳出外現金として管理して、機構のほうにその後、納入するという形になります。

新規の場合は、今までと変わらず、村の窓口のほうで手続を行うという形になります。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）再発行の部分に関してが、ここと委託契約を村が結んで、事務手数料に関して向こうからお金が来てじゃないんですか。

○議長（山下一義君）住民福祉課長。

○住民福祉課長（廣瀬龍一君）情報システム機構と委託契約を村が結んで再発行の徴収に関しては行うんですけれども、この委託契約に関しては無償という形になっています。これは、うちだけに限らず全国共通です。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

○9番議員（宮田勝則君）はい、もういいです。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第49号、西原村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第50号、西原村営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）おはようございます。

それでは、議案第50号についてご説明いたします。

議案第50号、西原村営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について、西原村営単独住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

村営単独住宅小森団地の移転工事に伴いまして、条例を改正する必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙によりご説明をさせていただきます。

本条例の一部を改正する条例（案）の概要をご覧ください。

初めに、条例改正の趣旨でございます。

熊本地震被災後、熊本県で建築されました木造応急仮設住宅を平成30年度に本村への譲渡を受けまして、村営単独住宅小森団地として、熊本地震で被災された方の住宅として活用してきております。木造仮設住宅利活用移転改修工事を施工してはりましたが、工事完了に伴いまして、単独住宅の規模及

び戸数が増えたとしたため、本条例別表第1の改正を行うものでございます。
主な改正内容でございます。

条例別表第1を以下のとおり改正いたします。

小森団地1K16戸を7戸へ改めます。

今回建設いたしました2DK2戸及び3K3戸を新たに追加いたします。

参考資料といたしまして、新旧対照表を添付しております。

施行期日は、公布の日から施行といたします。

それから、準備行為といたしましては、この入居に係る必要な準備行為につきましても、施行日の前においても行うことができるようにしております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第50号、西原村営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第51号、村道の路線廃止についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第51号について説明いたします。

議案第51号、村道の路線廃止について。

道路法第10条第1項の規定により、次のとおり村道路線を廃止することとする。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

路線名、203号、風当ダム線、起点、大字小森字風当1282-1番地先、終点、大字小森字塩井社1942-2番地先、延長、750.3m、平均幅員5.5m未満、適用、その他。

提案理由としまして、村道の路線廃止については、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を経る必要があり、これがこの議案を提出する理由でございます。

この村道風当ダム線につきましても、熊本地震により被災し、大切畑地区

緊急地滑り対策工事、大切畑ダム災害復旧工事、村道風当ダム線道路災害復旧工事により一部の道路が機能を有しなくなっており、一旦この路線を廃止し、残った部分を次の議案第52号で提出するものでございます。

参考資料としまして、次のページに位置図を添付しております。丸が起点、矢印が終点となります。

内容としては、以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

この道は、もともと通っていた道ですけれども、今、堤の改良が行われていますけれども、この道自体がどういうふうな形になるのかを教えてくださいと思います。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今、使えるところというのは、分土工から東へ約50mか60mぐらいかと思ひます。あと、残っていますのが歩道です。歩道がダムの工事で今ちょっと通れなくなっているんですけれども、仮設の歩道橋と併せまして、その部分が残っているところです。

その後に関しましては、今、ダム事務所と県の道路担当のほうと協議をしておいて、行く行くは歩道に関しても県道のほうで引き取っていただけないかというのをこちらから要望しているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）じゃ、堤の横の道は、この幅で残るのは残るんですか。それとも残らないんですか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）堤の横につきましては、ダムの管理用の道路として残るかと思ひます。地滑り対策工事で、のり面保護でされている部分が、ちょうど大橋のところなんですけれども、あそこに関しては、もう道路が全くありませんので、そこは廃止となるような感じになります。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

先日、袴野の区長のほうから、県のダムの工事で子どもたちが今度は反対側に渡らなくてはならないようなことを言われたんですけれども、それは、県は関知しないと。自分たちで何かしてくださいみたいな形で、警察のほうに言わなくてはいけないとは思ひますけれども、なかなかこういうもので歩道を造ったりとかは、あそこは結構スピードが出ますし、下りなので、その辺の話もちょっとしていただけないかと思ひておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）歩道に関しましては、もともとは本来であれば四差路ですか、あそこのところに国が代行で工事をされていたので、造りたいということで再三にわたり警察のほうに要望を出されていたんですけども、やっぱりカーブであり、見通しが悪いということで、ダムの管理棟の下に横断歩道ができるようになっております。なかなか警察の協議が一番厳しくて、交差点のところを大幅に改修しない限りは、やっぱり四差路のところ横断歩道ができないということで、一応復旧工事が終わったすぐなので、県のほうもなかなか新たに手がつけられないということで、どうにか管理棟までの歩道に関しては村なり県なりのほうできちんと確保したいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今、この赤線が、大峯山のところとかは、もう道はなくなっていますが、ここは通られないように現在はなっておりますけれども、これが袴野地区の子どもたちの通学路でした。今回は、どこかで渡らなければならないというふうになりますので、結構子どもたちがスピードが出る中を渡るというのは危険ですけども、どうにかここを渡らないといけないということで、ぜひ西原村も協力していただいて、どこかで一番危険ではないところを見据えて、どうか一緒になって造っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山下一義君）いいですか。

○5番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第51号、村道の路線廃止について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第52号、村道の路線認定についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

（復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明）

○復興建設課長（吉井 誠君）議案第52号について説明いたします。

議案第52号、村道の路線認定について。

道路法第8条第1項の規定により、下記の村道路線を認定することとする。
令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

左から、路線名、起点、終点、適用の順に読み上げます。大津南部線、起点、西原村大字鳥子皆元、終点、西原村大字鳥子字馬場、適用、2級。小園3号線、起終点とも西原村大字鳥子字皆元、その他。風当1号線、起終点とも西原村大字小森字風当、その他。風当2号線、起終点とも西原村大字小森字風当、その他。西鶴線、起終点とも西原村大字布田字西鶴、その他。

提案理由としまして、村道路線認定は、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を経る必要があり、これがこの議案を提出する理由でございます。

今回提出します路線につきましては、平成21年に県から財産譲与されました大津南部農免農道関連が2路線と熊本地震関連で整備した3路線、計5路線でございます。

参考資料としまして、次のページ以降にそれぞれの路線の位置図を添付しております。丸が起点、矢印が終点となります。

内容としましては以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

2番議員、高本君。

○2番議員（高本孝嗣君）大津南部線についてお尋ねいたします。

大津南部線は、農道で作成されたということでありまして、設計、工作については農道基準でできておるだろうと思います。

以前、あそこの下のほうの馬場という文字を書いているところからちょっと上がったところに、車が、老人の方だろうと思いますけれども、側溝に、大きな側溝がございますので、転倒されて、そこで右往左往されたという事故がございました。当然ながら、大きな側溝でございますので、車は横転はしなかったんですけれども、引き上げるのに大変苦労したということを記憶しております。

農道でありますので側溝に蓋がないのではないかというふうに解釈しているわけですが、今度は村道になるということで、その辺の改修あたりをどう考えておられるかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）お尋ねの場所に関しましては、県道山西大津線との交差点から西へ上る側溝かと思っております。

お話のとおり、途上のほうから下っていくと、途中までは側溝に蓋があるんですけれども、下、100mあるなしの部分に関しては蓋がないということ

で、これも側溝の改修が必要な場合は、一回村道に編入して、編入すると、舗装と側溝の改修する事業がございますので、そういうのを活用して、今後、改修していきたいなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第52号、村道の路線認定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第53号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度西原村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億7,760万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億6,261万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

変更。

事項、公営住宅自動体外式除細動器（AED）レンタル料（3台）。

補正前、期間、令和3年度から令和7年度まで、限度額、95万5,000円。

補正後、期間、令和3年度から令和8年度まで、限度額、補正前に同じ。

6ページをお願いします。

第3表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、7、公共事業等債（道路維持補修事業）、8、緊急自然災害防止対策事業債（単県急傾斜崩壊対策事業）、9、公共土木施設災害復旧事業債（道路橋梁等災害復旧事業・現補災）、10、農林水産業施設災害復旧事業債（農地等災害復旧事業・現補災）。

限度額、1,740万円、300万円、240万円、130万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

2、変更。

起債の目的、1、臨時財政対策債。

補正前、限度額1億3,000万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

補正後、限度額1億7,130万円。

起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。以上でございます。

続きまして、補正予算の主な内容についてご説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款11地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億280万6,000円の増額補正でございます。本年度の普通交付税額確定による増額でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金2,060万円の増額補正でございます。社会資本整備総合交付金（道路維持補修事業）の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

款16県支出金、項2県補助金、目4災害復旧費県補助金2,058万8,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧事業県補助金（現年度）の増額でございます。

款18寄附金、項1寄附金、目3ふるさと納税寄附金1億7,000万円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附金の増額でございます。

11ページをお願いいたします。

款20繰越金、項1繰越金、目1繰越金2億4,356万6,000円の増額補正でございます。前年度剰余金確定によるものでございます。

款22村債、項1村債、目1臨時財政対策債4,130万円の増額補正でございます。

款項同じく目2公共事業等債1,740万円の増額補正でございます。道路維持補修事業による増額でございます。

次に、13ページから歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7基金費2億6,700万円の増額補正でございます。決算に伴い、財政調整基金及び公共施設整備基金への積立て分でございます。

款項同じく目8企画費1億61万7,000円の増額補正でございます。ふるさと納税寄附金返礼品等の関連予算等の増額でございます。

15ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費1,666万2,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種関連予算等に伴う増額でございます。

16ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費4,000万円の増額補正でございます。村道維持補修工事に伴う増額でございます。

18ページをお願いいたします。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1農地等災害復旧費2,662万2,000円の増額補正でございます。農地等災害復旧工事等に伴う増額でございます。

款同じく項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費1,068万8,000円の増額補正でございます。道路橋梁等災害復旧工事等の増額でございます。

款11公債費、項1公債費、目1元金2,880万円の増額補正でございます。

19ページをお願いいたします。

款13予備費1億3,727万7,000円の増額補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番議員、中西君。

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。

16ページの土木費の件で、手前みそですけれども、この補正予算の中に南部工業団地云々関連は入っているのか、入っていないのか。手続がどこまで進んでいるか教えていただければ助かります。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）南部工業団地関連につきましては、当初予算で計上しております。大津町が6月議会で計上されていまして、今、大津町のほうで工事の段取りをされているところです。9月議会が終わったときに、もう一回打合せをして、大津町の都合なんですけれども、10月、11月ぐらいから着工できればなというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）8番議員、上野です。

ページは16ページの土木費ですけれども、道路改良事業用地測量業務委託料とあります。これは課長の話によると立野雀塚線ということで、私のところの布田の人たちが立野のほうにはかなり住んでおられまして、これは生活道路なんです。そして、周りには畑があります。ですから、農地用の道路にもなるんです。ここにかぶせ蓋をしてくれんかという地区の要望がありまして、早速取り組んでいただきまして感謝しております。

これは、村民グラウンドでイベントや競技大会なんかがあった場合、よその人たちが昼休みに高遊のほうに弁当を買いに行ったり食事に行ったりするときに、やっぱりあの道路が一番分かりやすいんです、グラウンドから高遊に行く場合。だから、あれは重要な道路になるかと思しますので、ここで予算を組んでありますが、今回はグラウンドから入って五、六十mぐらいかな、70mぐらいかな、計画は。この後どのくらいかかって県道までやっていただけるのか。大体の予想で結構ですので、お願いします。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）今回の計画に関しましては、交差点改修ということで、一応交差点から北のほうに100m、議員さんの協力を得て用地等もうまくいっているんですけれども、今のところは一回そこで終わりなのかなというふうに、私は認識しておりました。その先に関しましては、また相談しながらやっていこうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番議員（上野正博君）一応あそこで終わりということでしょうけれども、できれば、予算の要ることはありますけれども、あの曲がりくねったところに、せめてかぶせ蓋でもずっと県道までしていただいて、なるべく道路の拡幅ができるように何とか検討してもらいたい。あそこまでだったら、あれから先が大事だと思いますけれども、ぜひ検討してください。

○議長（山下一義君）答弁求めますか。

村長。

○村長（日置和彦君）今後の段取りがありますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず最初、要望があったときには、この区間も蓋をかぶせてくれという要望でしたけれども、こちらのほうから、それではまた改良せないかん。二重になるから、もうついでだから、用地を頂いて広くしてはどうだろうかということで、この設計を上げているところであります。それから先は、今のところはまだ白紙です。

ただ、おっしゃるとおり、ちょっと使うときにはいい道路だなと。グラウンドに来て、我々は東から来ますけれども、高遊方の人たちは、特にあの

道路は昔から利用されておられたということで、あそこもさっきの小園と同じで蓋がなかったもので、あの側溝に車が入り込んだということも、私もあそこの道路を通って見かけたことがございます。そういったことで、改良して広くすることが一番いいだろう。その次は蓋をかけることだろうというふうに思いますので、そこら辺は今後検討して、できるだけ進めていくなればなというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページが18、19にまたがります。公債費。当然、繰上償還等が含まれておるかなというふうには思っていますけれども、説明欄だけで解釈するならば、公共団体とか政府系とかの元金を減らして市中銀行をどんと返したいということです。財政的にはこれが一番いいのだろうという選択なんでしょうけれども、当初の予定よりもいい決算ができたということの表れかもしれませんとは思っております。

内容的に、言える範囲で構いませんけれども、こういった操作をして、市中銀行だけは利子部分もとんと落ちていきますので、元金をぽっと返すからというお話かもしれませんが、ほかのやつも元金減額しとって、利子分も減額補正しとるから、意味がちょっと見えないところもありますので、少しよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

まず初めに、元金について、中身のほうをちょっとご説明させていただきます。

説明欄のほうに、財政融資資金ということで減額としておりますが、これにつきましては、令和2年度のほうで公共事業等債を活用して総合体育館建設事業ということでしておりましたが、一部繰越しという形になりましたので、その分の起債借入れがなくなったということで、元金の分が減ったということでの減ということです。

2点目の地方公共団体金融機構の減額につきましては、これは同じく関連でございます防災公園の備蓄倉庫、緊防災を活用ということでしておりましたが、これも繰越しということになりましたので、借入れがなくなったということでございますので、元金を減額したということでございます。

あと、市中銀行等と書いておりますが、これにつきましては、起債につきましては、繰越しにつきましては、市中銀行、民間のほうからしか借りられない状況に今なっておりますが、平成30年度の事故繰りの事業でございました災害復旧事業債、宅地耐震化推進事業等の返済期間が変更になりまして、元金の返済が増えております。予定期間20年というものが、今回10年という

形になりましたので、返済期間が当然短くなりますと、その分膨らむということでございますので、その分の増という形になっております。

利子につきましては、同じく財政融資資金につきましては、先ほど言いましたものとはちょっと理由が違いまして、借入れ利率の確定に伴いまして利子が増加しております。当初10年、0.007%が0.04%になりまして、20年返済が0%から0.04%ということで、利率が変わっていることで増額という措置が必要になったということでございます。

利子の地方公共団体金融機構につきましては、先ほどの元金と同じ理由で、緊防災、防災公園備蓄倉庫の繰越しに伴いまして、借入れがなかったことから元金が発生しなかったことでの減額でございます。

市中銀行につきましても、先ほど元金で申しましたとおり、平成30年の事故繰越事業の災害復旧事業債の返済期間の変更によりまして、利子返済等が減となったというところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）説明の上の政府系とか地方公共団体の件は理解ができたところですが、市中銀行に関してだけが説明がちょっと理解しづらかったのは、20年で契約しとつとが10年にひっくり返されたというふうに議場では聞こえましたが、違うのかな。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）すみません。ちょっと補足説明させていただきますと、熊本市に係ります復旧関係の起債の償還金を早期償還したということでございます。短期管理という形にしたというところから来ております。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番議員（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページは16ページになります。土木費目の5の集落復興になりますけれども、327万円、小規模住宅の改良工事。こちらは、復興、地震からの関係に、もうほとんど載っていませんけれども、これがそれに使われるのではないかと考えておりますが、今この金額がなぜ出てきているのかということと、これが一般財源になっておりますけれども、その経緯、どういったものなのかを教えてください。

○議長（山下一義君）復興建設課長。

○復興建設課長（吉井 誠君）この用地費に関しましては、事業を行ってまいりまして、当初は道路の協力で難色を示されていて、工事が進むにつれて、自分のところだけ協力していないのはやっぱりいけないというか、後から協力するという話が来て、地元の役員さんだったり地元の議員さんのお力添えを得て購入している費用になります。ここに関しては、もう一応補助対象外ということで、単独費として上げさせてもらっているところです。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）17ページの学校管理費ですけれども、山西小学校の2年生棟の屋根の防水工事。緊急に工事をされたと説明がありましたけれども、やはりもう小学校も大分古くなっておりまして、いつも屋根の雨漏りとか、今度は構造改善も大幅に屋根をやり直すというようなことで、そういう計画をされておりますけれども、山西小学校も相当古うございます。毎年雨漏りがあっていると思いますけれども、何か全体的に大工事するというようなことを今後考えていくのか、雨漏りがした時点で部分的な補修をしていくのか。そこら辺も長い目で計画していく必要があるんじゃないかと思っております。財政的には大変厳しいと思いますけれども、やはり常に毎年、何か雨漏りはいつも聞いておりますので、計画的に予算を組んでいくか、そこら辺は検討されておりますか。教育委員会、お願いします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（吉田光範君）ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、山西小学校の屋根の防水工事につきましては、8月の長雨におきまして、2年生の1クラスが、防水はしてあったんですが、古くなりまして、教室に入りますと天井が落ちております。天井の部分は早急に、学校も始まるということで、もう工事のほうは終わっております。その部分につきましては、どうしても早めに手だてをしたいということで、今回予算を上げさせていただいております。今の段階では、ビニールシートを貼って一応雨漏りはしないような状況をつくっているところでございます。

来年度以降ですが、山西小学校も校舎的には複雑な構造になっていまして、もう大分老朽化も進んでいます。屋根の防水工事につきましては、大々的にやるにはかなりの金額がかかると思いますが、今後、部分的にするのか、大々的に年次計画をしながらやっていくのかは、上のほうと相談して現地を調査した上で検討していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）7番議員、西口君。

○7番議員（西口義充君）本当に村の庁舎も古くなりまして、役場のほうも相当雨漏りもありますし、大変な出費でございますけれども、長い目で、どうしたら長く維持できるかというのは検討しながら、行政のほうで進めていただきたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

14ページ、社会福祉総務費。

負担金、補助金、交付金という関係で、社協のほうの補助金が730万円ほど減額されたということでありまして。社協の会長、村長が兼務をされてお

ますけれども、人件費の部分かと思いますが、一応説明ば、これはどっちかな。村長でいいですか。

○議長（山下一義君）村長。

○9番議員（宮田勝則君）村長にお願いします。

○村長（日置和彦君）今、藤吉課長があちらのほうで事務局長をやっております。その分はこちらから今給料を払っておりますので、社協のほうにやる金額は減額という形で、ここに減額を上げておるところです。以上です。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）そうでしょうということでありましたけれども、こちらから出向しておるといことで、人件費はこっちで見ると。こっちにそのまま在籍という形で出向ということだったと思います。

社協のほうも、非常に今後も、私も評議員を長くして、理事を4年して、内容的には大体分かっておりますけれども、いろんなことを社協のほうに委託して、小さくなることはないような方向で進んでいますよね。今のところ、藤吉局長になられて、ある意味いろんな行政で学んだことを生かしながらやっておられるということ、ひとまず安心しております、専門分野でもありますし。ということでもありますけれども、今後とも拡張していくということで、人材関係が不足してきやしないかなという思いも少ししております。

そういったことで、向こうも、もともと社協でずっと暮らしておる方は、金の出どころをいつも心配されておるといところもたまに聞きます。やはり経営的にも厳しい状況、ぎりぎり綱渡りしながら健全経営をされておるといところもありますので、今後とも、今回人件費の100%カットじゃないでしょうけれども、そういった思いやりのなところも、村長にまたお願いして、やっていっていただきたいと思っておりますので、ここで質疑の中で入れさせていただきました。

社協の会長として、今、順調にやっておられますか、経営のほうは。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）このスピーカーが、ちょっと下のほうが聞こえんもんだけんですね。

もともと住民福祉というところにおりまして、今までも携わってきたといことで、そこら辺は、私から見た目では順調に何かも理解した上での進め方をしておるんじゃないかなというふうに思います。

ただ、役場の中と社協は、少しは違うところもありますけれども、そこら辺はそこら辺で、自分で勉強しながら進めていってくれるというふうに思っております。それでいいですか。

○9番議員（宮田勝則君）健全経営ですかということ。

○村長（日置和彦君）そうなんです。健全経営というか、赤字は出しておりませんので、以前は大分もうかっておったということでもありますけれども、あ

んまり社協がもうかるといかんということもあって、少しは経営改善もせんといかんだらうということで思っております。

ただ、職員も給料は割と安いほうです。なかなか30、40になっても10万円台というような方もおられますので、そこら辺は少し改革していかないかんなど。新しく採用する人は、30、40の人が採用されますけれども、高校生と一緒にいかんぞと。今までの積んできたキャリアのことは評価しとらんだったですもんね。それはせんといかんぞということで、今後進めていくならばなというふうに思います。

ただ、赤字になっては困りますので、そこら辺も見ながら進めていきたいというように思います。以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第53号、令和3年度西原村一般会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時58分）

（午前11時13分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第6、議案第54号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第54号につきましてご説明いたします。

議案第54号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,475万4,000円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,452万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金6,475万4,000円の増額補正です。令和2年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

7ページをお願いします。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費6万9,000円の増額補正です。特定健康診査受診勧奨増に伴う通信運搬費の増額補正であります。

款9諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金62万4,000円の増額補正です。これは、令和2年度実績に伴います一般会計からの事務費繰入れ分の返還に伴う増額補正であります。

あとは、予備費に6,406万1,000円を増額補正させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番議員（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

ページは7ページでいきます。

今の説明の中では、特定健診等事業費の歳出の通信運搬費の増の説明がされたかと思えます。委託料と使用料、賃借料を付け替えみたいな形で対応されていますけれども、下の言葉でいうと使用料、賃借料ということで、イメージ的には下の保健師さんがそこを使って自分からやる。委託料でやったときは、向こうに任せてしたやつをこっちに来て、こっちを分析するというような形だと思いますけれども、その内容で間違いありませんか。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）お答えいたします。

この委託料から使用料及び賃借料への付け替えですけれども、この特定健診結果分析、通称あなみツールに関しましては、前年度までは、このツールに関しては使用料、委託料が発生しておりません。というのが、もともとは、このツールが福岡県の国保連合会の職員が開発したツールであって、そこで委託料等が発生していなかったんですけれども、その方が独立されて使用料が発生した。当初は委託料として考えていたんですけれども、実際、契約する中で、そのシステムの使用料という形に変更になりましたので、今回、付

け替えをさせていただいております。以上でございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第54号、令和3年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第55号、令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,281万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億6,598万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金136万7,000円の増額補正です。令和2年度決算に伴う介護給付費精算に伴う増額補正であります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目5保険料軽減強化繰入金66万1,000円の増額補正です。こちらも令和2年度決算に伴う保険料軽減強化繰入れ分の精算に伴う増額補正であります。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金1億1,078万8,000円の増額補正です。令和2年度決算に伴う増額補正であります。

次に、歳出につきましてご説明させていただきます。

7ページをお願いします。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費8万2,000円の増額補正です。介護事業所の公募に伴う選定のため、西原村高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画策定委員会を開催する必要があり、委員報酬等の増額補正であります。

款4 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金1,335万4,000円の増額補正です。これは、令和2年度介護給付費及び地域支援事業費等の額の確定に伴います返還金の増額補正であります。

款4 諸支出金、項2 繰出金、目1 繰出金357万5,000円の増額補正です。こちらは、令和2年度実績に伴います一般会計からの繰入れ分の返還に伴う増額補正であります。

8ページをお願いします。

予備費に9,580万5,000円を増額補正させていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

歳出の中で、償還金の中で、介護保険の給付費の返還金、国庫と県費は多分給付費ですけれども、地域支援事業の国庫185万2,000円と県費98万7,000円の返還金が発生しております。これは地域支援事業の中のサービスが何か必要なかったのかなと思いますが、これは包括支援事業の中なのか、介護保険予防事業の中のいろいろサービスがありますが、主に何のサービスが原因なのかということが分かりましたらお願いいたします。

○議長（山下一義君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（松下公夫君）ただいまのご質問にお答えいたします。

介護保険事業で、昨年度は、やはり地域支援事業の中の介護予防・生活支援サービス事業費等で、やはりコロナの影響で、サービス内容が若干今までの通年のサービス内容から、ちょっと変化が見られております。通所系のサービスの利用者が減って、居宅系のサービスが増えたりしております。そういう中で、トータル的にサービスを利用された件数もそうですし、給付費あたりが減少している。それに伴って、もちろん事業費全体が縮小しておりますので、国庫なりの返還が発生したというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第55号、令和3年度西原村介護保険特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第56号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明)

○保健衛生課長(松下公夫君) 議案第56号につきましてご説明いたします。

議案第56号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,316万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入につきましてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金401万円の増額補正です。令和2年度決算に伴います増額補正であります。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

7ページをお願いします。

款4諸支出金、項2繰出金、目1他会計繰出金15万5,000円の増額補正です。令和2年度実績に伴います一般会計からの事務費繰入れ分の返還に伴う増額補正であります。

あとは、予備費に385万5,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第56号、令和3年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第57号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を復興建設課長に求めます。

(復興建設課長 吉井 誠君 登壇 説明)

○復興建設課長(吉井 誠君) 議案第57号につきましてご説明いたします。

議案第57号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)。

令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ829万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億940万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきまして説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

歳入予算でございます。

款1給水事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節2水道使用料過年度分3万1,000円の増額。

款1給水事業収益、項2営業外収益、目1補助金、節1他会計補助金103万円の増額。

款2繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金、令和2年度決算認定にて確定しました実質収支2,222万9,380円に伴う722万9,000円の増額でございます。

7ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節14工事請負費1,090万9,000円の増額補正。こちらは、道路舗装補修工事等に合わせました老朽し

た配水管更新工事に伴う請負工事費を計上し増額するものでございます。

款1水道事業費、項2営業外費用、目1企業債償還金、節43企業債元金、令和2年度熊本地震復旧工事に伴い、災害復旧事業債の借入れによる令和3年度償還金103万円の増額補正でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

すみません、訂正をお願いします。

6ページ、歳入の款の1水道事業収益に訂正をお願いいたします。以上でございます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第57号、令和3年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第58号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）議案第58号についてご説明いたします。

議案第58号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、小型動力ポンプ積載車（3台）及び小型動力ポンプ（1台）購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額1,749万7,700円、税抜き額1,590万7,000円。

4、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市東区健軍1丁目31番7号、会社名、株式会社田原商会、代表者、代表取締役成良仁志。

参考資料といたしまして、次のページ以降に仮契約書（案）及び契約相手

方の平成30年度以降の納入実績を添付しております。

各消防団に配備しております小型動力ポンプ積載車と小型動力ポンプにつきましては、これまで経過年数20年を目安として更新購入してきております。

財源といたしまして、緊急防災・減災事業債が起債充当率100%、交付税措置70%ということから、財源として有効であるため、当該起債を活用して購入してきておるところでございます。当該起債の期限が令和2年度から令和7年度まで延長されたことに伴いまして、小型動力ポンプ積載車については、本年18年目を迎えます2分団2班（下小森、前鶴）、3分団1班（日向、多々良）、5分団2班（秋田、土林）を前倒しで更新購入するものでございます。なお、小型動力ポンプにつきましては、経過年数19年となる5分団2班（秋田、土林）を更新購入するものでございます。

なお、今回の新規購入で入れ替えます現積載車等につきまして、前年度と同様に公売をいたす予定でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）3番議員、小城です。

マイクが不備なため、隣のマイクを使わせていただきます。

物品購入のほうで積載車3台、今、照会にもらいましたけれども、私も質疑でして、今、消防団のほうも高齢化になり人員も減っているということで、そして熊本市消防局の配下で動いていて、火事までにも早く来られるということで、高齢化が進んで、うちのほうの山林も大分多くなっておりますので、積載車のほうを天草あたりも軽の四駆に替えている消防団のところもちらほら多数見えておりますので、将来的に郡部のほうまでこの大きい積載車が要るかということを見据えまして、山間地の消防団員が少ないところは軽の四駆のほうがためにはならないかというふうに私は感じております。そのところは、購入した分のことを言っているわけじゃなくして、将来的にそういった方向に持っていけば、予算のほうも削減されまして、どうかと思いますので、そのところをお願いします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

各消防団各班のほうで積載車のほうを購入してきているところでございますが、確かにそのような意見もこの間いただいているところございました。いろいろ各分団各班の意向もあるかと思っておりますので、そこは幹部会議等で、事前にその辺の要求とかニーズも把握していきながら、また別に専用に購入するかも含めて、将来に向けて検討していく必要があるのかなとは理解しております。今後、幹部会議等の中でも、ちょっとその辺は提案して、ご意見をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3番議員、小城君。

○3番議員（小城保弘君）ありがとうございます。

消防団というのは、ただ幹部会議の問題ではありません。地域の区長さんあたりの意見を十分聞いて持っていかなければなりませんので、大変な時間もかかると思っていますので、将来的の審議をよろしくお願いいたしたいと思えます。以上です。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）そうです。大変失礼いたしました。

幹部会議だけではなくて、当然地元の住民の方のご意見等も聞く必要があるかと思っておりますので、今後検討させていただきたいと思えます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

今、答弁の中で、地元の要望をある程度聞くということでございました。今回5分団の2班も積載車とポンプということで、早めの入替えということで喜んでおりますが、積載車は一応3台とも同じ規格で入ってくるかとは思いますが、消防ポンプについては地元消防団の意見、要望を聞かれるのかというところです。

といいますのが、5分団は1班と2班しかございません。その中で、河原団地等のちょっと山の水利がないところは、結局、火災があった場合、中継をしなければならぬということで、1班が水冷なんです。水冷ということは、水利側の河川が木山川につくわけです。そこで戸惑って中継に入るところが水冷のポンプでありますと、これはもう当然消防団のOBの方は分かると思うんですが、オーバーヒートするんです。水を吸い上げて冷やしているんです。うちが空冷をなぜしたかということ、途中で早く、中継に入っても水がなくても、空冷ですので、エンジンを冷やしておりますので、いつまで放水に戸惑ってもオーバーヒートの心配はないというところで、1班が水冷のポンプ、2班が空冷のポンプということで、私の現役のときはそういう購入の仕方をしておりました。今はどういう要望があるかは、今、現団員が河原団地のほうも水利はもう確保したからそういうのは要らないよというのがあるかもしれませんが、もし要望があったら、そのあたりの要望を聞き入れての入札になるのか、お伺いします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（須藤 博君）お答えいたします。

今回、入札のほうはもう終わっております、うちのほうで示しております購入の仕様書の中で、小型動力ポンプにつきましては、消防団の省令の基準を基にしながらしているところでございます。仕様書では、この間、継続して購入してきておりますが、同じような仕様の規格ということで、小型動

カポンプのB-3級という位置づけで来ているところでございます。

お尋ねの空冷か水冷かいうところまでは、仕様書のほうには特に明記はしておりませんので、地元の分団2班ですか、一応意見のほうは聞きながら、そこは実務として支障がないポンプとして納入できればと思っております。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第58号、物品購入契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

日程第11、議案第59号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を企画商工課長に求めます。

（企画商工課長 林田浩之君 登壇 説明）

○企画商工課長（林田浩之君）議案第59号についてご説明いたします。

議案第59号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西企単第1号、鳥子工業団地第2調整池整備工事。

2、変更前契約金額5,849万8,000円（税抜額5,318万円）、変更後契約金額5,956万7,200円（税抜額5,415万2,000円）、106万9,200円の増額となっております。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子2710、会社名、日置工業株式会社、代表者、代表取締役日置通也。

変更の主な内容としましては、第1調整池の木の伐採、抜根によります産業廃棄物処分費の増であります。

次のページに参考資料としまして公共工事請負変更仮契約書の写しを添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第59号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第59号は原案どおり可決されました。

日程第12、同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 須藤 博君 登壇 説明）

○総務課長（須藤 博君）同意第4号についてご説明いたします。

同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

西原村固定資産評価審査委員会委員として下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和3年9月9日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字鳥子650番地2。

氏名、森永和紀。

生年月日、昭和25年11月9日。

提案理由でございます。

西原村固定資産評価審査委員会委員森永和紀氏が、令和3年12月22日をもって任期が満了することにより、再任いたしたく、選任に対し議会の同意を要するためでございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

以上でございます。ご同意方よろしく申し上げます。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第4号、西原村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、同意第4号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第13、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付したとおり派遣することに決定しました。

日程第14、陳情書受理番号6番についてを議題といたします。

お諮りします。受理いたしました陳情書受理番号6番については、お手元に配付の陳情等文書表のとおり、総務福祉常任委員会に付託し、付託期間を令和3年12月の第4回定例会までとしますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって、総務福祉常任委員会に付託することに決定しました。

日程第15、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いします。

4番議員、堀田君。

（4番議員 堀田直孝君 登壇 報告）

○4番議員（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の定例会がありましたので、報告いたします。

令和3年8月20日午前10時より、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合会議室にて、令和3年第2回益城、嘉島、西原環境衛生施設組合定例会が開催されました。

議案につきましては、議案第3号、熊本県市町村総合事務組合規則の一部変更について、議案第4号、令和2年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算の認定について、議案第5号、令和3年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計補正予算についての3つの議案でした。

議案第4号の令和2年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計決算におきましては、歳入、予算現額5億5,995万円、調定額5億6,754万2,496

円、収入済額 5 億 6,754 万 2,496 円、不納欠損 0、収入未済額 0、歳出、予算現額 5 億 5,995 万円、支出済額 5 億 1,690 万 7,019 円、翌年度繰越し 0、不用額 4,304 万 2,981 円、歳入歳出差引残額 5,063 万 5,477 円、うち基金繰入金 0 という決算でした。

議案第 5 号、令和 3 年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合補正予算につきましては、令和 2 年度益城、嘉島、西原環境衛生施設組合一般会計の決算に伴い繰越金が確定したために、歳入、繰越金、補正前の額 1,000 万円、補正額 4,063 万 5,000 円を追加し、歳入歳出の総額を 5 億 7,943 万 5,000 円とするというものでした。

3 つの議案とも全員一致にて認定、議決されました。

また、この組合議会の報告の中で、ごみ搬入の実績が示されましたので、発表いたします。

ごみ搬入が西原村においては平成 30 年度 2,087 t でした。そして、令和元年度は 2,135 t、令和 2 年度が 2,171 t ということで、少しずつ微増しているという状況で、3 つの組合の割合は、益城町が 62.4%、嘉島町が 24.2%、西原村が 13.4% という実績であります。

また、火葬場における火葬の実績ですけれども、平成 30 年度が 63 体、令和元年度が 65 体、令和 2 年度が 58 体、これは若干減っているという状況でございました。

また、報告の中で、私が平成元年の今議会で報告したときに、不燃物処理の施設の火災事故があったということで、分別の重要性を申しましたが、今は電熱、今はやりの空調服、もう小型化して機械の中に入ってしまったおるものですから、このリチウム電池による火災が頻繁に発生しておるということで、現在のところ職員の消火で済んでおりますけれども、また平成元年に報告したように大きな施設の破壊といいますか、そういうものがいつあるかもしれないということで、これがもしあってしまうと本当に税金の無駄遣いになってしまいますので、今はリチウム電池は電気屋のほうにも専用で回収ボックスがありますけれども、やはり分別の収集が大事じゃなかろうかという、分別、家庭、一人一人の注意が必要ということを認識しまして、私の報告といたします。以上でございます。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

9 番議員、宮田君。

○9 番議員（宮田勝則君）詳しい報告でありましたけれども、堀田議員の報告の中の平成元年がいっぱいありましたけれども、令和元年のほうだと思いますので、訂正をよろしくお願い申し上げます。

○議長（山下一義君）ほかにございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に戻ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようなので、これで組合議会報告を終わります。

日程第16、委員会の閉会中の継続調査（審査）申出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長宮田勝則君、総務福祉常任委員会委員長中西義信君、産業教育常任委員会委員長西口義充君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査（審査）とすることに決定しました。

お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって令和3年第3回西原村議会定例会を閉会します。

午後 0時08分 閉 会

令和3年

第3回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和3年

第3回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和3年

第3回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

8 番議員 上 野 正 博

9 番議員 宮 田 勝 則